

64-265



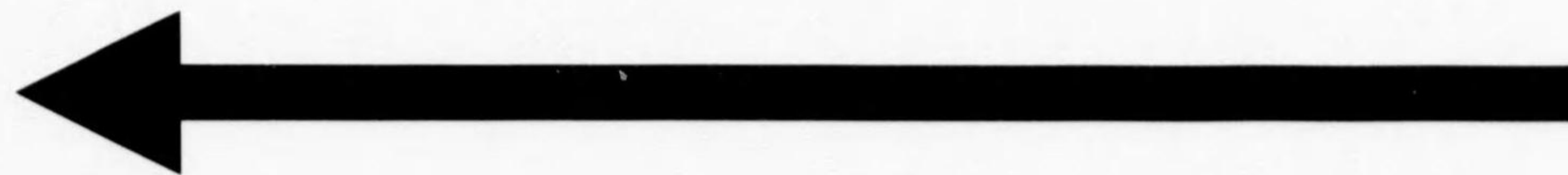
1200501278148

64

65



始



IT7G-82.

64-265

川路聖謨文書 第八

目次

一 東洋金鴻 自慶應二年十月廿一日
至同四年三月廿七日

一頁

○此日記は前輯に收めたるもの、續篇なりとす。即今慶應三年七月朔日以降を此輯に收載せり。

一 川路聖謨遺書

一二五

○安政五年五月六日、聖謨西丸留守居に貶されて閑地に就くや、夙く嫡子常彰を失ひたるに依り、家訓を幼孫二兒に傳ふなきを憂ひ、同年九月此稿を起して、自己の閱歷を語り、旗本武士の大義を説き、處世の要諦を戒め、おのれ歿後の處置等を細々細記せり。以て其用意の一端を見るべし。抑此稿は、隨時感するに従うて逐次記せるものにして、最後は慶應四年三月に及べり。今巻頭に寫眞一葉を掲げて、晩年の筆蹟を示せり。

目次

一

一文久三年上書留記

二一五

○文久三年五月十一日聖謨再び幕府に召され、出て、外國奉行の要職に就きしも、幾もなく之を辭せり。此書は、此間奉公の忱を披歴して君徳治世の要諦を上言せし數次の上書の控書なり。

一神武御陵考

二二五

○聖謨奈良奉行として任に在るや、親しく神武天皇陵に就て考覈する所あり。依て古事記傳の説を是正せんとし、嘉永二年七月此稿を起せり。

一よしの行記

二三九

○聖謨奈良奉行と爲るや、嘉永元年三月慣例に従ひて管下の巡見を試み、吉野山に到れり。此記は其際に於ける紀行にして、夫人大越氏の淨書せしものなり。

一川路家藏書翰集

○川路家に舊藏せる書牘のうち、其主なるもの即史料舊東貳卷及名家古牘壹卷を、

發信者に依りて類別收載せり。書翰の年月は、推定に努めたるも、其紛らばしきものに就ては、強て之を臆斷せず。また其推定に於ても猶誤りなしとせず。看者の諒察を請ふ。

一	脇坂安董書翰 「川路聖謨宛」	天保五年カ十二月三日	二五九
二	同前	天保六年七月四日	二六〇
三	同前	天保六年閏七月廿九日	二六一
四	同前	天保六年八月十二日	二六四
五	同前	天保六年カ十月廿二日	二六五
六	同前	天保六年カ十一月四日	二六五
七	同前		二六七
八	同前		二六八
九	同前		二六九
一〇	同前		二七〇
一一	同前		二七一

一二	同前	二七二
一三	同前	二七二
一四	同前	二七三
一五	大久保忠真書翰「川路聖謨宛」天保六年九月十日	二七四
一六	同前 天保六年九月廿一日	二七五
一七	同前 天保六年十月四日	二七六
一八	同前 天保六年十月七日	二七六
一九	同前 天保七年七月七日	二七七
二〇	同前 天保七年八月八日	二七九
二一	同前	二八〇
二二	同前 天保七年八月廿日	二八二
二三	同前 天保七年十一月廿五日	二八三
二四	同前 天保六年七月晦日	二八四

二五	同前 天保六・七年頃十月二十日	二八四
二六	同前 天保六・七年頃十月廿三日	二八五
二七	同前 天保六・七年頃十一月八日	二八六
二八	同前 天保六・七年頃十二月十三日	二八七
二九	同前 天保八年二月十三日	二八八
三〇	同前	二八九
三一	同前	二九〇
三二	同前	二九一
三三	同前	二九二
三四	同前	二九二
三五	同前	二九二
三六	同前	二九三
三七	真田幸貫書翰「川路聖謨宛」弘化三年十一月廿八日	二九三

目次

六四	同前	三二六
六五	同前	三二六
六六	同前	三二六
六七	同前	三二七
六八	同前	三二七
六九	同前	三二八
七〇	同前	三二八
七一	阿部正弘書翰 「土屋寅直宛」 嘉永五年五月二日	三二八
七二	同前 「川路聖謨宛」 安政二年九月六日	三二九
七三	同前 安政三年六月五日	三三〇
七四	同前	三三一
七五	同前	三三二
七六	堀田正睦書翰 「川路聖謨宛」 嘉永六年十月九日	三三二

目次

七七	同前	三三三
七八	同前	三三五
七九	同前	三三七
八〇	太田資始書翰 「川路聖謨宛」 安政二年十二月八日	三三八
八一	同前 安政五年六月十八日	三四二
八二	徳川齊昭書翰 「藤田彪宛」 天保八年四月八日	三四四
八三	同前 「川路聖謨宛」 嘉永六年六月十九日	三四五
八四	同前 嘉永六年九月十六日	三四八
八五	同前 嘉永六年九月廿六日	三五〇
八六	同前 嘉永六年十月十一日	三五一
八七	同前 「戸田忠敏宛」 安政元年正月十五日	三五三
八八	同前 「川路聖謨宛」 安政元年六月九日	三五四
八九	同前 安政元年十月二日	三五五

目次

九〇	同前	安政二年正月廿四日	三五七
九一	同前	安政二年五月六日	三五七
九二	同前	安政二年	三五九
九三	同前	安政三年九月十七日	三五九
九四	同前	安政四年十月十一日	三六〇
九五	同前		三六五
九六	黒田長溥書翰	〔川路聖謨宛〕 嘉永六年十二月十六日	三六六
九七	同前	嘉永六年十二月十九日	三六七
九八	同前	安政元年正月十三日	三六九
九九	同前	安政元年正月頃	三七〇
一〇〇	同前	安政元年閏七月十八日	三七一
一〇一	鍋島直正書翰	〔川路聖謨宛〕 安政元年五月六日	三七三
一〇二	同前	安政元年十二月廿一日	三七五

一〇三	脇坂安宅書翰	〔川路聖謨宛〕 安政三年正月廿八日	三七六
一〇四	島津齊彬書翰	〔川路聖謨宛〕	三七七
一〇五	安藤信睦書翰	〔川路聖謨宛〕	三七七
一〇六	板倉勝明書翰	〔川路聖謨宛〕 安政二年九月二日	三七九
一〇七	同前		三八〇
一〇八	同前		三八一
一〇九	同前		三八一
一一〇	久須美祐雋書翰	〔川路聖謨宛〕 天保十一年十一月廿六日	三八二
一一一	同前		三八四
一一二	矢部定謙書翰	〔川路聖謨宛〕 天保十二年正月十日	三八五
一一三	同前	天保十二年十月廿二日	三八九
一一四	同前	天保十二年十一月四日	三九一
一一五	水野道一書翰	〔川路聖謨宛〕 弘化三・四年頃四月十九日	三九二

目次

一一六	同詠草		三九五
一一七	石河政平書翰	「川路聖謨宛」 嘉永六年六月十六日	三九六
一一八	松平近直書翰	「川路聖謨宛」 嘉永六年十月六日	三九八
一一九	佐々木顯發書翰	「川路聖謨宛」 嘉永六年十一月十三日	三九九
一二〇	荒尾成允書翰	「川路聖謨宛」 嘉永六年十二月廿五日	四〇一
一二一	筒井政憲書翰	「川路聖謨宛」 嘉永六年十二月十六日	四〇二
一二二	同前		四〇三
一二三	林長孺書翰	「川路聖謨宛」 安政二年十二月廿二日	四〇三
一二四	大久保忠寛書翰	「川路聖謨宛」 安政四年八月十日	四〇六
一二五	木村喜毅書翰	「川路聖謨宛」 安政四年十一月晦日	四〇八
一二六	永井尙志書翰	「川路聖謨宛」 安政五年五月九日	四一〇
一二七	蟠川能登守書翰	「川路聖謨宛」	四一一
一二八	水野忠徳書翰	「川路聖謨宛」	四一二

一二九	新見正興書翰	「川路聖謨宛」	四二二
一三〇	佐久間啓書翰	「川路聖謨宛」 弘化四年五月十六日	四二四
一三一	同前		四二一
一三二	同前		四二二
一三三	藤田彪書翰	「川路聖謨宛」 嘉永六年九月朔日	四二三
一三四	同前	安政二年三月十五日	四二四
一三五	安島信立書翰	「川路聖謨宛」 安政三年九月十七日	四二五
一三六	同前	安政四年六月十八日	四二六
一三七	同前	安政五年正月二十日	四二七
一三八	同前	安政五年四月三日	四二九
一三九	江川英龍書翰	「川路聖謨宛」 嘉永五年十月四日	四三〇
一四〇	同前	嘉永五年十月十四日	四三二
一四一	同前	嘉永五年十一月九日	四三四

一四二 永山貞武書翰 「川路聖謨宛」
 一四三 林衡書翰 「川路聖謨宛」
 一四四 林訥書翰 「川路聖謨宛」 天保八年七月朔日
 一四五 同 前
 一四六 同 前
 一四七 佐藤坦書翰 「川路聖謨宛」 天保十一年十月六日
 一四八 同 前 弘化三年六月十五日
 一四九 安積信書翰 「川路聖謨宛」 嘉永二年十二月朔日
 一五〇 同 前 嘉永五年八月十二日
 一五一 同 前
 一五二 間宮倫宗書翰 「川路聖謨宛」
 一五三 前田健助書翰 「川路聖謨宛」
 一五四 友野瑛書翰 「川路聖謨宛」

四三五
四三六
四三七
四三八
四三九
四四〇
四四二
四四三
四四四
四四七
四四八
四四九
四五〇
四五一

一五五 同 前
 一五六 岡本成書翰 「川路聖謨宛」 天保十二年四月二十日
 一五七 同 前
 一五八 同 前
 一五九 同 前
 一六〇 同 前
 一六一 同 前 天保十三年十一月五日
 一六二 同 前 弘化三年五月十五日
 一六三 同 前
 一六四 同 前
 一六五 同 前
 一六六 同 前
 一六七 同 前

四五三
四五四
四五五
四五七
四五七
四五八
四六〇
四六一
四六二
四六三
四六四
四六五
四六五
四六五

一六八	同前	四六九
一六九	同前	四七〇
一七〇	同前	四七一
一七一	同前	四七二
一七二	同前	四七三
一七三	同前	四七四
一七四	川路聖謨書翰案 「藤田彪宛」 安政元年五月廿二日	四七六
一七五	同前 安政元年八月廿一日	四七九
一七六	同前 「徳川齊昭宛」 安政元年十月二日	四八二
一七七	同前 「阿部正弘宛」 安政二年三月十六日	四八三
一七八	同前 「土屋寅直宛」 安政二年七月八日頃	四八四
一七九	同前 「藤田彪宛」 安政二年九月七日	四八五
一八〇	同前 「井上清直宛」 安政三年七月廿三日	四八八

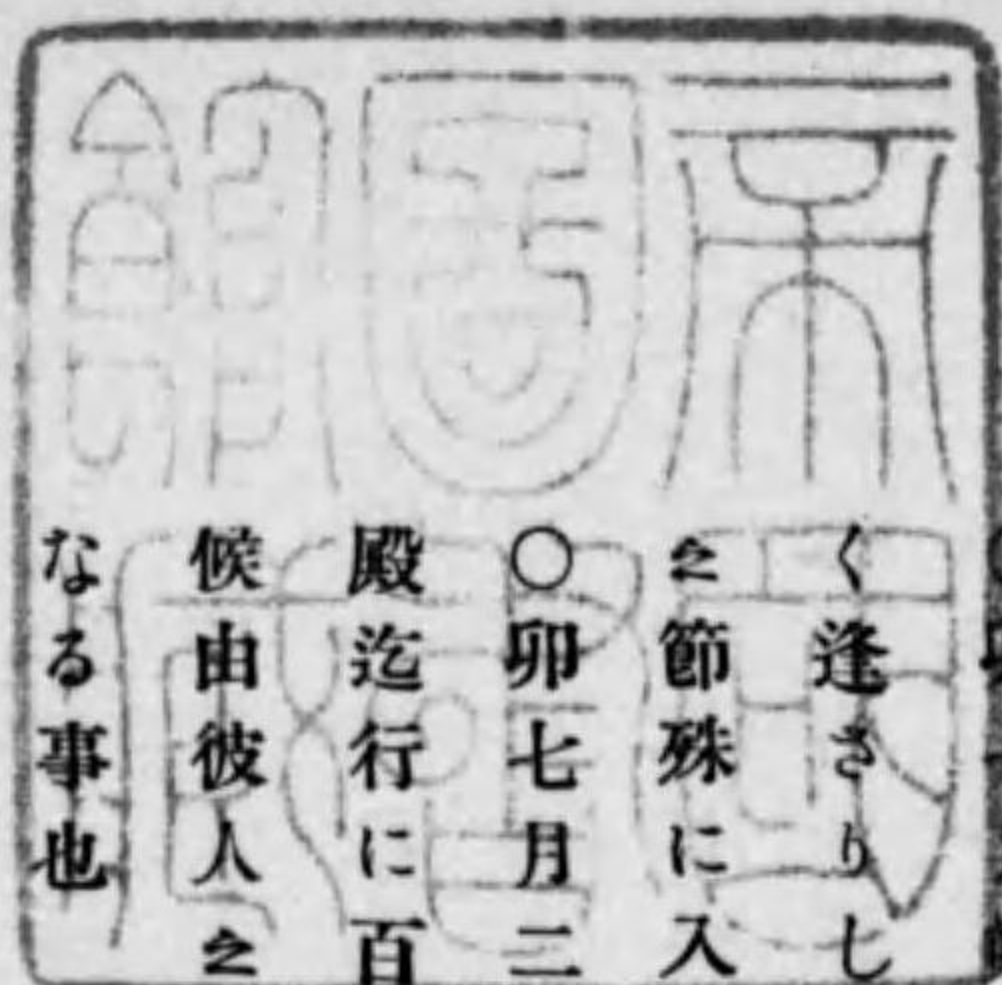
一八一	同前 「阿部正弘宛」	四九〇
一八二	同前	四九〇
一八三	同前 「名宛欠」	四九一

附 録

一ね覺のすさび

○此記は、夫人大越氏老後の述懐なりとす。大越氏は名を佐登子といひ、雅名を高子と稱す。文化元年江戸に生れ、文政元年始めて紀州家の大典に仕ふ。後將軍家齊女末姫廣島藩主淺野齊肅に入嫁するや、之に隨うて同家に入りしが、天保九年辭して、聖謨の繼室と爲り、舅姑に仕へて至孝、またよく前腹の子女を慈育して家政を整へ、内助の功多かりき。明治元年三月聖謨主家に殉するや、剃髮して松操と號し、專風月を友として老を養ひ、同十七年十月十二日病を以て歿せり。享年八十二、法名を誠憲院殿松操日修大姉、池の端大正寺なる聖謨墳塋の側に葬る。大越氏國文を前田夏蔭に受け、和歌に秀づ。其著す所詠草の外「寺めぐり」「青葉の道のき」「吉野行記」「たけ狩」「笹の「葉」等の隨筆紀行あり。巻頭に寫真版「れ覺のすさび」を挿入して、其手蹟を示したり。

東洋金鴻



○卯七月朔日 曇昨夜雷雨十二時 虎之輔同道に坂本立左衛門來る廿年近
く逢さる七人也され共見覺有わか憔悴したるにはいたく驚へし太郎上京
を節殊に入魂にせし挨拶等申述候長々とよもやまの話なといたし候

○卯七月三日 くもり午時七十五度 三年ふりに浴いたす別條なし湯
殿迄行に百里も有かことし高橋古大夫君を古助殿日ことに浴いたし被進
候由彼人之親に孝なる人の不及ことし今日發明せり手のかゝること意外
なる事也

○三日 くもり八十三度 信濃守來る此節米下落に付支那米不來候由○
御老中御月番なしに懸り別々に御持に成明六部尙書のことし 御城
外國奉行部屋は西洋之如く腰懸出來右に懸り居候由○阿萬喜獨に起返

東洋金鴻 (慶應三年七月)

り少々ハヒ候躰也よほと伶利也

○四日 晴之方八十八度 昨日五月七日附之御書狀來る五十日余也速なる事也御健に御勤之躰家内一同之喜也女王之織物之圖玻璃糸驚歎之外可記筆なし可述に無言といふへしおとり之けしき日本之猿樂に王公大人之することゝみえたり○魯帝を打損し候人豫讓張良之徒也日本には景清其外あれ共唐土に少し六朝などには不承候宋之謝枋得等之餓死するよりは遙によし國之ためを思ふかゝる人ほしきもの也○郷書のこと御尤也既に十度に及ふ書一度民部大輔殿へ御附之人之附屬届キ候計に去年方已來之書一度も不到はいかなる事にや若狹守はたのみたるかとゝかされはいたし方なし

○五日 晴九十度 お万喜ねかし置に速に起返り老拙中々及ひかたし○日本之はなしをするに國之ために諱は心を用ふること勿論なれ共一尺は一尺百兩は百兩と廉々は少もかさりナク云へき事か然有されはかれ余事

之有美事迄も華話と疑ふへし

○六日 くもり七十七度 前に記したるにても思ふ忠信篤敬の須叟も忘へからざる事か太郎實地之經驗承りたし○英へ居馴るゝに隨ひ日本の尊キを知と之説面白し○英の貴人へ交りて懇意になるよし其時只々 公儀忠義のたのみ追ふ之事を露忘るへからす此節あの人ならばとおもひ附置るゝと追ふ應接等之節用ひかた必効有へしそれには身に篤敬言に忠信ならずしては決る難出來事と存候心よりして身夫を言其次同道之日本人信し從ひ右に付外國人信すると云順なるへし

○七日 曇七十八度 此節先ツ穩に脱カして此なし只貳朱の錢壹ル四十八文と云下落に付菜大根等迄騰貴驚へし

○八日 くもり八十一度 窪田を書狀來る西國邊靜に長州も穩也御料所之もの以前之騒を忘るゝかことくならざる様専ら世話するよし也

○九日 くもり八十五 新吉郎兩三日之積に市三郎方遣したるに三

十三日泊り候而歸り來る彼兒市三郎を慕ふこと親に過たり泣候而歸るをいなみ候故也

○十日 くもり之方 此節運動術として繩床へ上り兩足を動すこと五千度也繩床シヤツの上下壹人にも容易也

○十一日 くもり之方八十六度 澤村穆藏來る西國はいかにと問ひしに至る靜謐也と答たり

○十二日 晴八十七度 昨夕遠雷雨もなかりしに俄に金蛇走地大雷一聲所謂不能掩耳もの大に驚たるに夜四ツ頃を小便に行こと甚今曉迄に五度平澤云膽を驚すこと有と必小便近くなると也けにもおもへり病中衰故なるへし以前絶あなきこと也

○辰ツ七月十三日 晴 知行所を早に届有左も有へし雷屢なれとも雨至る微也梅雨も少○信州來る講武所并町屋御取拂右之跡へ太郎日記之如き旅宿并納屋等出來之由也海岸附キ以前之講武所也○過日熊次來りし時日記

之内大鱗海獸のみせもの、話せしに猛獸の類をいかゝいたし生捕候哉といふ故にエレキテルにて捕へ兼あつくり置し鏡籠へ入置候由常に聞し事故に咄たるに熊次夫を妻へ咄妻を井上承りそれを閨老追々傳聞奇談也とて太郎の日記を抄録之義閨老を御頼に付井上日記くり返しみれ共なしと云必有といひて段々話内によく聞は深山にて獸をとる所を太郎見受鱗か獸か口を開は八尺に及ふと謬傳せし也かゝる日記はなしと云て笑ひし

○十四日 晴八十九度 野州知行所を早に歎訴有○大工清兵衛は之拂十七兩不足有其内四兩は本郷之入用に付引之○魂祭等西洋に素あるへき譯なし乍去先祖祭等之類有や承りたし

○十五日 晴九十度 西村熊次郎來る三兵組之内千五百人大坂在住被仰付候由頭は出來組はまた不出來残り三兵五千人余有之候由○菊池伊豫守去ル六日外國奉行被仰付候而今日中に北海見分として出立之由御目付原彌十郎之由○外國人北海に湊を開候由能登七郷を魯人開候由之風聞

せり七郷は佐州もみゆ海上に突出せる地勢也繁昌之由に聞けり

○十六日 晴八十九度 日本外史をよみ竹中半兵衛を大闇之謀主とせられし年齢をみるに廿四才也黒田如水のことをおもふに是も三十前の人なるへし大高兵糧入 神君御十八なれば桶狭のとき信長も大闇も廿代なるへし太郎など少年也とわれは思へと左にあらず此節名の實事にあしらるゝに非れば御用立人にはなれす心すへしこれ他にあらず己か身に求ると也然せされは偽に陥也日々に言忠信行篤敬に身を處する外有まし太郎實地之効驗如何

○十七日 晴之方八十八 錢貳朱に付壹ノ八十文と成諸色彌高し上酒壹合貳百四十文也小兒に給さする窓の月と申下菓子百文に付六ツ也
○十八日 くもり之方八十七度 此節日本外史をみる御政事の末をも知る時には必用之事甚多し平氏源氏之譜には武家之天下となり武士之勢ひを得る味よく分ル豊臣氏并 御家御譜をみれば太闇天下之事を 神君に

奉問たるに公第^ノ莫違義と 仰られたる御詞を得踏玉ひしをみる山陽之筆實に 日本之大史公と云へし俗話を不加面白文章をしるさす有のまゝに不卑俗洩なく記實に難成ことなるへし宇治川に梶原か佐々木へ聲をかけたるをもらせしは可惜豊臣氏の今云千枚分銅と云ものを金馬と書しは金法馬の法字落しなるへし其外太郎に話さむと思ことを書入たり例之御存し之通下書もなく書ことなれば誤多かるへし太郎歸府之上改る迄は人に見すへからず

○卯七月十九日 晴 一昨日隱居料五月分御金渡に成五月分を七月受取候は初也後レ之方多有と云當月中に濟候哉無間十月御切米と成故九月之御張昏に付懸は來月かしらへに懸ルへし御用多之事と存候
○廿日 晴九十度 異人館所々に建故其運送也と云門前など迄車日々也一ツ橋外明キ地築地は承りたり十二ソウ邊にも建かと申人も有いまた詳成ことは不聞太郎は日々御乗あるへし馬車に乗候異人屢門前をも通り候

並之車をも音よほとかまひすし

○廿一日晴 八十七度強し午 西村熊次郎妻初來るこれは元原田敬策妻に離縁に相成候を土岐虎之輔世話にて再縁せし也敬策職進みて兩番格に成しとか承る

○廿二日 晴九十一度午 道五郎上總を歸來田舎は盜賊多し家内不殘殺されしも有と云○淺田宗伯來るわか足をは度外に置いて命長きことを專にせよと云一生廢人となることゝみえたり○今日の暑けしからず未には九十三度以上なるへし

なか／＼にはかる器のなかりせはかゝるあつさとしらすきむを

○廿三日 晴九十三度 根津金次郎來る日本一周回して箱館を二晝夜に江戸に歸りしと云長崎へ參候節松岡千次を届物也とて來舶人之書二枚來る日本三坡云々爲にと云字末に有なか／＼に卑俗也と云へし懸物などにはならず○未八月を諸御關所御留守居之手形なしに女を通すこと御ゆ

るしに成しと云

○廿四日 曇之方八十七度 五月廿二日附之御宅狀受取御封印役所に改たり井上其外之書狀受取夫々配達せり去年已來書狀差出候事日記番附之通既に十度に及はむとすしかるに一度も不届故に水野若狹守宅狀頼候次第に相成一向に片便故に打より嗟嘆而已也しに三度分相届候由に付大に力を得たり面會直話之如し其情宅狀御覽被成候と同一ノ八九番迄は此ほと迄に御覽之事と存候日記之番附突合若洩有は其日本懸り之人の御問合有へし余り宅狀届キ不申候に付土岐虎之輔取計に永峯良三郎世話いたし横濱迄穿鑿有之候に最前は日本之方に等閑有しか其後は曾而なし森田話に日本之英之書狀はおくれ勝に既にロントンにて出したる書狀日本へ歸候而三ヶ月相立届きたることも有しよし話候ロントンを出候書狀は五六十日にあは參候に横濱をロントンへ向差出候は及遅々は途中子細有ことなるへしよく御穿鑿有へし今度之狀も今朝虎之輔持參也同人

よく心を用ひ候舎密^{セイミ}之講實物經驗學問之速成感悦々々○皇國之商徳三郎事に付御説御尤也夫に付弊も有紛レ者など出来へし我方に縁續あるよしに偽新家を欺三年松前其外を歩行追ふ病死せし者有○ジョンデビスと中村氏と一同之話おもしろかるへし○日記之書躰御案事之若哉有へきも不知御存之シハミにて此筆井上淺野極堂翁^{梅カ}之如くなるを貂鼠筆之長保するを賞し今に替不申御笑有へし○大猷君朝鮮人と筆談を御覽被遊大國之人に逢は政事治國のことを可問に文義等瑣細之論儒者はつまらぬ者とか御笑有よし昔聞しこと有太郎等此節の心得に可成事也

○卯七月廿五日 晴九十度 阿万喜健也阿花抱來るにムツキなし是はあふなしといひしに一度もやり損しなし夫故にムツキを用しことなしと云藥の茶碗をみれば啼其外藥の時の外啼こと絶あなし伶俐なる兒と成へし寫真いたし可相贈と其人を尋居候

○廿六日 晴九十度 早なるに入日なく西くもりあも快晴になる西洋に

晴雨を前にしる究理はなきや○通鑒漢桓帝記に牛黃の註詳也藥中之貴莫復過之と有て難得之珍藥也今西洋之參牛黃十六七双替也偽藥なるへし牛黃のこと英の人に問ひて日記に認御越可被下候○小學に晏子か説を引て心姑慈而從婦聽而婉と有太郎留守中此二句のことし太郎安心すへし留守中別あよめ心附る躰にて一段よろし序に其美事をよめ方へ御申越可然候○服部氏先達あ上方土産くれ候挨拶に松魚二尾遣し候○石川駿河守事河内守と改外國奉行被仰付之土屋大膳亮之家作引受近々引越之由土屋は小日向馬場へ參候由也

○廿七日 晴九十度 早にあ野菜物かる、井水減にこる茄子等格別之高直なり○宗伯來る同人御廣敷に功を示し女中數十人之藥を遣すと云○青木伊織或時腹切らむとて短刀を出し見たるに六十本有て刃味に存迷しよし宗伯話て笑ひし○苗字之字間違有へし加茂之社人にあ刀劍を好み古刀大全を著したる人也我輩にはよきいましめ也或人鎌倉の晴雪和尚に佛

學の話せしに晴雪云彼人博學害と成て地獄に落る人也一の決斷なきときは物知人ほと地獄におつるわけ也と申せしと伊能一雲翁かたりき學者之武人に不及も其わけか五代史に忠死之者は武夫也とて歐陽氏の歎れし本よみのよき心得也太郎なと一の忠字に學文を修行すへし佐藤繼信を感へし

○廿八日 晴之方八十九度 英人に問申度候は南都東大寺之古文書のり附のまゝ數百年され共丈夫に試に引はり見たるに繼目かは不離候いか様なるのりを遣ひ候哉當時は五年前之ものは卷かみみな離れ申候

○廿九日 曇八十三度 途中に茶屋に休み居候酒狂人異國人之馬車に乗通候者を刀のさやのまゝ抜打懸ヒストンに股を被打迹去右之それ玉茶屋之男わきはらへ當り氣絶右之侍は被召捕異人一同奉行所に吟味に成候由○市三郎謹吾邂逅落合候ゐいろく話いたし半日老人之ときいたし申候○異國人の馬車は日本の馬より早し右を戰場に用ひ備を乗くつし

たらはよかるへし如何太郎之説如何○右之侍は武家之家來異人はスイツツル人之由○物成十ヶ年平均之書面八月十五日迄に可差出旨之御書付來る右に付泰助大辛苦にて漸に出來たりされ共世話もやけすおもひの外の事也○拙老足如舊よりては一日も早く死する不如とおもふこと常也然るに太郎之宅狀みれば古今の歌に

かくしつゝともかくにもなからへて君か千とせに逢よしも哉

の意有て歸るを待受る氣も起れり其時はもはや二年也とおもへり可笑甚

○卯八月朔日

くもり折々微雨

八朔之禮受ること例之如し御改革に

染かたひらに成御殿長袴半袴に成○井戸之水今朝は不濁旱地中も同氣か

可怪西洋之論如何雨は早に對一盃之水一車薪之火のことし簷滴はつかに有しこと一兩度也水の多少井戸に響へきわけなし

○二日 曇折々雨又晴八十五度 通鑿後漢靈帝紀に趙苞と云人遼西太守

と成母并妻子を迎取途中に賊に被奪賊母を出してみせたるに母忠義をかくへからず相顧ことなかれと云たり苞進み戦たるに母妻共に被害たり苞は殺母以全義非孝也と云て歐血て死したり朱子方孝儒をはしめとして苞をよしといふものなし日本ならば義論なき事也依る云吳子胥か楚を撃て故主之死を鞭親の仇を報したるを漢土にあらはよしとすれ共日本にあらは不孝不忠也かゝること國制度よりて違ふ也如何

○三日 折々雨八十度 昨夕六月五日附之御宅状来る五十五日はかりなり速なること可驚いつもなから御健奔競之御慰有しよしなど可賀々々○園中の花卉熱國之草木もかはらす花開候仕かけ可驚○キ脱カメシコ帝の賊に被殺たるよし俄の事とは不聞英を援兵等之沙汰はなき事か可怪○メキシコは先年佛蘭被潰しかと覺たるは誤か○屑買又は乞食之事如書いつ方も同じことかと相察申候○英にあら貧人之賑恤は出来ざる事か○魯帝を撃し忠臣は何と申候人に刑は如何に相成候哉承たし○當五月之御借米いま

た渡切不相成候由右之躰にあらは十月は來年之事なるへし○鳥居甲斐御預ケ御免三百俵に被召出其外御進發御供にあら狂氣いたし變死之御旗本之家も被召出候由難事也○脱アルカ甲斐は七十三四五位かされ共平日養生宜至る健之由也

○四日 晴之方 八十七分 穩なる二百十日と云へし○太郎日記に其地うり物乞食等之こと迄御記し御尤なること也稽古は書物之修行はかりにあらす常々之心附ク大切也酒井成大良佐先生常被申候はシナヒ竹をもち候る劍術之修行也とおもふ人多には困りたる事也と也それと同じかるへし西洋を以日本に比し日本を以西洋に比しよく其善を知て取らねは留學生之詮なく且事にかたよりになる也かたより之事尤害多し達人大觀の易の教これか三尺ノ中六尺ノ中壹丈ノ中とわかり行こと己を空しくして道に明ならされはならぬ事也

○五日 晴之方 八十七よほと嵐雨はなし 幸三郎來る四五十日ふりなるへし兄弟三人兩人迄町奉行御勘定奉行を勤たるに彼のみ□にもならず齒もはつかにな

りて年よりも衰たりいとあはれにおもひ候飯米壹俵申に寄貸遣し候米は妻を別書状也

○六日 晴之方八十五度 濱御庭へ異國人共御役人同道に参り燕御茶屋に釣其外遊宴有し由也老拙以前別段 思召に濱御供いたし候事等おもひ 御恩に落涙いたし候

山里看花蒙特旨 濱庭垂釣拜優恩 太平俱樂部當季友 倒指方今有幾存長壽いたし居候故珍敷事も承候

○七日 晴之方八十四度 脇谷^{屋カ}卯三郎跡十人扶持に被 召出候由

○卯八月八日 くもり八十五度 御普請役美濃川々に一万余金余之御普請に千金を不正せしこと達御聽候御吟味揚屋に被遣候由也○家來道五郎鏡四郎を劍術に遣ス師は戸田八郎左郎門也同人以前講武所に見たりしに五十に近くみえしか今に若キ人と遣ひよき勢なり稽古場もにきやか之由也

○九日 晴九十三度堪かたし けふは鎮守妙顯明神之祀日よみや也とて例之通也太郎代拜は新吉郎相勤候由鎮守とあかめ候上は敬禮を可盡こと也禮記によれば竈の神其外の祀いと多し小學にもみゆ故に如此鎮守を不敬菩提所の僧を馬鹿にし法問をするとかへすくも馬鹿なること也○河津伊豆守西洋人と縁組いたし候由日本初初の珍事に付殊之外之評判也三韓漢土之人歸化の例多ければ西洋と和親之上は漢高か娘を被遣たる様なること外國には有此末いかあるへきや○或人中間か承りし風聞也とて申せしは河津之娘は絶美とも又かはつの子お玉じやくしの様な顔とも申候由いづれも風聞までにて人のものいひさかなしと源氏物語にもみえたりサカナシとは不祥不仁などを宣長譯せり都童のくせなるは太平記にも評せり

○十日 くもり八十八度 明顯明神之祭赤飯等下々迄爲給候

○十一日 曇八十三度 横濱新聞六月佛蘭の條に貴人おとりのことを記

して日本大君の尊弟大に心を用ひて見物せられしか其容躰泰然として自
ラの家にか如し合衆國の條に日本政府へ亞を蒸氣船をうるに付て大な
る奸欺を爲せしこと共を記し且不解事は殊に可驚は日本の使節を日本國
を買入とするの事件也實に是亞人の虚喝と云へしと有いかなることによ
万々不審也新聞昏は英國教師ベローリ編と有は亞と中惡敷候あいろく
のことを讒するか

○十一日 ^{二カ}晴八十六度 早に庭井は此節如泥に成たり○兩三日已前御
勘定所へ切に御買上ケ之御船奉行吟味役乗ためし有しと云○佛蘭人を
被召抱候あ姓名を被下鶴之丸之紋をも被下候由也若年寄格也ともいふ併
諸大夫名とは不承候○健藏深切に世話いたし 公邊向之書付炭薪等之世
話行届たる事也

○十三日 晴八十六度 井水漸つくるに近し中水之方は如泥に成たり○
木村甲斐守事飛驒守水道橋内桑山某と相對替に引移と云て近邊之事暇

乞に來る依る河津縁組之事を聞たるに世間には其説有甚敷に至り候あは
大關氏媒人也なと申迄に噂すれ共更に跡形もなきこと也と云飛驒守は
同役也よもや僞を云わけもなし壹貳人を聞たるにはあらぬ故に風聞之三
人爲虎に驚申候此日記隨分氣をつくれ共取用にならぬ事この類也新聞昏
等これに近し乍去おもへはよく出來るもの也

○十四日 くもり七十三度 高村俊藏之狀に大坂東與力八田五郎左衛
門は調役被仰付時服拜領之由是は五郎左衛門兩替の押込五千八百兩盜取
たりし強盜三人三人を切殺し壹人に爲手負候由達 御聽調役被仰付時服
拜領之由也五郎左衛門は火事之節途中迄馬に參り幕之内位之相撲取に
鍵爲持候事なと有男也見所ある者故にわかれに臨み與惣左衛門助定紋附
之短刀を遣したり魯西大坂へ參候節右之短刀をさし居たるに川路の一屬
かと魯人尋たるよし京都にささや太郎兵衛かたりき武邊之目ギ、當り
心嬉し○俊藏書狀之躰に京坂之奉行所并與力其外共被廢けしき也

○十五日 くもり八十度 鳥居甲斐被召出候由は間違也同人悴三百石に被召出甲斐は矢張御預之由也○井水つくるに近し東海道を上方筋みなひてり也利根川船水少に止り之由

○十六日 くもり七十八度 昨夜終宵のくもりにあかさか計雨有月は同し影をみるやとおもへは月によりて遠人を互におもふこと多し旅中の人にはしかるへし○小兒へ少々から子のことくにさかやきをのこしたり元來いろ白くさかやき殊に青き兒なれば人形のことし

○十七日 くもり之方折々微雨八十度 中風は年回をおくもの也と宗伯も云人もいふこと也今日は發病之三年回也いかにと待居然ルに新吉又吉之兩兒よき勢ひに騒をみて

おもはずも折し老木に結ふみの花咲はるをたのむ太郎子とおもひつゝけたり○昨夕を井水壹尺余ましたり濁もやみたり

○十八日 折々雨七十二度 昨夕は夜食にうなき酒などに心有かこと

しけふは三回之御祝ひと申こと也酒例之小盞にて二ツを吞たり今朝に至りいまた死さりきとおもひ候も絶倒こゝは絶倒に而は如何噴飯とすへし井上を太郎に遣し度と之事に而官版改正三河後風土記といふ者五冊を送りたり成島司直之撰に而よき書なれと英はは目かた物に而不被遣よりて其ことを申候而返却之積其内八幡太郎殿御自書之掟書有

一衆中知恥 一平常少詞 一向人作禮 一不慮外 一不說他非 一晝夜用心 一不作勝負 一能知身程 一可知生死

其外有聖人といへ共御用ひあるへしとおもへは記し候定と記して武家諸法度のこときもの有武士の上衣服絹紬と有いたく奢侈を禁したり其内に木綿と云こと有其頃木綿有しか木綿は桓武の御時に植られたるか中絶し朝鮮攻の時を弘まりし也

○十九日 微雨六十七度 今日には裕綿入羽織に而猶さむし秋暑春寒老健君寵とて當にせぬも尤也○三兵組千五百人はかり引越と云ことなりしか

夫も止に成しか住居其外に壹人に百兩ツ、懸り拾五万兩はいるへしけしからぬもの也

○廿日 くもり之方七十六度 井水を測りみるに今日は四尺余也井水を以おもへは地中之わさなるへし雨は簷滴はつかに有し位也○のりに而昏をつくこと英に而はいかにするにや覺たし東大寺古文書つきめはなる、ことなし引はりて試しもの有繼目わき少々破れたり人いろく説を云とも其實はしらす

○廿一日 くもり之方六十八度 河津伊豆長崎奉行へ羽田十左衛門關東郡代に相成候由長崎奉行は明キ有無いまた不承○長崎に而異國人を土州之人及殺害右に付始末次第に而戦争之積横濱之異人共土州に廻り候と之説有

○卯八月廿二日 雨之方六十五度 測器を見候而身に染む秋氣に老と病をしり申候○昨日謹吾來る同人來ること毎もらひ候由又は手製也とて食物

なとくれ候氣おち附候而いろく話するけしき經濟のことに心有て御奉公之氣みゆ過夕井上も參候而役人に往々なるへきかなといひし也いつも袴羽織にて來る詞少之方之若き人となれり何事もさし置遊蕩家などの心遣ひはなし此一事第一によし安心也

○八月廿三日 雨六十三度 山城國一ヶ國禁裡御料に被進寺社領は在來之まゝ知行領分は上り候旨御書付出ル○昨夕六月六日之日記宅狀共六月十七日御發封題無別條來る御健なるを悦ひ左衛門尉よみてにて舉家罷出御健なるを賀すこと例之通也○御懸合向に御辛苦之由御尤なり御見込甚御同意也右に付二の喜へき事有洋人に感溺なき一ツ追而之爲よき實學問御修行となる一ツ也われは喜ひ女共等は夫と異也○易に旅瑣々これ其わさわひを所取かと有しと覺申候前後厚御勘辨候而禹は裸國に在てははたかにて被居候と申ことも有は彼か申に任せ其心底國風をよく御察し追而上之御爲忠義之一ツと可被成候七十の翁且煩居候而慈孫にわかれ八才

之小兒婦人をたのみ居候得共太郎成業をおもひ且忠義とおもへは太郎に急キ候而逢たきの情おのつから減せり孟子天大任を其人にあたへむとする之條をおもへは太郎を賀して今便は宅狀中之好消息とす○布恬延に御逢なかりしよし可惜々々御文通等ありても可然事か○新聞昏すり立所之事盛なるに驚○西洋に道學者有奇と云へし○英人とわか前之論符合せり其人物を御感し候由尤よき御心得也○家事之事毫おもふへからす一點之事なし老拙は日本中之事さへに一時は引受候一家の事は秋毫をみるか如し御安心あるへく候

編者曰 原本には八月二十四日より十月晦日までの記事を欠けり疾の爲筆を中絶せしめたるに似たり

○慶應三卯十一月朔日 晴 病氣快以前之通なる腰抜となれり今日の日記をとり出申候とても細書はいかゝと存たるにかくの如シいまた少々精力は存するとみえたり勿論人定鐘迄は勤學未明をいろゝの修行こし抜

相應にする也○昨日八月廿八日之宅狀來題封無別條○塚原但馬守陸軍奉行並被仰付御狀と照考候而歎息也○追々日記着之由大慶日本役人等閑之由相分ル正月廿七日之日記可糺○寒氣に相成却而宜かことし地黄劑を生玉子温酒にて喫す大に効あるかことし承氣丸なし通氣よし○日記外人に秘し候義承知しかるに折に寄御老中へ御尋も有○英王之住居可驚○英人操練凡咸南塘に似たり會津人咄はいかゝ○尾台淺田尾臺の方氣に入たれとも衆論に寄淺田一人と定メ候○月々の御扶持不渡由内藤市川云り○市中御用金被仰付候由○勝藏隱居手當辭退の事申出る是は半高其外に付別段儉約に成たれば也箱森村九月八日大雷大雹に二尺余銃丸程之雹つもあり當年は一粒も米不取けしき也勝藏願は當年は預り置也

○二日 晴南風過暖 箱森村森次郎事年貢之事申出る例之通疑敷事而已也村方仕來之義書付にいたし可差出旨爲申達候○忠四郎御代官所町奉行兩支配之場所淀橋最寄に強盜押入候處百文判を金子千兩入之箱にいたし

渡し遣候處其日は濟追ふ欺たる仕方に付如洗家財を可奪取候間覺悟いたし候様申遣置豪家へ又々参り町内之半鐘は外し置自身番屋には盜賊詰居候も右之豪家へ参り甚敷亂妨いたし候由訴るにおゐては又々参り家内不殘切殺旨申置候由右故不訴出と之事也此節之盜人先ッ此類なり段々甚敷なるへし内藤新宿などには十五兩位之事は申に任せ遣し内分にいたし置其方町入用も不懸仇も不致され共折々参り且住居其外も相分り居候得共いたし方なしと謹吾もと乳母よし参りて咄也いかなる事にやかけやなとへ所々へ白晝に参り證文を出し二三千兩ッも持行候惡黨有之候由也

○三日 晴 箱森村甚五左衛門罷出糺之上明日否可申立旨申之○下吉田村三折外壹人罷出る是は酒造願に付添使者に而明日小栗上野介へ差出候積二人共百石ッ、酒造願也よほと身元と相聞ル○酒井引受之新徴組之内聊頭立候もの之由お玉ヶ池住居之由其もの宅へ夜中何もの共不知参り當人妻子家來共不殘切殺十一歳之次男とか幸に助り候由當人鍵懸之手鍵

をとる所を切り候事か鍵を握候まゝ手計鍵かけにふら下り居候由也いにしへの人居間手鍵は紙よりには釣置候由いはれ有事也本多佐渡守かと覺候

○四日 晴 箱森村甚五左衛門呼出○下吉田村三折外壹人酒造願之義申立ル三折は百石外壹人は五拾石也身元宜とみえたり小栗野州方へ差出○三日に記し候被殺候ものは磯又右衛門と歎申候柔術の師之由申もの有まことにや○酒井左衛門廻り方々當六七月中石町飛脚問屋強盜押入八千石兩はかりと覺被奪取候金子之内貳千兩はかり下ヶ有之其節罷出候伴頭に新徴組之もの十二三人首を切たるみせ候由伴頭驚て數日絶食平臥之由酒井にはよき家來有て法令行はるゝ事とみゆ周有六賚善人は富とはよき人に富たる也詩經文王篇をみてもしるゝ也大谷刑部か關原前石田治部を諫めしヶ條有其内みな 神君の敵しかたき事也よく舉たり夫に 神君三州御領國之節信長天下之勇士之肖像を集めたるに十九人有關八州御領國と

成てはいか計ならむ如斯人天下になしと申たりと申こと外史にも有しかと覺申候感歎して

人なくはいかに治めむ天の下ふるき軒端の御歌をも思ふ

とよみ申候唯々諾々之人多きは却る害也是か爲に其國滅亡する也天將亡其國先奪其人材とか有豊臣氏末に加藤以下之病死せしをもみるへし林大内記曾る其ことを云て歎れしこと有き

○五日 晴 今日はさむき所は手水鉢など氷候由也○前に記候磯又右衛門は偽に而小林昇とか申候浪人巧有之上方へ出立之積其前夜之事に而盗人にはなし錢壹文も不失帶刀人四十人はかりも參候とも申候却る志有之候ものかと申候ものも有之候由○異國人を御用ひあらは丸の内焼拂候旨大札張候もの有大騒と相成候由又は御立退之御供立も出來候由など申候火を附候義ならぬ鼠輩故オトシにて札はる也夫に誰かは可驚御城内此節別而明き地多く火御用心よし夫に而も偽しるゝ也此日記耳にふれたる中

間らか聞參候湯屋髮結所之はなしのまゝを記す故かく昨日と今日うらはらなること少し少もたしかなる人の申候事を記さむとすればなし故に決而あてにならぬ者と御察しあるへし火札之類驚は驚ほと多かるへし夫等をしらぬものなし偽事これにて御察あるへし

○六日 晴 謹吾願之通歩兵差圖役御免勤並に普入脱アルカフランス學海軍傳習御用被仰付濱御殿地引越候由○小林昇は首を取狼籍者携去候由清川八郎に似たる事にはあらぬか

○七日 昨夜雨今日晴風 まき女牛痘也左右手に十一ツ、也昨日迄熱強く一向に乳を不呑痢氣もある躰也河内に爲見たるに牛痘過多たる故也と云牛痘醫は無構と云され共苦敷躰みるに不忍平澤を呼みせしに河内同案に而脊に夥敷疑有とてもみたるに一度に而手を握つめ居しを開き快寢也二度に而ちゝをも吞且痘も昨日サ、湯日割に相成かせ候間熱さめ快よくちゝをのむ也平澤の良針に人々感ス○今日原田知行が届之趣に而は右知

村役人共之
書面に天を
下り地を隔
ルこと五六
寸に止ル
ト有

行所並最寄村々一同へ諸寺諸寺之御札佛像伊勢御祓等又は銅木之佛像も
交り天を降下るかことく夥事にあ夫を惡敷申候もの甚敷は首を被拔左な
くとも疫病被行右に付鎮守之祭いたし候由也奇怪もあるへく笑ふへき事
も有へし右之躰先年之石塔洗之類と聞へ候石塔洗は拙老調役之頃にあ奥
州に初り段々押参り中國迄参たるは實事也其頃脇坂中書寺社奉行にあ上
總迄参りたるころ江戸へは不入とて内實は内廻り之もの等印塔場に臥り
居候迄にいたしたるに一向不知上野増上寺之石塔をも被洗たり上野は寒
松院増上寺は天光院を屆有時は中書并拙老共御寶塔に異變有はいかゝい
たし可申哉と存しか是は何之事もなかりし也○本郷地面上り高等今日中
可書上旨觸有之候旨町役人共申來る御取上に相成候事か武備手當之ため
所持いたし候とも不苦旨御達に付大坂町奉行之節買取候地面也○今日昨
日布衣以上迄之出仕有之に付何事かと留守預へ問合たるにさして心配之
事には無之と計之挨拶也家來を泰助の之咄には何か内達也と申せしよし

也○出仕は万石以上高家を布衣以上迄也○謹吾來る昨日海軍所傳習生に
被仰付別段に格別に差はまり宜に付謹吾一人第一等に被仰付候由是は妻
は里へ預屋敷をべり切にいたし濱へ引越限にいたし候積故也然ル處要人
方にあ妻を里へ預候は不承知と之事に付乘懸り候船也元來之見込不可動
と申遣候英人太郎之噂なといたし候由也
○十一月八日 晴 惣出仕は將軍職御辭退は追あ諸大名上京之上可被及
御沙汰と之被 仰出有之候旨之御達也○小兒牛痘全にかせ凡平月躰也○
此ほと齒惡敷食物粥さては右に准し候もの計小便を恐れ午後分は茶も不
飲握飯九ツつゝを喫すされとも心はさして虚耗も不致候何卒早く死し候
か精神虚耗之事而已をいのる也され共又太郎事三年立は歸とおもへは存
命に樂なしとは不存義も有之候○サン兵歩兵に思召にあサン兵にはラシ
ヤ歩兵にはコロウ之タン袋被下候由凡五十万兩被下候程之御入用之由也
○昨日迄に十月分之定式被下候御扶持渡り切候由幸三郎方などは渡方延

引差支候由に急に米を被借候諸渡米金延引多之由太郎などへ其内を被下候御手當莫大之事也難有日々に存し出精すへし

○九日 晴 江戸市中へ二十ヶ所程も會所出來歩兵町役人詰候事に相成候由盜賊門前に詰居候は爲知に出候もの困るへし過日札差方の參候盜賊はかけやにみせを打毀白刃を携候もの家を圍み居候由最初は近邊に而出火と存候處右に次第無致方なかりし由也○下吉田村は上木畑と唱候地所を取立候年貢に全桑を出候金也蚕十倍之直段に付桑も自往古三拾五兩に而は不相當分明也依るは免上ケいたし可然譯なれと外にも響候は如何に付當主太郎歸國いたし候迄相應之上納金可然歟申試候隠居料三分一は減差支極り其上手當に持居候町地面も上り候哉否も不知窮迫極り候間身元之もの共より勘辨いたし來春迄に否申出候様三折外壹人の家來を爲申論候

○卯十一月十日 晴昨夜地震少々 此節人氣不穩所々に被切者有之稀に

夜商ひの聲を聞めつらしかる也勿論市中夕暮より戸を閉候由也右に次第に付家來夜行を禁す○大工の物語に彼ヶ近所に鍵術有其かたに老人有而家内安全等之ためとて此節傳通院一山に而念佛之行者を招屢々法議之談等させ候處内弟子共集り不面白僧也とて惡み又々右之僧來り歸候節夜分に付十八才に相成候内弟子御直參之風聞中間を附遣したるに兩人待伏いたし居切懸り僧は被殺貳人之者は内弟子切留たるに相内弟子之由近頃之手際也一山に而被稱候念佛之行者法義之事に而被殺候故傳通院に而は當惑いたし居候と之事也律を修候由に聞候槍之師は鷹匠町高村とか高橋とかいひし様也耳遠に而聞落し候○前に記候くら宿之賊は多人數銃炮銃てこかけや等を持參り木戸をして打破候由古金は四万兩程に而主人寐所之下に隠し有之候盜賊能存居候而爲差出立拂候節只壹人之士みせに残り居同類凡淺草見付か觀音倍參候節火之元等之義迄店之ものへ申候而靜々と立歸候由也かゝる盜賊町人之集り候而被捕可申哉

○十一日 晴 小兒牛痘全々かさふたも不留平愈せり併痰痲起候而難義
さかやきピロウドのとき兒なれば大人になりてゼンソク持となるもし
るへからす○前記候大神宮之御祓所々々ふり及ひ石塔あらひ其外狐遣ひ
などの事西洋人之究理にあらはにかに承り度候いづれも皆我御用向に取
扱候事に而中にも狐遣ひは多人數之事に而人間に狐の附へき譯なしと段
々吟味したるに狐を飼置人々に附候いたし方迄をもわれに傳たりヲボロ
ケノ事にあらず其ものは川崎宿近邊に居候妙達院義榮と申候ものにて狐
の傳法せしは武州シホクチ村蓮乘院と申候ものにて其ものへ捕方やらむ
と云しに久須美か以前召捕て牢死せし旨同人申之留帳を糺候處其通也義
榮か遣ひたる狐はイタチを大にして灰色なる毛と義榮申たり國違へは獸
類之氣も違ふか新家父子の話に蝦夷之狐は人をばかす事なきは勿論いと
愚なるもの也と申也カラフト之犬如人なるに而も知へし奇怪之事日本神
國故かいかに狐稻荷に附屬すること曾而なき事也吉田家に而再應しらへ

たれ共なし食物之神故神書に三狐の神といふ事有それは美食といふかこ
ときいにしへの詞に而三狐は其かな也と吉田家執役鈴鹿豊後守寺社奉行
に申立候事有き痘神のこといろくの事俗間に傳ふる事也近頃は牛痘に
而其こと少し人によりて神も有か所謂天人神一物に而人を以其主とする
故にも有か

○十二日 晴昨夜地震中 宅狀を頼む人太郎書狀によれば福田八郎右衛
門と有これは福田甲斐守倅八郎右衛門かしかるに福王八郎右衛門と云御
同役有それかと用人云福田と有は福王方は不遣と云説起れり又福田八
郎右衛門と云傳習人彼地へ参りたるか有かと説も起不決よりて矢張御役
所へ出スこと、定たり一寸に而は福王の王の字田と誤かことし○昨日知
行永損之御届御老中方に差出候留守預り替り金田熊之助となれりよく世
話する躰也○御城廻り御警衛諸侯に被 仰付大造之事かと申也御留守城
か何故出來候か其譯しらす井伊酒井左衛門其外末々迄夥人數也

○十三日 晴 新家順次郎心願之義に付陸軍所におゐて御目付衆尋有之候老拙有躰に爲申立候極幼年之節を蝦夷に成長いたし候間槍其外學問弓等は一向に不辨馬は六ヶ敷馬にても可成に落馬いたし不申候様乗可申今日御差圖次第可仕候銃炮は熊其外之野獸を馬上并徒に打習ひ候大砲等は不存候得共八刃に候は、今日格別之御差圖次第可仕と爲申候

○十四日 晴 前に記し候十八才之勇士は清川八郎妻之弟に尤なる筋に兩度迄男役を立派にせし人なるへし其兄は學者に且武編宜親に孝行之由其人となりをよく知て市川辨吉話せり此節は禪門に入念珠つまくりながら人に逢長キ脇差を手に下けて人逢由念珠と脇差之事を問は脇差をさし候得は禪門に障有九こしに候は武士ならずと之論と聞ゆよほと之士に逢見度迄におもひ候○秋元之家來二分に成 公儀方之もの抜々に出四百人はかり熊谷之土手に揃夫を秋元屋敷に參候由しかるに浪人と見違候もの有之夫を秋元迷惑せしよしされ其實は忠節なる者計と風聞こ

れは秋元櫻田御門番御免に兩國か之御固被 仰付候由右より浮説にや例之街談也

○十五日 雨 一昨日吉原に參り歩兵共及狼籍度々之事に一同憤下手人は我可出打殺可申与者有之候と參り居候遊人等集歩兵被切殺打殺候もの十三人有之候由右之打返しとて所々之歩兵共都合三千人一手は大川の銃炮を打込亂入殘を四手に分候而逃去不申候様いたし女はゆるし又男は打殺せと申大噪に家財其外悉打毀候由其内歸候もの五百人は歩兵方之役人に繩附にいたし五百人町奉行に引渡候處可差置場所無之逆斷に相成如何之由風聞也此節歩兵之狼籍市中一同之歎一方町奉行之世話不分としていろく之説有錢百文持參り酒五升も掠或は老婆か茶を賣傍に有之候大福餅此節は一ツ五十文なるを奪取其日之婆々及飢候由烹賣屋之食物は手握にくらひ砂糖屋之みせに候は砂糖湯を爲差出候類百端之惡事町人之なけき附候は町奉行を惡敷申也西洋之歩兵も如此にや○歩兵に銃炮

を爲持差出候泊番之役人等はいかなる事にや

○十六日 晴 昨日は朝を夜五ツ半迄客對せしかつかれも不爲候客は横山鐘三郎廣瀬孝之介土岐虎之助也虎之助此節太郎公邊向之義引受取物之世話惣引受宅狀參候と即日持參よみ候を爲聞行也此次之便に其御地を壹封之謝狀有たし

○十七日 晴 昨夜懸屋中井新右衛門方へ朱に而相印附候提灯を銘々携帶刀人七十計押込同人方に此節御預り之國役金二カマス持參候旨訴鐘藤輩也其外貳三人之押込は數十ヶ所毎日之由元來は子供より助たらはいろくのことも擁蔽なく聞へきに可惜事也○九月十三日之御宅狀其外封題可怪事無之平安に來る一昨夜虎之助持參也英之九月之寒日本之十一月のことし御加養第一と存候外國を歸候日本人をみるに歸國之後五六十日に而よく煩ふなり風土之ことなる地可恐蘇武班彪かこときも異地をも國へ歸り候を凌かねし也○英評定役之こと尤也され共唯々諾々に而人材なき

所は表向は衆評にて實は一貳人か自由に成大害を生ず治ル人は有とも治ムル法なしとはこの事也人材あれば法はいらぬ様なるもの也周有大賚善人は富とも亂臣十人有とも有人材なくてはいたし方無之候合衆國も封縣と意は似たりイタリヤとロウマは清の北京日本の江戸と云かことくかとおもひしに左はあらぬ事御日記に而知之且怪之○塚原之ミンストルと成しを悦らるゝ日記をみることに歎息ス○寒に付老人を被思候こと忝候平澤を當冬之寒を凌ぐ六ヶ敷と申紙轡を釣らせ旦朝ことに必玉子酒に而地黄を飲也此節効有て顔色等よく成りたり只九月之不快已來涎にこまる也ヨタレを恐れ此日記を記すにも手拭に而口を掩ヒ居候もちなと喫するに涎百滴ならされは一度之もち食れすといひて笑ひき其外常に變りたることなし

中氣して長らへる身はなか／＼に頓死の人を羨れけり
といふ意也太郎の日記をよみおよひ英の日記を記す時は太郎の歸りをま

つ也其時は死にたくもなしと自笑ス○此節歩兵か狼籍に付歩兵奉行又は泊り番等いたす者を悪敷申候由太郎歩兵頭並に江戸に在たらはわれ氣をもみ切て死スへし○英に参り居ル百憂此節消散せり吉原へは銃炮をもち行しを見たりとも云市三郎方などには炮聲ときの聲聞へ女共大に驚しとも申也歩兵に平日銃炮を預ケ置事にや○謹吾歩兵の方を六七日前に轉せしも天幸と云へし謹吾評判よし太郎も三舍を退くへしと之説也弟か兄をふみ臺にするは常也老拙も覺有幸三郎は三左衛門か如きにあらず別段之人物也とまで御老中方へ聞へ上し人も有しかと其頃承る

○十八日 晴 當年納半高上納金四分一ハ拾貳兩○國役四兩三分泰助爲納國役は爲替組四分一之方は中井新右衛門方遣ス右兩所を受取來る○前に記す中井新右衛門方遣入候盜は拾三人とかにて貳人新右衛門方に差押金取返したると之事町奉行にさへ不召捕町人召捕分に過たりとも可申哉是は風聞なから新右衛門近邊に之説貳人共薩藩也と申也大家

の家來大勢に御府内を亂妨するわけなし過日藏宿之節も如何之事申もの有かとみな僞之風聞なるへし決るなき譯也

○十九日 晴 昨日家來差出知行所之もの盜賊引合に無構其旨可申通旨溝口伊勢守を達し也○前之中井新右衛門方に盜賊貳人召捕候は横濱か來候歩兵に聞糺知ル人之由即刻御賞し金被下候由糺參候之話也○吉原打こわしには歩兵差圖役も一同參候と申候浮説有いかなること哉○廿日 曇又雨四十八度 此節針醫之申に寄夜を朝にかけ昏轉之内に居内外に六七度之寒暖をことにす○謹吾天笠屋に参り居たるに薩州人之如キ人兩人参り居商人といろくの話いたし兵庫に交易始大坂之人望を失ひ候由等散々に申謹吾に向ひ徳川家之藩中に候哉たと申長坐したらは如何と其坐を立歸りしと也命は 公義へ差上預り物也血氣に舍へからす謹吾心得よしと申置候これ此節之一班をしるへし○太郎など大造なる御用引受居候決る血氣有へからす木村長門守か錢湯に坊主に頭被打松

平金次郎が長くてにて之鍵に天下に名を揚候迄はいかにも柔和にて争事なかりしと申こと三復すへし太郎歸候も公義之御ため大業を建へきこと也小事之怒決有へからず○序に云謹吾平日之取廻し等よほと母方之祖父に似たり物こと器用也豪邁はいかほとにや○横山庄三郎屢來る蘭學をはしめ候積也師には武田可宜と申答○前に記す中井新右衛門方に而召捕候盜賊は井上方之差出候處申口に而は酒井左衛門尉家來并足輕に而中井店脇を通りたるに騒敷候に付与風立留り候處千り玉を被打候而倒候由一向盜賊とは引合不申盜賊逃去候跡之由信濃守方へ差出に相成候而正氣附候由家老遠方之參り歸遲候に付八ツ時なれ共いたし方なく夜行之由申之候由拙翁云其なりふりは如何と云しに足袋ハタシ之由ヒストンは如何と申たるにそれは不聞と之事也此節之風聞間違甚敷こと如此案するに疑獄となるかもしれぬ也○謹吾咄に先同役之類此所に詰切之由謹吾御役願之通御免被成候より七日目也存外に危難に不逢との事也太郎謹吾共に

高運也

○廿二日 晴過暖夕方曇烈風也 大越貞五郎來る御藏之米を受取歸候もの日暮に相成候處左衛門河岸最寄に而拔及を持賊參り奪取參候由○箱森村甚五左衛門再應利害之上七分五引方に而惡米相納候旨に成麥を食候積に而上納申付ル古橋村之不作に付米直段引方之義申立ル病人色々之責に逢太郎之歸を待心甚し○高山之寸短之刀貫度旨再應申越二尺五寸以下之分は悉太郎に先達之讓候旨申遣ス

○廿三日 晴 大炮組其外に相成候内之出奔いたし候もの甚多く候由之風聞あり御藏にも上り高之届有と云小御家人窮ストみえたり

○卯十一月廿四日 くもり 今朝三十八度當冬第一之寒也○昨日井上久々に而參ル可憐困苦也○箱森古橋之役人共歸村申付ル當年貢箱森八七分五引之引ケ也相給中土屋と此方同し跡壹分五引位也其段御老中方之御届進達也右四分之上納金に響尤也尤右は先達之立替納候古橋は別條なし米

壹石に付壹斗八升八合相場なり○箱森會所用金之沙汰もなく其上度々之御救ひ冥加之ため金十兩を三年に割合相納度旨に付當年も兩村へ百兩余之施し麥いたし候事に付承置候水呑へ日々六月迄壹人壹合之引割麥を遣し候守次郎事甚五左衛門少々之麻をくれ候得共氷損之村方は不受トテ返し候古橋村方は上ケ物なく二日止宿せり年貢引方なき故なるへし○昨日新吉手習を歸り懸近所之屋敷へ狼籍物參候由申立之白晝いかゝと存たるに大騒有候けしき也驚たるに井上は存居候けしきに付先ツと落附候井上本屋敷二三軒先キ徳永と申屋敷也○此節盜賊人殺し之内婦人之勇三人而已を記ス○奥方産後に而主人當番に成ヒストンを渡し置候處拔刃を持候賊三人戸を可明といたし候處をフシ穴よりヒストンを打賊盜壹人を差押奥方は血上り一時息絶候由盜賊は不慮に銃炮に逢不中候得共驚候一且目を廻し倒レ居被捕候由御家人當番留居へ這入候處妻一向に不驚兒貳人は預りものも同前夫を殺ならはかはりて死し度金は少々箆筒に在勝手に

持行候様申之カキを遣したるに盜之方にも感し少も不取跡之べりよくせよとて出去たり臺所迄見送りべりをいたし候と目を廻したるとの事也質屋に盜に入候者娘壹人臥り居候枕元へ拔身を七本迄疊に貫キ候上にも娘を起したるに少も不驚候何事かと存候に拔身かと云ながら起て娘は金子は不持店へ御出伴頭へ御懸合あるへしチトカト違なるへしなといひて笑ながら賊を扱ふこと酒席などのことし賊其勇氣に恐れ逃去候由也かゝる咄し男子には未聞町人之娘第一之勇なるも亦可歎この娘のとき武士にほしき事也

○廿五日 晴 前に記す近所之騒きは近親之人宅之長屋に居しか當秋頃かヲカツヒキ四人參り可差押といたし候處十五才之忤妾共強キ人にも壹人を殺し壹人は深手を爲負其内に當人并忤妾は逃去妾は其節被捕候而土藏之内に押込られ居候由然に當人并忤其外手下之もの共參り妾を可渡旨申之用人は打擲等受候由然ル處酒井之廻りへ爲知候哉多人參候處父子共

刀を抜立向ひ當人は屋根へ可上といたし候處を鍵に被突一同手下共に被捕候由也酒井之廻り近邊へ參り小具足を着候故見物等夥參候由○御役金四百兩渡候に付土岐虎之介大骨折に表向之世話迄いたす右に付今日受取之家來御金くら迄差出候處元斷いまた不參候由に渡に不相成金田にて忘れ候哉右に付同人方又々使者出スかゝる事毎度也

○卯十一月廿六日 晴 土岐虎之介來る同人數寄屋橋外に空中白キもの下り町家之店前下り風もなきに横になり店之内に入り此節話の伊勢の御札也虎之介元來其事之奇をいろ／＼と説破せしにまのあたりに見浮説ならぬに驚て戰慄せり説有は承り度と事也われ前に記したる事をいひ且漢土之禎祥妖彙五行志其外にのせ候事夥し殊に日本は神國也知へからさること有わけ也と申せし也虎之介話に横濱殊に甚し英十六番緋糸を商者方外貳ヶ所異人店へ御札落て英人大に驚再拜して新に神棚を造り日本人之伴頭にトルラル百枚を出し日本流に拜みもらひ候由其余七十

枚六十枚を出し同様なる英人有或は貧人に金を與へ上總國に豪農之小豆紛失し右小豆なるへし横濱へふり其外惡口せし者いろ／＼の災害を蒙り候説實に奇々怪々記するに暇あらず定英地へも新聞昏に可申參窮理之説承たし

○廿七日 晴風なし 當年之寒氣ゆるし今朝霜如雪され共四十四度也昨夜は一陽來復之前夜純陰と云へししかるに兩度之地震也來辰年之こと案事申候或は水なるへし當年雨少し○英人之道中旅宿に參り及狼籍候も井上懸に死罪又は遠嶋に成公家之家來也淺右衛門忤英人立合に切候由及物も腕も宜英人感して名前等書留參候由也○明和度朝鮮人立合に宗對馬家來死罪成候節も朝鮮人刀のよく切たるに驚たりと霞舟先生師井川廬雪翁わか幼年之節語りき追評定所留帳にみれば崔天宗とか申一件也と覺候

○廿八日 晴 歩兵頭並歩兵差圖役御免其外御咎可被 仰付候由及

承候は由井太左衛門差扣御役御免之由金田熊之助御役御免に付太郎留守預り再替り當惑せり

○廿九日 晴 太郎留守預り庄勘之助と成其旨虎之介を爲知來る○武鑑に薩摩武鑑仙臺武鑑と云出來せりと大に驚

○卅日 曇 高橋古大夫殿願之通隱居默齋と御改年來勤功有之候故を以銀十枚被下嫡孫巳之助如祖父時勤續被仰付二代打續孝行等に御褒美八十以上なる拜領物めつらしき事也○一昨日市ヶ谷山城屋と申商家へ清正公大神儀と申御札ふる拜禮之老若夥事之由也き昨日は御札御拜之御方は今日限と申札をみせに懸ケ有之候由也

○十二月朔日 雨昨夜雨夏雨のことし今朝五十二度之過暖昨夜雷并地震有といふ者有予は兩事共に不知○此節君子至日閉關といふ時なるに陽氣の動くいかなる故にや來年夏冷之事を今々恐るゝ也聞事有年は三度之豆

蒔と百姓共申る秋作のあまり不宜もの之由○庄勘之介方へ昨日頼之使者出ス本所吉岡町に焼後かさゝやか成宅之由

○卯十二月二日 晴^四度^十 孟子楊墨を拒其楊墨といふは仁義を學ひ過たるのみされ共作於其心害於其事作於其事害於其政と有政に害有かきりは仁と義の過たるにて國滅亡する也こゝろの片よる程可恐事はなき也太郎など此節之學問西洋に迷惑して陥らぬ様心懸第一なり好して其惡を知惡て其美を知者は天下に少しと有は好むことには溺やすき事也政よく出來たるは裴度藩鎮自由に成て其誠を盡す也政に害有はこれに反する也可恐々々太郎其心得は有様子に老拙も屢云きかせたれと西洋學を學ひて却る不忠に成らぬ様くれゝ御學有へしかたよること甚以恐ルいかによき人也とも氣のかたよる人可恐佐久間修理其一人也令終難成よしは人も以前々云ヒキ太郎か父に良齋を友として修理を友とさせさりしを今おもふへし氣のかたよる人慢心すると先祖の大法に而も容易に破其國終に亡る

也○松平勘太郎は大目付職に不恥立派に死せしと云其事は不知萬々一切腹なとか以前即中風にあ死たるを切腹之由浮説專ラにて困りたること有勘太郎いまた四十にはならぬと存候方正直言の聞へ有少キ人と世はいひき良士之死するは可惜之かきり也

○三日 晴朝五ツ時五十二度 前漢汲黯曰天子置公卿輔弼之臣寧令從諛承意陷主於不義乎且已在其位縱愛身奈辱朝廷何と申せしは人臣事君之手本なるへし太郎御奉公中一日も忘へからず故に唯々諾々之事而已には奸人に被窺へし既に淮南王劉安か謀反するるときも汲黯をは恐れ陳平か申たるにも范增シャウリマツは骨鯁之臣也其余は恐るゝに不足と申たり以上空覺也シャウリマツ之字トヲ忘れて出不申候されは直言の人なきこと弱キの至極なるへし山下幸内享保之度之箱訴を殊に御賞し銀子を被下其箱訴は諸役人に御見せ被成候幸内名を得候義兼山麗澤秘策にもみえ寛政之度閣老一同へ越中守殿御廻し其ヒレ附御存意書にも如幸内もの大目

付御目付にほしきといふこと有しかと覺候今日小學をよみて汲黯か直を嗟歎感服してしるし申候太郎此節は脇目をふらす學問することなれば直言等之用はなし江戸に歸候あわれ其内死し候節此話難成ければ見しまゝをこゝに記す

○四日 くもり五十二度 盜人今に不止數十人銃炮等を持歩行横行之由也町奉行はなきなと云ものも有由にあ折々汗をかく也○大森にあ異人鴈を三ツ打候處一ツは逃去名主方へ逃込候由事起名主之病氣にあ臥り居候を銃炮にあ及打擲候大ことに成附添之もの迄被縛外國奉行御代官等出馬いたし懸合なり異人非分と申ことにあ被打候ものへ一生二人扶持ツ、出し候由にあ内濟大森は以前之御舉場に付鳥多く居るなるへし

○卯十二月五日 曇四十八度 辰五郎方折々野菜物くるゝ深切なる事也○薩州の多人數之廻りを自己之心得にあ出すと之不取留風聞有是は盜賊之事に付いろゝの説有故か○寒に向ひ候間中氣惡敷譯なるにいさゝ

かよき方か也鏡をみるに血色は常に復したり宗伯なども脈腹ともによしと申也宗伯も御趣意に寄長髪に成しか逆上之由に又々剃髪せり乍去袴は御殿にあは着用之由是は人之話也○御札御府内所々あふる其家には御札を酒樽之上へ小サキ御宮を置御そなえ餅其外を往來人の施ス由安婆々昨日見て歸候あ之咄也乞食等施しをおもひ豪家へ札をはるも有と云ものも有と其説は至あ少し

○六日 晴風 戸田謹吾航海其外之修行として明日濱へ引移候旨にあ暇乞に來るわれ云書生筆頭と被 仰付候上は身を以書生之曲尺に可差出扱鳥は鳥獸は獸みな其質を改るかことく變ること不能唯人は万物之靈故上帝を何にても出來候様成置給へり微々たることなれとアマと火消人足のことし習によりて遠きは人而已也されは生れ候まゝにて朽果るは人間にして禽獸也よりては 公儀御忠節に相成候様禽獸行をすへからすと教遣し候予棺中の老叟なれ共明六ツの鐘と同しく起て夜四ツの鐘を聞きて手

に巻を不捨をみるへし○薩州屋敷前を船修行に乗廻り候に夥發炮いたし船にも當候由日丸の御船印を建有之候船之由也○金吾云カラフトは魯西亞語也とわれ大に笑文化のはしめレサノフ之初あ來候あ魯語といふことは有也其以前寛政天明之頃古クは諏訪社之書物永正度にもカラフトと云ことみゆ畢竟近く日本の書之内御政事に役に立書をよまぬ故也 東照宮之御事并 有徳院様之頃之事をしらぬ故に寸法外れ恐入こと多候通鑑をよむ計には非ず日本の書をこゝろを附て不讀は御役に付損多しと咄候あ教諭候

○七日 雪豊作之しるしかと悦候三十九度也 帟幃を爲釣たるに五十度迄上ル○昨日御手當金冬分四百兩渡る泰助殊之外出精し且新參之者大金爲扱安心と申候事主人之悦也よりて紋附小袖金三百疋太郎を老拙を金貳百疋遣ス役割あの也 金貳朱鏡四郎は金百疋あの侍也日ころ出精且手安婆は別段之譯にあ百疋於花寂寥を慰五百疋遣し候○高山あ前に記候如く

申參候に付井上は頼み野州欠所刀壹本申受遣ス關壽命にて貳尺壹寸たしかなるよき刀也○英が九月廿九日附之御書并日記共に來る○別條なく御出精之由大慶也老拙か寒を防候義老婆か持病御案事之由等詳也御厚意落涙せり老拙老婆共に別條なく御安心可有之候此日記御覽は早くも二三月なるへし廻狀來候る宅狀は一橋外開成所は可差出旨申來る○塚原但馬轉役之義御存なき躰嗟嘆々々太郎はミンストルには無之學問生なれば其こと御申立上之御趣意に背候るは恐入候間俗事には御携無之様いたし度もの也勿論其事早々江戸へ御申立之方か如何

○卯十二月十九日 晴四十五度 英が十月十五日附之宅狀來る圖一枚相届御別條なき由何より之大慶也冬五時に暖く成國は夏日くれもあかり天理如斯君子兩からよくはならぬ事をしりてよく天理に應すへし器械其外學問等にはよくあること也○貴志の兒貳人來るいつれも伶俐也市三郎鐘三郎謹吾來る昨日之被 仰出に當惑老父も共に落涙之外他事なし○

此節内府様は大坂御在城之由○金吾英之稽古は斷候積に而今日は不出と申たりよく聞は日本人之風習にあけしからず突合に物入あるけしき無據也○江戸之狀不參御嘆息十二分に恕察毎度なから困りたること也此一事に而も其余之凡御察し有へし○江戸は白晝にも此節押込有よし或は諸侯へ押込入しも有よし等を取沙汰せり○此節は全藩士の心得也太郎は三年後ならては不逢仕合と云へし○上野廣小路邊に茶屋之みせを手荒く敲キ茶一袋うれと云此節柄とて夜商ひ斷たるに不聞入店の外に而大聲に騒キたるを往來之士みかね申宥候を怒り士へ切懸たるに士も刀を抜ながら請トメ拂切にいたし手を切落候處被切候もの落し候刀を可拾取といたし候所を一刀に打而落し町人に向ひて忍廻り之もの也尋あらは狼籍不法之始末見たるまゝ可申といひ捨にいたし立去候由立派なる事之由被切候ものは表向に難成ものに而夜中密に引取極内分にいたし置候と之風聞有○廿日 晴四十度 廣瀬孝之介來る過日學問之事を承たるを今日一行物

に淡窓之語を認くれ候其語 不歎既往之過。不想將來之功。唯就目下所做仔細點檢。纔覺不是。便加改如是不倦。自然融洽。面白き事也。春に成候は、床懸にいたし日々見候。心養ふへし孝之介云國にても案事早々歸國之事を申且此ほとと様子に。西國之動靜不被謀候間歸國之積いかにと問故至極可然一昨日熊二郎參候。咄に急御用に。忠四郎供いたし大森迄五ッ時過に參りたるに高輪通に。はつかに三人に行逢先。參たるに。まち高袴をはき首なき帶刀人之死骸三ッ有。大に驚候由かゝる物。そうなる事に付別。歸國同意也。在府中少も夜行すへからすと咄聞遣候。

○廿一日 晴 信濃守五六日已前。風邪に。引込候宗伯日ことに參候由。中通之傷寒之由。いまた熱發きらさるよし。吾も黒逆上強候由に付手當方等申遣。床之上に。すはり平食に成候迄は三十日はかゝる也。此節格別御用多之由なれと再感しては。老躰それ限也。押事は堅く無用と申遣候。歸宅日々四ッ時過。夫宅之御用承候由也。心配等も。あれは厚手當之義等申遣。○今曉

月よく風もなし三十九度位也。然るに霜更になしかゝること折々有以前は氣附不申候。○辰五郎夜行いたし候處侍二人跡。來り切り懸ケ候處例之百姓躰なれは。逆候。無子細事に逢不申候。彼侍之時。ならは中々事を起し可申。か韓魏公か子之書齊に劍を差置候を堅いましめられ。夜中往來等にも劍はならぬ様に被申たるを大に笑しか辰五郎。とは魏公か説之如し。

○卯十二月廿二日 晴 四十二度霜なし 井上病氣に。御役御免隱居願周防守殿へ進達候處十分之御沙汰共に。縦令跡役被 仰付候とも大病に付動搖候。は不宜候間其儘御役宅に加養可罷在旨等。までも御内命有之候由右之書面少々長キ御役願之處藤左衛門へ仰書に。出來候由され共不都合は無之然れ共同役達之趣承り候。子供家内等。咄之趣は人事不定に。一向事柄不相分候由書面之内に私義兼。も申上置候通御役御免之義被 仰付度旨有之左候得は。此節初之義には無之とみえ信濃守志之程相顯候。感心いたし落涙候信濃守病氣之様子市三郎謹吾遣候。爲見候積之處此は

と格別之御用多に参り兼候間やす婆々遣し候鐘三郎看病之義を稽古三十日相休度旨相願候得共不相濟内々之沙汰に自分病氣に引候由小普請之看病斷もめつらしき事也右之譯故謹吾市三郎之少も不休譯をしるへし稽古等閑ならば減高にも可相成勢之由也○一昨夜八州廻り三軒の賊参り家内不殘殺盡候由功有る御勘定被仰付候者之方にも参りたれ共要心宜候事逢不申候由○西之くは質屋へ大賊参候る家財等長持十三棹之荷作にいたし参候由頭取候もの貳人は騎馬と申事也

○廿三日 晴 今曉七ツ半時頃之出火に六ツ過鎮火貳之九計御炎上也市三郎なども非常御警衛之廉に申出候由小普請計槍銃炮其外に二千人も可有之由御遣ひ次第に御人に御不足はなし○隼之助昨日急に歩兵七百人大目付等に乗せ出帆之由○窪田泉太郎歩兵頭被仰付候由吹聴來る○廿四日 晴四十二度霜例之通ふるもちつきにて變行世に不變吉藏なと來る○過日之惣出仕は内府様無御滯大坂へ御引拂御在城 和宮様は京

都御取戻之御沙汰等也京都申出候御令條中に攘夷諸色下直に被成候由等有攘夷之ため 和宮様も御下り候位之處奸吏共妨候由相見候○昨日白井寛一之書狀をみるに英人に隨身來春は英の参候由たのみ物可差越旨有之候得共不遣候元來貫一事は三年も居候る太郎之歸府を待候積之處節を變し無間もいろく申候上松平内記家來島田某は伯父に血筋絶候に付養子に参度と之事故親類書には無之者に候得共聞届遣し候處其當坐は相應之身なりに参實は聳養子に且養家は少々畜財も有之右を見込かと存候處近頃は一向に音信も無之候處右之次第に付段々承候處實はみな欺に他人養子に参り無間も離縁に成夫を横濱へ参り其上ならず英人之家來に成候義と相聞扱々と驚入申也島田之姓も名乗候事は不相成譯之由泰助咄也英の参候はいか様なる事可申も難計候に付利に耽り無操次第無余義相認候其心得に一應之御談判位は可然候昨日之書狀にも島田貫一と有之候間不存御積も可然かいつれにも人物は如此御含置可被成候

少應
と市は
と申中
人迄申
井之上
無之計
役人退
入也司
なると
へし御
御用多

は差押手向候ものは切もいたし酒井家來或は奥詰銃隊等にも死人有之候
 由近頃薩之軍艦滯泊いたし居御船手之もの參候も只屋敷取締之ためと
 計申居候由右之艦は一時に軍艦二艘被差向候處逃出候故二艘に追參
 候由先達を以來江戸之亂妨は薩人也と之浮説を町人共唱へ御世話なき様
 に歎居町奉行所は日々甚敷騎馬に參候もの差引いたし長持荷造いたし盜
 物持行候由浮説有之みな薩を申候か昨日之躰には相違も有之間敷凡二
 三百人之事にも候哉不相分候由亂妨十分にいたし近々出立之積之由之處
 御手懸り候也昨日は人々大に憤發に譬は市三郎等か辨當迄も不行届く
 まなきこと喜候事也五街道等にもとくに捕方之もの參候由今夜は安眠
 いたし市中喜び可申候少も前に洩不申扱御手之行届たる事岡目八目を見
 候も感心とてもかくは出來申間敷と存候御人いつくにか多有之候と相
 見申候井上なども存命中は加りたる事かと相考候

○卯十二月廿七日 井上信濃守今日判元見届之由○信濃守七日はかり之

病氣にやはつかに食物心はかり贈たれば今日は夜食遣す油揚等之重詰さ
 てく物さひたること也○信濃守太郎大叔父なれば松飭等之事如何と服
 忌令をみるに大叔父は忌服なし成程太郎親類書には不載遠類書のるか
 信濃守か以前嗟嘆せしことよと落涙せり

○廿八日 曇四十一度 信濃守今廿八日四時御用召同人判元見届昨日相
 濟候旨奉札來る○鐘三郎參る信濃守法號寺參候は昭徳と聞ゆるかこと
 く成字に付相改候旨に爲見候間修誠之字之方存寄無之旨申遣ス井上俄
 之事に混雜云へからす家來等は不行届に目離したかたき由に鐘三
 郎心配殊之外也尤と云へし夫に此節柄男子御用多に松之丞も未參由太
 郎江戸に居候とも同しかるへし○判元見届一日延候は井上同役御用召之
 處引込候朝比奈甲斐守見届に成候由此節定例之事いたし候は井上に駒
 井朝比奈外壹人は市中改正等懸之由井上今日二百俵に成候間家來共
 十方に暮別混雜多端と相聞ル井上妻よく取計候けしき也○御船手同心

之婆々女共之文通に倅今に不歸心配也され共薩船に猿島沖に追附
仕とめたるよしに付嬉候而倅之事も不存と有之さて、感心之書狀なり
○昨日囚人をトヲ丸かこに乗歩兵かつきケヘールを持候武士差添候而門
前を通候由甲州道中を逃候薩人を召捕候か○薩人之首を一車御目付町
奉行の引渡候を駒井不受取候而議論起候由之風聞も有○古橋村を冬成金
七兩相納御年貢米は代金春長と申來る箱森村は氷損に而七分五引方い
たし候得共其米もはつかに半分納候而已也太郎之御手當等なくは當暮は
地頭飢寒に及へし○常嘉之蒔繪小刀は壹兩ツ、也○此節暮に井上之事も
ちこみ隠居之御用多嗟嘆也信濃守ことを思ひ候而晝夜號泣而已また不
死とおもひ迷候事折々有之候○薩人品川宿三ヶ所燒五十人計軍艦へ逃參
候由猿島に打とめ候とはそれか二ヶ所は事に不成消留候由也
○廿九日 快晴 昨夕を雨にてさむかりしに晴て十字には五十九度まで
昇るこまりたること也古人之所謂四山無雪もの也信濃守事法號修誠院牛

込榎町宗柏寺へ今曉六時葬送用人西村泰助を遣す

後まての頼をかけし人はうせて跡に成行老そかなしき

謹吾を英學として引越切にさせては太郎留守中別而こまる故不承知也と
拙老か申せし時信濃守云私おもふことも有無間も本屋敷へ可引越其時は
太郎謹吾か事みな引受可取計と申て謹吾を遣したり其時譯は不申しか今
度の進達をみれば頻に隠居を其頃願ひしものとみえたり可憐事也

○卅日 晴風 井上跡役昨日被仰付今九ツ時迄に引移右に付御役宅同刻
に引渡其混雜筆には難記候家來用人并侍を遣し晝飯其外共に遣し候此節
柄町奉行皆明キ同前に而は不相成御尤なること也駒井は病氣引込小出は
御留守居を昨日町奉行被仰付たる也○天璋院様へ薩を御附に而參候女中
三四人俄に御暇に成候由之風聞○嶋津又太郎は薩之屋敷へ被引取居候處
奥方は立退又吉郎は燒死之由也○井上判元之日格別出精之廉に而御褒美
被下候由され共混雜に而爲知なし故に詳に不記之

慶應四年正月元日 晴三十六度穩なる天氣 試筆

立歸るはるの初にこゝろして奥ある花を尋むとおもふ

伊豆の海盜人をうつくしみ玉浪のり船の音のよき哉

土岐虎之助評定所留役當分助被 仰付六尺の六年目か珍敷立身也薩人々々と云故に一概なれ共歩兵又は倭寇之類に全之士人にはあらぬか○永田義次郎薩船を追参りたるか無滞歸帆薩船は打留候由ふみの端にしろし新家へ申参候由義次郎船之戦争二度也わか一類に第一之武功人也○江川支配所に薩人を三十人計十二月初に召捕六千兩はかり之金取上ケ候由薩人を焼打に新泉坐へ参候由申たれ共日頃之手當と云且嚴重に手さし不成由○廣瀬孝之介明日船に由出立之由暇乞に参ルよき唐墨蝦夷石之硯金五百疋遣ス○薩人と唱候者京都に狼藉甚敷大内の参り宮女に戯或はみたりに兩便なと仕ちらし木曾人之如しなと浮説有

○二日 晴三十五度 薩賊所々に被捕候由也○薩船を仕とめ候由は間違に逃去候由也○越前家加賀大聖寺近く炮兵等差出混雜之處京都の兵も多出し内千人を引分候上之御遣ひ方之義被相願候忠節を被盡候由也越前勢之譯不相分候○國事懸土佐薩州其外三家各論に不居合御用之節は京師へ御入用金も可差出積之處其義も無之 先帝御一周忌御法事も御差つかへと申風聞有落涙候恐入しかしこれは例之偽なるへし○上田松之丞悔として参ル

○三日 晴三十五度 信濃守事修誠院墓所一坪に不足寺の境内に地を求たるに百金を納よといふ又葬式之節刀脇差馬具等をもどしならば金五十兩可納旨申之禮藏取計に葬式之節之品々可相納左れ共馬は不及申其外之品々相納置決り賣拂間敷旨之證文可差出旨申之右二口に百兩之寺納に相成其外貪たる事無際限宗柏寺代々不如法なる寺に遠嶋に成しも有しか當代も六ヶ敷僧とみえたり○宅は左衛門尉太郎に千疋之香

かゝること
記す内にも
不覺涙出さ
こまり候て
れ共智玄院
の時の中分
の弟と子
の差別なる

典惣代おさと參ル菓子壹折花一桶を備るおさと備候花に結附たる歌

行末をたのみしものを千代の松はかなく雪に折しかなしき

つらなれる枝もしをれぬ力なく今よりいかに過む春秋

七日當日は太郎代香として泰助差出香典百疋納之

○四日 雨 當正月往來等殊々外さひし女大夫壹人も不通太神樂を太鼓

只一度耳に入候年始としてあるく人まことに希々由也○薩人の咄等いろ

く有記に不暇其内に品川宿よき旅籠屋の上り可焼拂といたしたるに飯

賣女出て達る詫焼かれ居所なくなる上はつれてにくれよと云これに窮

候も其はたこやは焼不申候由○六郷の船を悉川崎の方につなき手代附添

農兵を備置たるに江戸の方を侍來り船を呼大聲を發それとて筒を向たる

に只壹人も船を遣し上陸之處を可捕とて其通いたし候處江戸の品川宿へ

急御用狀をもち參りたる御旗本之家來に川崎宿を繼立候積之由に書

付其外差出偽なき躰に付翌日家來呼寄引渡候由

はるの老し
めは年々
人上信守
井上濃守
年々多
中々多
あ申候
れ申候
共申候
大申候
御申候
成申候
成申候
御申候
便申候
間申候
成申候
丈申候
減申候
に申候
之申候
出申候
候也

○辰正月五日 昨日北條平次郎來る同人同役薩人捕方として四人銃丸に
當相果候由講武所槍劍方を遊撃隊と申候由其もの共に先日も少も臆たる
ものなし薩之降人七十五人へ繩をも不懸容易に水戸殿御屋敷迄送參候由
也京都にも遊撃隊勇氣 上にも御賞し御手元を金千兩を賜り別段猶
銀子など被下候者も有之候由也風聞にては二條御引拂之節薩人見物いた
し悪口いたしなから逃參候を其所に二人迄見事に切とめ候者有之と申
候か夫かもしるへからす槍劍と銃炮とは味ことなるものに所に寄各々
之妙所有ことをわれ常にいひしか此度おもひ當ルこと有四人之討死も酒
井と薩人切結び居發炮いたし兼候内薩人之方を發炮をなし夫に當り候由
左も有へし今之戰其外にも銃炮と槍劍は二にして一成物とおもふへし
○燒討の日六郷之舟は川崎之方につなき其間に農兵を配り置たるに江戸
之方侍壹人走參り大聲に渡舟を呼候間夫と申候も筒を向候處其内に勘
辨之もの有之只壹人故召捕候方と申船を遣し引よせ大勢かゝりしはりた

川路太郎殿
以此三日
猶共候
此は進歩
可位記候
候間は記し
候可健候
候以上被成

るに大坂へ急之飛脚に夫々書付等も有之翌日主人家來呼出引渡に成候
由此一事往者防々者之心得に成へきこと也○品川之大みせを焼とせしに
なしみの女共出泣て差留彌焼ならば序につれてにけ吳候様にとて泣わめ
き候故助候家有之候由いにしへの落咄に敵をなつくるには女かよし敵直
にシタカツテ可參といひし其實事に近し

○六日 晴三十九度 謹吾薙髪いたし候旨申來るわれ大に憤り且哀しめ
り元來彼其意有故に風論なし置たるに書面之趣に有は生徒不殘薙髪御差
免と之事也され共こゝに有論如太郎少も不願して英國へ厚 思召之御人
選にて被遣別にいたし方なき人は禹は裸の國行ては裸に成しと申せは彼
地に罷在內風俗に従ふも無余義に出れ共養父母實祖父母に遠さかり候
望乞て今の役に成風俗迄を變ずるとは人倫に背けり且大切之日本に背く
也よりて近くは日光遠くは伊勢之御神に恐入て逢事は我ならぬ也これ憤
の起る所謂也且老年に相成旦暮之身となりて孫壹人勘當なしたるに近し

是哀む所謂也淺田宗伯は從來之節操變しかたしと云て一旦は惣髪になり
たれと願候而かれ一人剃髪せり惣髪は日本元來之風に而今も公家は惣髪
也三補臣之圖乍恐 神君之御像いつれも御惣髪也夫迄はゆるしても謹吾
によし今般之事は決るゆるしかたしされ共一應利害申聞候而承知いたし
候否を承候而勘當いたし候積り也歎息々々○宗伯咄に薩賊御誅戮の日芝
邊へ參たるに銃丸肩輿上に鳴渡りて飛こと甚し故に松平山城守へ行たる
にこゝは出陣に而家老壹人家來十六人討死し手負も有薩賊の首を多く四
斗樽へ入庭に並有家來壹人腕二ヶ所腫上りたり丸はとゝまらす衣類之内
カヒシヤケたる玉二ツ出鼻かみ袋に百文判五枚有しに四ツは碎ケ玉一ツ
有て百文判に而とまりたり右之手親指人さし指中指は切られてなし死を
決して働きたるけしきなりしと也

○辰正月七日 晴四十三度 大越元日に元八州廻りに而當時御勘定成し
人に逢旧年狼籍者に逢候始末を聞しに門を被打破候音に而兄弟共に袴を

着槍長刀に而玄關と庭とへ躍出防たるに頻にヒストンを打しか不當主人
之勢に恐候而門之方は賊逃出候と屋根にも上り居候賊數人有し飛下り逃
去候主人方は貳人無事賊は如何哉不存所々に血こほれ居候由中間を取立
候侍行衛不知逃去候と存居候處うら畑之内に被切殺居候由也袴を着用せ
し覺悟感服せり第一は心落附其次は帶なととくる患なし夜九ツ時過兄弟
に而酒のみ居候節之事之由也此賊なるへし八州廻り留守宅に入女共はか
りを數人切殺したる也今般被捕候賊之内に其連中有之候由也薩賊平日小
商は食物其外を亂妨され大商は金錢財寶を被奪一同歎居しか此節はいか
にも難有居候由正月ならずは餅をつくなるへし御神酒などは必あけしな
るへし○京都に而も薩人亂妨甚敷宮女など關東之人に向ひ 大樹サンか
早く登ウサンセといひし由○井上早々屋敷替可然と一同相談可然旨申遣
候左衛門尉信濃守共に勢ひ宜節之普請は御役揚候と暫時も持居候事はな
らす太郎よく般鑿としていかに御役すゝむとも今の住居位もよき屋敷

は決而持へからす今之屋敷に而も五百石に而持こらへは出來不申候慎而
守るへし此意遺言狀にも追加せり

○八日 晴四十度 薩船遠州灘に而沈没之由風聞也是は薩船は鏡はりに
而帆柱其外へ三ヶ所玉當候哉之由に付推察之風聞なるへし薩賊之内御旗
本之元家來髮結なども有之候由薩は武に而顯たる家石曼子之名明朝鮮に
而しらぬものなししかれ共浮浪之徒を集今般之始末後世青史に何とて記
や可惜々々募兵とき其心得役人之内に有たき事か兪暴にして勇なるはよ
しそれをきらひては使ふものはなき也駕御之人に智仁勇嚴一ツとしてか
ゝれぬことこゝにあり

○九日 晴風 午時に板橋并馬場先に出火有幸にして大ことに不成○石
川獻藏來る同人甥大坂に而武門之冥加御褒美銀十五枚被下候由吹聴それ
は二條御引拂之節遊撃隊貳人御途廻りに出たるに薩人十人連に而參妨い
たし無余義刀を抜二人を切殺たるに跡は逃去候由獻藏云平日穩なる人成

に吹聴に驚入候由氣一ツにていか様とも慎勇に成とみえたり武士の覺悟すへきこと也忌明に屠蘇を祝て

來むとしは契り兼れとけふ迄は先祝ふ也春の盃

○十日 晴四十二三度位 昨日中村出羽參候英之便を尋序に同人忰大坂に居候か江戸之書狀等はみな尾州に被押蒸氣船へたのみたるに其船海上に奪取られ候故音信不通也と申居候處に謹吾をおさと之もと迄參候機嫌聞之狀函之内に新聞番と記候もの有開みれば去三日午刻を京都大混雜之義御注進申上候大坂表を御 公儀様御上洛被遊御先手會津様松山様姫路様其勢凡三万余夫を京都御固メ之勢長州様土州様雲州様肥後様伏見へ御出馬也正八時を大戰に成右に付當宿へ京都之御固大村備前阿州薩州彦根様御出起被遊大混雜に相成夫故舟留人馬繼立不相成淀牧方鳥羽邊燒拂に相成申候未々納方不相知此段奉申上候以上正月四日右大津宿を申來ル和泉屋甚兵衛此泉甚兵衛と申は飛脚屋に御座候町奉行へ御届寫

之由 大政御復古に付而は厚 思召も有之儀之處不計も坂兵伏見迄出張突然兵端を開終に不可止之形勢に押移候に付而は右名分條理を踏か勤王事は勿論猶又追々御沙汰之次第も可有之候間其節勉強盡力可致旨被 仰出候事但シ登京出來候は、速に人數隨從可致御沙汰之事謹吾を書狀無之に付一向に顛末不相分不取敢出羽にも爲見候處不知と云八日には岡田備後も參りたれと一向に咄なし右之書面飛脚屋之狀は別段偽と可鑿破事もなし末之京都之御沙汰は武家之筆意有かことし○此節謹吾市三郎等參候もの無之實否聞糺候事不相成候左衛門尉など七十に及ひかゝること承り其上身は腰不立大小便すら人之力に無之而は不相成とは死たるに遙にとり哀しき事也只落涙之外いたし方なし○新家佛ランス歩兵方生徒に成たるに明ヶ六ッ出宅也左すれば戸原二氏も用多と察申候

○十一日 晴 具足祝義例之通也○永峯良三郎來る同人英之書狀取計吳候由○同人營中之取沙汰に而は窪田泉太郎討死せしと專ラ申候由此節

會津は大佛に詰居候由御勝軍と之話に上下一同大悦之由 上様は度々京都を被 召候故御上洛之處薩人等御途中を遮候に付會津之手を戰爭初り候由也御名義之程心配せしか十二分御所置也具足開と申によき上もなき風聞也 上様は大坂之御城に被爲入候由也○今日布衣以下迄惣出仕麻上下之由大かた恐悦申上候ためなるへし昨今に成風説夥し偽而已也其内か成に聞へ候分をしるす泉太郎は万一風聞之如くならむには去年諸大夫に成殊に父子共別段に御取立故忠義にして死すとは目出度事也併只壹人之男子故治部右衛門は喜ひ中之歎なるへきかと心之内迄をもくみはかり候源氏物語戀歌によりて

兼て世は夢也けりと聞てしか夢か現かよひと定めよ

太郎など遠方にあさそ事に不逢を残念におもふへしされ共年若之もの後々いくらも御忠節はなるへし徒に氣をもむへからす残念なるは腰抜て七十近く存命なるわかこと也嗟歎々々

○十二日 晴三十七度 泉太郎事備前守去ル三日討死之風聞無相違哉と相察候に付家來西村泰助を爲見廻遣したるも其口上は討死之風説如何哉と心配万一實事ならむには代々之御武篇に千載之青史に殘格別之事此節柄御見舞之旨等也備前守奥方直言に風聞之趣同局中之人を以伺ひもらひたるに無相違難有御内沙汰迄有之候と之事也泰助は奥方悲歎目も當られぬ事とおもひ居たるに万一之節は討死之旨備前守出立之節くれ／＼申聞候間兼而覺悟之由に凍々たる風彩歎き之内に勇氣相含武士之奥方かくあるへき事と感伏之余り泰助之方却而落涙せしよし窪田平日之心懸之事實に目前に見受候而其別段なるよしを知ル由感涙を流し申聞候

○辰正月十三日 晴四十度 昨曉祝炮之音聞へ何やらむと思ひ居しに上様今日晝後御歸城と之事をいふ人有前記之戦之最中御歸と申候は決而間違也と申候内藥取中間大家之乗切に逢たるに其内に 上様も被爲入候と申こと也と申候由けしからぬこと申もの哉と申候内退出懸に參候もの

有之今日 上様御歸城蒸氣船に濱之御上り場を御上陸に御供は松平肥後守板倉伊州大目付御目付等に俄に出仕に成たると事大に驚候も神智に被遊候御事凡智之可奉謀にあらず只々大に驚歎せしのみ也そばくみ立之水を爲呑候位之事也其様子おして知へし御跡は紀伊殿大坂之御城に被爲入候由也右に付浮説沸騰記に不暇候○窪田備前守は御先手に進み候處炮丸如霰四ヶ所迄之内は馬上にてこらへ五玉目ひはらへ當り落馬と申こと也おさと其事承て

残る名は四方にかをらむ先キかけていさきよくちる梅の初花

と落涙なからにいひ出たりおもふに大將分之もの乗馬勿論也され共接戦となりては馬を引附置銃隊之兵卒と混し居候方歟英之先生に其場合之かけむよく問ひ置へしかゝる味場數之人に兼而講究すへしこれ留學生之專とする所なるへし○拂曉に藤左衛門來る信濃守遣り錢金之取計ヲ問故此節之御用に差上候而遺意を述候方歟左候は、我も囊を拂ひ上金せむと申

せりわれは凡千金にはなるへし井上は三千金なるへしもと上之御金を平日儉約して御預置申たる也跡はいかにとの論あるへからず候○上田直之丞敷山徳次郎土岐虎之介申合候而留役にあらず此節之御用之方にも致死度と今日登城之上相願候由也三人共わか別段なる由緒之者可悦○家來共病者之隠居立退之義申聞ル大小便も人之世話に成申は如何ながら上之御先途隠ながら奉伺候る万々一江戸大騒動無致方節は一死を以奉報而已七十近キ名をいかに可致とてアメリカ一件之節知行所を迎來候節母上の御沙汰に一步も不動此家に焼死のみと被仰たるに決したる旨申聞候而且諭し且笑ひ候也考に俄に其沙汰には相成間敷か○下吉田村の村役人の兼而申付候銃炮心得候もの兩人召連可罷出旨申達候○我半身不隨に立派に切腹のこと六ヶ敷是は臆病者之如く残念也され共死はこゝろよくとけ候積也太郎などは英に幸ひ罷在候昔之例も有之よく養ひて歸國之後御爲に致身へし

○十四日 終日雪 昨夜不能寢孟子をみしに仁賢を不親國空虛也と申注に朝廷人なき也と有尤なる説也小家内打より今般の事件のみ申出憤怒悲傷相半セリ○徳川御家領之内二百万石可差上旨之御受有之候上にも上洛すへしと之京都之御沙汰にも上洛を薩人差止候より事起候由さらは此上は三百万石も御削と申譯か城は尾州越前へ御引渡大坂放火御城も同しと申説有いつれにも大坂立拂之節烟上り候をみしよしなと申也右之御様子には三州邊を西は今既に御料所はなき姿にて攝河泉播之大名はいかゝ哉万国以下之知行はみな失ひなるへし大和丹波等も同しかるへきか
○辰正月十五日 晴四十度 此節いろ／＼の大坂の御立拂を御乗船場之次第迄風聞驚歎之事而已也偽なるへしと申こと多し太郎歸國之上迄に實説承置へし○大場一心齋二條御城に罷在候由薩を可引渡旨申たるに首有内は不相成と一言に申切たるよし古士風有可賞與六尺共大勢御城は既人無之節立歸來候を御道具を多く御船迄屢持運候由感服也○昨日雪中に

定五郎老拙を案し來り咄に小揚共血判いたし申合互に危急を救ひ御爲に可死旨誓ひ候旨承りたると之事也下輩は六尺と申小揚と申候士氣有もの多し御旗本等勿論なるへけれと當り前と人之申さぬにや中條金之助は義烈組と唱三百人はかり相集候を薩賊之時も途中迄出候由○一心齋は中風にも蒲團之上に居差圖はいたし候得共足き、不申候由○京方錦之旗持出候故 朝敵たらむ事を恐諸侯は兵を引夫故大崩と成しとも申也宮御方惣御大將之由此間違はよく被仰開たき事也みな讒を起るいとかなしくおもふ也嘆息々々

○十六日 晴卅二度 戸田金吾呼寄候を薙髮不致候を難勤候は、出役御免可相願且此節柄節に死候覺悟も不致洋學を平日之心得にゐいたし居候は如何之旨申諭遣候○備前守は手負に大坂迄被荷參り手當之義申候者有之候處とても不届夫も懷中之者出し吳候様と之事に戒名并書置を脊中より引出無間も相果候由感心之覺悟なり○不誠無物とは聖人之御教

也偽多き人才も智もまさかのときに不出候可恐○小栗上野介勤仕並跡役は菊池伊豫守之由上野介御役御免は御前に被仰付候由不審也召出等之跡には無之哉一向不知左もなければ四時御老中申渡之實例とこと也上野介激烈なる男也われに逢て隠居マタまこ附居かなと申候而勵策せしことも有しなり

○十七日 晴三十二度氷厚し雪不解寒甚し 昨日金吾來る故に大に叱り候元來十五日には金吾來ル筈故待居候處不來御用多に付歸宅不致と之事也然ルに土岐參候而老拙不出來之由をも認候而書狀差出候間御出有しかと問故右之譯申せしに御在宿無相違腹痛之由に藥もらひに人被遣たるよしよりて人遣したるに今日は參候積之由答候而無程來る頭薙髮也よりて前之日記に有通之ことを申候而嚴敷及説得候此節人々必死を究虎之介又は淺田麟之介之類申立之品も有之老拙へ覺悟之旨等申聞候義之處謹吾には既に久々不參始末右之通也忠孝共にいか心得候哉と申老拙手本に

屠腹いたし爲見可申候間汝も屠腹せよと申たるに大に恐入たり太郎之弟なから其取扱かた更に別にて三舍を隔る位の差別にはなし歸國之上太郎よく教可被申候○拂良察へ 上使出立之由也太郎など面會有なるへし此度之騒動は二百万石高に御削夫を御受無之内 御上洛可被成と御先供等参りたるに薩を發炮せし事起たるよしなり此上は十万石にも被成候事歟と密に悲歎候あまり之事也此ほとは何之御沙汰もなく唯御退出曉也との事而已承候歴史にみゆる事下公卿雜義といふ様なる躰とみえたり申包胥等之とき事もあり其御地に策は如何フランス之ミンストルは召出御尋有しなと風説す此節之事故浮説なるへし

○辰正月十八日 晴三十八度 昨日市川弁吉來る備前守に附添火葬之事迄取扱候人に逢聞たるに銃如雨霰之場に備前守殿馬を建差圖せしに一玉小ふくに當候とこれとはと申候かヒストンを出六發皆敵を討候か急所之事故無致方戸板に乗せ參候處無間も落命之由忠勇烈之三字備候大將也可惜

此レ實事なるへし○大越を急に刀之内小揚など可帯分借用之義申來ル貸遣ス長短取交十三腰遣ス○此節上かた之事問者大に入用之時也何事之御觸等もなし却る町は静也只々御上船已來之事取沙汰こゝに記かたし○小野友五郎乗船之船を薩船へ着發玉を打たるに好所の當り船沈没之由此人測量之銘人故功有なるへし

○十九日 晴 金子は此節可用時節に付兩兒片附入用として預置候金七百兩取に遣す○御出陣と之御觸は有之候由今日を齋之共者ケへール調練初る○又吉郎は宗伯家内一同虎之介故郷へ遣し新吉郎は原田知行の遣候積○大久保越中水野癡雲など日々登城候る品々申上存意申述候由左衛門尉こし立不申候を哀み候堀内藏頭切腹之由右は死諫と之取沙汰あり○古之渡唐少壯家日本にゐは武田勝頼危急に成全別人之如し不思議なること也○桑名を援兵無之候得は無據薩賊方に加り候由之早うち四度參候得共いまた御差圖無之候由○京都之御達と申候書には松平肥後守其外永井

玄蕃殿等迄賊に加り候由に付官爵御取上之由全行違に而朝敵と被爲成候とみえたり此冤を御解被成候事第一也江戸に残候人々之名面はなし實事にや

○廿日 曇四十度位 豹藏來る彼此節手明キに成居候に付原田の世話いたし遣ス同人話に井伊家に人不居候間公儀を勤番に而輕キ人勤番之由○松平勘太郎屠腹之由は間違とみえ此節御勝手方御勘定奉行被仰付候由偽之取沙汰みな如此○會津を婦人共押かけ參くし卷に而銘々銃炮を持居候由人々感心いたし候取沙汰也○兵庫之佛之屋敷を焼拂と薩長之人二度迄押寄大敗之由佛人自若として住居と申こと也○高山八日迄兵庫に居一昨夜歸り來る咄之趣よし度々臨死候難義いたし膽力壯に成しなるへし同人咄に落人と成もの二万はかり紀州に參居候間迎に參候積之由同人兵庫に去年を參居候か戦争之炮聲烟等少も不見と之由也紀州の立退等之騒きは目も當らすとの事也

○廿一日 折々雪雨四十度位十字時四十四度 昨日の上吉田村名主又兵衛小前之内砲劍心得候もの貳人召連來ル村方は可遣品有之候は、たしかなる人相選何ほとも可差出旨申之金五百兩預ケ度旨申之候處村方一同相談之上請可致三百兩ならは一己之受いたし可申旨申立ル例之通此村之も
の共貞實可憐○クサリ繩刀守家脇差拵附正宗無銘助信脇差し拵附康繼刀
虎徹わき拵附古備前實盛刀兼光無銘脇差以上いつれも拵附其外兼氏短刀等
貳三本當君御書御手遺書壹冊詩文稿川路家に附候諸書物壹括日記佐渡奈良等之也
之類 禁裏之賜候品 千泰院様之賜候品水戸烈公御自作之御差刀拵附御
茶碗御茶入等差遣預ケ置候積○岡田安房守十文字手鍵急用ニ有借用申來
ル無據貸遣ス同人明日在出之由○昨日御日記來る十一月十五日附也御健
之由大悦也更に江戸之騒動は不相聞躰也され共民部大輔殿には急便ニ有
可申參左候は、四十日前後に御承知あるへく御同船ニ有御歸りかと申居
候夜四ツ時に又々英之御狀來る大に驚たるに少も相替たる事なく一同安

心也御狀之様子により相考候に此節ミンストル躰之事をも折々は被成候
而御急かしかるへくと申老婆等と御噂いたし候十月廿九日十一月十五日
迄之御日記也

○廿二日 晴四十度位 昨日土岐虎之介敷山篤次郎來る酒差出候處虎之
介例之英氣を出今般決死別段之願いたし候篤次郎虎之介作之丞田淺田麟
之介也いつれも御隠居様之御世話教誡による所也御簀本御役人之元家來
なと之内四人迄死士有はおのつから御平日も相分候間御病氣を御なけき
有ましと申宥參候○上吉田村之呼寄候百姓之内十八才之もの劍術之たち
よし且役に立へき者也他領之ものならは直に家來に可召抱に可惜

○廿三日 晴 大坂御引拂之跡は御目付方兩三輩殘候か翌日迄少も事な
しよりて奈良に向出立之由途中ニ有案内いたし吳候者へ金壹兩遣したる
に不貫御余威尙存せりと之話也

○廿四日 晴 齋藤源藏來る一死を以 御高恩奉謝度と出府之由也○桑

原瀬兵衛兵來るこれも同じ○大坂御立拂前少々之出火有之右は野心之もの、仕業いつくに何之巧有之も不知と之浮説を大騒動に成候由也大坂に而元和度御陣にもはつかに足輕貳人喧嘩いたし候を御旗本惣崩に相成其節 神君御同心三百人に而土手へ御上り御避ケ被遊われに銃炮三百挺有之上は強敵に而も氣遣なしと被仰候を御取鎮有之候由編年集成にみえたり大勢之崩立候時は元和之人に而も如斯故に符堅ク役々風鶴もみな追人と恐れたる譯也心得へき事也

○廿五日 晴風卅七度 大手とも日本橋トモ風説不分候か白箸一本に書を添置候由猫四疋に蝶壹尾之圖之由何分難解○御歸り後日數よほとに相成追々義烈之者相増候を御出陣之御沙汰を待候事大旱之雨を望かことしと之事也 御恩に浴候もの多きか故也閣老衆か 思召か遠大深密之御評議と相見少も漏説なし謀は密成ヲ以よしとすと古々名將之所置凡庸には分り不申候まして公義をや

○廿六日 くもり 角筈近所に薩浪人住居之由右之者宅へ捕方之もの者参り候處逃去たるけしき也女房之口々わかり天井根太等迄拂ひ尋たるに椽之下に八尺計之槍を持隠レ居候を召捕候由此浪人平日大造之くらしに而女房も元名妓之よしなり○謹吾乳母咄に渠らか本店へ参候をゆすりいたし候浪人近所に居候か訴候には十五六兩之諸雜費かゝり候而且仇をさせしこと有しかと覺しか其者かも知ルへからす以後は新宿近所之物もち枕を高寝ると悦候由也○國君死社稷君辱則臣死これ聖人の教也これを基とせば大事之決斷早かるへししかし別に基トなるへき教有や老拙不學也太郎いかに思ひ候や尋候

○辰正月廿七日 會津の忠義實に感に余り有 上之御立拂を家來共御とめ申上候を御玄關前へ羅列し私共之首を御切被遊候を御立被遊候得と申候を斷然として不動よりて別之御門を御立と之事也此事二條に而も申候

大坂にも申候二條の事にや其詳なるは不知○此節夜々御退出曉に及ぶ
或は御酒被下等も有之候由也○信濃守今日にははや三十五日也遺物品々
來る元來遺物は己の上之人には不遣と申いかによと問合有予答に上へ遺
物獻上有は其説受かたしされ共信濃守之遺物ならば病死之節迄用ひ候襦
伴一ツを予に贈へしと云しにいろくくれたり不日返却之積
○廿八日 晴 大に春めきたる空也

草も木も神のめくみに色添ぬあはれことしも春は有けり

一昨日 上様御隠居御跡は紀伊殿御相續之御内命被仰出候此節紀州は御
國にややす婆々か話には家中なと御國之通路は更に絶居候由申候いかな
る譯にや俄に右之通被仰出候哉はかり兼候御深密御遠大之程我輩にはは
かり難く候○石川庄次郎を金七百兩取寄候上吉田村一統之もの共へ預遣
候積右に付沾券三通證文壹通下ケ遣し受取書取之○酒井左衛門尉十五万
兩之拜借願たるに御沙汰なしよりて願之上市中之もの共左衛門尉家來

を立立金申談候由右に付庄次郎も今日酒井に被呼寄候由過日兩替屋共
冥加二千兩御立替金六千兩差出其上に酒井へ之立替困窮之由也

○廿九日 くもり 御勝方は當時會計總裁職に御取扱平山圖書頭成嶋
邦之介諸大夫名忘候にて取扱事務惣裁職と申御役出來右は淺野伊賀守也海軍は
勝麟太郎八田堀慶藏也陸軍は山口信濃守川勝丹波守いつれも若年寄之格
に惣裁也御老中板倉公松防州公御引續御勝手方御勘定奉行は不殘引
こみと之風聞御勘定方等御用少之由也 上之御隠居之御内達等御政事は
新若年寄にいたし候事歟○箱森村之もの共年始に參候は今日に四
日也六ヶ敷事は病氣を稱し不出不届なる奴也くらひ物等之節計名主也よ
くも恥しらぬ奴也百姓了簡みな如此大久保越中と被申候人隠居に若年
寄格也御勝手懸之由御役名は會計總裁職と歟申候由也俄之御役替等に
聞違間違有へし追而改へし風聞之まゝ也

○二月朔日 雨朝五十六度 梅も開はしめ例年ならは春雨いと静とて可賞日也○一昨日は御勘定奉行御勝手方は御役御免勤仕並其内に小野友五郎計は思召有之御役御免之由也井上常に友五郎か貞實別段なるには感し居し人也直言等にはなきや其事は不知所大夫名忘れ候○認物いたす今日か徳川家譜代之陪臣頑民齋川路聖謨としるし候積旧詠に

天津神に背くもよかり薇つみ飢にし人の昔おもへは

といひしこと有をおもひ出て也○此度の戦争を聞に軍法有て軍略は無かとおもひ候物見を出したること更に不承候徂徠は日本之軍には軍略計に而軍法なしといひしとは相反し西洋法になつみ未熟なる故か或は傳聞之謬か序に云朱子は弟子か語録之類を專によむを聞てわか談論を以すれば一寸にすむ其意を盡せり書に不及候二程之ときは没後也書に徴するの外はなしと申され候太郎西洋に留學中其ころ有へし武邊話聞書之類をよみたらむには今般之類は少かるへしとおもひ歎息して記之生キタル書

物之有に死物之書を事とするは書たる美人を好みて生美人を不好に似たり愚なること也朱子之説感服せり

○辰二月二日 晴 内藤豊太郎紀州か廻り歸來る戦争之咄共承候豊太郎咄ながら尤之事多し三日か四日朝にかけ度々戦争せしと云一事感心は御預之大炮を不失持歸同役之足を被切落候を境マテつれ歸候而火葬にいたし同役一人見失ひ候間跡へもと見たるに死居たり其首を敵に可被取内不カに豊太郎切取其親族へ遣したるよし其外證有之話共有感賞して南紀重國之刀に初代金家之鏢打たるを遣し候紀州にゐいろく百姓共に世話に成又江戸か參候歩兵共賊をなすこと甚しく二人迄切捨候由或は其筋之頭一里半計脇に酒のみて居たり一向に不動よし等承る豊太郎一己は相應に聞え候

○三日 晴地震兩度 關西知行之ものは勝手次第參り京都之御差圖に隨ひ可申御趣意に聊哀痛之詔に似たる御書付也此書付によれば宮根之西

は更に御構無之事と聞え候○石原多羅尾之類京都之御代官に相成候由○五條御代官は被召捕候而京都之御利害に而京都之御代官に相成候由今はまた如此而已也○下吉田村之ものへ金三百兩下ケ遣ス同村に要害も有之地頭屋敷に可相成場所所有之見分受度旨申之家來を内々爲承たるに地鏡炮二十人計は可有之歟之由也○相應なるもの有之四拾人は人足可差出旨申之

○四日 くもり 吉田村を呼寄候もの之内風邪に付いろく手當いたし遣ス和炮ならば壹寸五分之的之見分受可申と申せし人也○桑名は明城いたし夫々分散右に付親之先途見届度旨に而侍酒井鏡四郎暇相願候是は凡五六度早打に而援兵之事相願たれ共有無之御沙汰なしと之事也○岡崎を籠城之事申立たれ共數日御沙汰なし押而申立たれ共此節御恭順中に付如何之申立之由板倉候被申候由也板倉は四五日以前内願之趣を以御役御免之由也御目見以上之者は月代を御とめ也京都へ被對候而之御事之由○佛

日向廿六日に横濱へ參居候飛脚船へ御直書御渡之由其子細は一向不存候却而太郎など早くしるへし

○五日 曇 隠居とは乍申今日はいろくの事に而六人の應對いたし候而日夕に相成つかれを覺申候昨日井上信濃守後家來る三十五日に而厄に相成候由也打絶逢不申姿變りたる驚渠もわか病勞之躰初而見受互に先立ものは涙のみにて暫言葉も不出候夢のうき橋踏渡りかゝるへしとおもはさりければ別而物かなし

○六日 雨 公議所と申候もの出來候積之由夫迄は布衣以上は西九大廣間へ出候而公議し輕輩は評定所へ出候而建議いたし候積之由毎夜深夜或は曉に及候間一夜之御入用夥蠟燭代計四百兩に相成候と申也御老中には懸り無之新規に出來候若年寄には懸り有其外之義不能記紛々擾々也○風聞には天下之政事を 王朝へ御歸し候に付 王朝之思召に而古代へ御復古王土王臣にあらざるものなければ其に反するものは兵を以御制有之候

旨に薩長土其外之人々公家衆を先立參り 上に被仰出候事都而王家へ御恭順と申御趣意に付忽一變せしとみえたり恭順之ことを人々唱へ候を耳遠に狂人々々と承候而何故と申候而御書付一覽候而御趣意相弁候老人之片輪ほとかなしきことはなし

○辰二月七日 くもり 關東之人々上京いたし候由桃井俊藏など參候由○昨夜英宅狀到來十一月廿八日迄之日記并書狀等來る封題も變りたることなし○民部大輔殿英へ御出無滯御歸之始末詳に承知御歸りを御送之次第人情文外に溢候而拙老はしめ落涙いたす○英之書狀譯よく相分り候六月十九日八月朔日附之日本宅狀拙之病氣御案事之由忝候此節は丈夫附候而腹部宜候由淺田平澤等申之左もあるへきか屢胸中轉動いたす井上之病死は天下之ことにくらふれば微なる事也盡日終霄長大息せる事なく中々に丈夫附候而不死を以怨とす心痛と病氣は別かハタ忠義の心少き故か左之足手不叶はいさゝかよき方とも可申哉歎敷事也○中村氏

と被仰合相届候由大悅也此人學問所に一二を争ふ人物也夫故昔面會もせし也夢に郷に御歸之御日記不能讀事南都七年之間其夢多く有候間其情は御察し申候況や万里外をや況單身なるをや家内引越之旅は盆栽之草木をうつすかことし單身はゴボヲ拔之草木をうつすかことし心を養ふ事知らぬ人は萎かちなるを知へしわか病氣に心配障なきを見て心を養ひ且藥用等をなすへし拙老此節之工夫にゐろくと聖賢之語を定置て暗誦すること老婆か佛を念するか如し其内慎言語節飲食と申易象傳兌之語甚益多し其外張世藝カ忍字尤よし此節唐番半切ものを認みるに少も曲ラす候川路頑民齋聖謨と記し候頑民齋と記すに付歌有

天つ神に背もよかりわらひ摘み餓にし人の昔おもへは
信濃守之狀今日遣すへし一見一涙也○老釵方へ之御返事一覽候同人相替候事無之候百事世話いたし候老人淺田之藥可宜由其通也每朝玉子酒に八味地黄を用候効あるか如し且寒を防き申候

○八日 晴 飯田町之歩兵共凡五百人はかり銃炮を奪ひ候而夜中に發炮足並を揃候而中山道之方へ向立去候由浮説には食事不足或は被下物之事を唱候而之事も云歩兵之遣ひ方不宜候とかくの如し當二月御張番米はかり被下御金は追而可被下と之事由正月以來廻狀一度も不參まことこまり候○太郎同役等多人數勤士並に成候由夫も不知候或ものゝはしへ生替り死かはり來て幾度も君の御爲に死なむとそ思ふ

平臥病牀既四年 中風衰叟日潜然 君恩山岳毫難報 徒致茲身逝九天 廟算嘆嗟無可禁 繼如泣血七旬翁 兒孫爲國以身殉 不愧汗青竭寸忠

川路頑民齋聖謨

○九日 晴 歩兵又々脱走豪家并武器を賣候もの方及亂妨石川庄次郎方は大勢參銃炮に取圍金子も奪候由見舞之もの遣し候○尾州に大身之内に三人即坐に死を賜候由○水府一昨夜御城に御止宿之由何事か不存候昨日水府御家來貳人を被召西湖之間に御召捕評定所に御吟味に

此所を目か
れなしに
こゝろみ
記ス

相成候か之由○松平周防守殿は御願に御役 御免隠居之由其外御老中みな御不快若年寄も御不快多之由○原田敬策歩兵奉行並に相成候由此二行眼鏡なしにて認候間字跡別あしく候

○辰二月十日 くもり 石川屋之使歸而之咄に而は賊多人數銃炮にて参りたれば店にわさと金二百兩余を置兼而手筈之切戸口を一同逃出し隠れ居たるに土足に踏込味噌桶迄を引返候而金子をさかしたれ共不知しよし取締別段なるみせ故に逃ルも上手とみえたり孫子に能逃ルと云はこの類なるへし○今曉九ツ半時四ツ谷御門外出火也よほと火事に成例之通清兵衛方大勢駈附ル○飛驒郡代も出府也途中雪にて辛苦甚敷かりしと云道なき高山に上り天道任せといひて嶺を轉ひ落たるに雪に埋れたる人家之屋根也そこを案内人をたのみ御かけ陣家へ参りたりと云

なか／＼につら下りなる道絶て雪に隣の近き山さと
と古歌に有かことし山國之べりに案外之こと有なり

○十一日 昨夕春雨 先帝御一周之際殊に御大禮程近に候條干戈動搖
戰に及候段不宜と思召候間休兵か被奉安 宸襟候追御沙汰相待可申も
の也右有栖川惣裁か被 仰出候事 二月五日之御書付に御旗本御家人家
族之分は勝手次第知行所へ土着可被 仰付候間相願度面々は其段可被申
聞候但知行所無之分は百姓地買受或は借受土着いたし不苦候事右之趣向
々の可被達候事 今度於京都被 仰出之趣も有之候由被聞召深く御恭順
被爲在奉恐入候に付御旗本御家人追而相達候迄鳴物停止月代不剃様可被
致候但普請は不苦候 上様思召之御旨も可被爲在候に付御退隱被遊御相
續之義は紀伊中納言殿に被 仰出候様 朝廷に御願被遊候間爲心得相達
置候様と之御内沙汰に有之候事右之通被 仰出候間被相觸候以上之御書
付人々を借用候而寫之○鳴物停止等留守宅に而相心得居不申候而は恐入
候義之處當正月以來都而觸事等不申來等閑歎何そ子細有之候事か留守預
り勤仕並に成候まゝいつ方をも不申越なと尤以難心得事也

○十二日 くもり 兩三日已前小笠原公子御役御免之由此節御老中欠役
之如し參政に而御政事被成候由也將軍に無之候而は老職は無之事か大久
保越中今は一翁と被申候由此人專出精と之事也○一昨日御紋附之サヨミ
の羽織を一同に着し候精兵二十人計銘々銃炮をも持居候か夫は御城外に
置候而白木之箱を荷ひ候而御玄關を持上り右之箱を大廣間之方へ持行候
由水戸御家來 勅書持參京都を參候か中納言殿は御本丸に御止宿故登
城せしかと健藏はなし也尤同人も見受候由也○江川太郎左衛門は軍兵御
差向ならは一同討死之積申上置候由然に只御召に付上京候旨御届書差出
候由也

○十三日 雪四十五度 わか遺言狀百ヶ條に過たり其はしめに可記と
後の爲とのこす言の葉なき親に逢るこゝろによめや兒らはも
夕昏空うちなめつゝよめる
ほのくらく成行空の村からすいつくの森ややとり成らむ

書狀は不認
大新家人は
傷病も是は
助くへしは
作苗來三病
とて漸も其
日位一也
外は舉し同
病に可小
兒殊に愛
生成人且丈
夫也老申酒
前之み申候
を復シたる
故也太郎よ
く自愛スヘ
二月十五日

東照宮に 御遺訓有十七日御清ヨ中必よみて入御聽御家法と承る御前講
釋は必貞觀政要のみ之由不愆不忘從由苗章從先王之法。愆者未有之とも申
せは難有御家法也○十三日には 上野へ御成タン袋に人留もなく御歩
行におおかみ奉りたりと中間歸候物語候由いまた兩山紅葉山は不承候
○辰二月十四日 雨雪四十三度 昨日神尾安太郎來る同人御藏奉行也十
二月廿四日とかに御藏を京人の引渡候來候由也其節麻上下に穩なる
事也尾張殿家來を爲見候御書付には御附屬之人々を草津宿迄護送し同
所にお放逐すへしと之御趣意に槍爲持候人貳人附關門を斷穩に歸候由
桑名は物騒繼立可差支間尾州路へ廻り可申旨等教吳候と之事也江戸に
は薩土之人々亂妨と承たるに歩兵其外之亂妨殊に甚敷不取締に歎息せし
よし等其外いふへからさる事多し○徂徠は日本には軍略有る軍法はな
しと申たるに此度之戰は軍法西洋法を死守して軍略はなき様子也狹キ道
を蟻の如くに進み左右は田なり藪かけ之横を發砲され的になりて被討崩

左衛門尉
太郎殿
後便万喜可
待記候御歸な

候躰に聞ゆ太郎若西洋法を修行するならば軍略之書をもよくみるへし○
上様一昨日上野へ被成られたるまゝにて今に御歸なしと人々云也まこと
にや
○十五日 晴三十五度 上様上野へ被爲入御慎と之事いつ方かも達なし
よりて貴志に承りたるに一昨日御達も有之實事也御書も拜見候其御文言
に此度 御追討使御差向可被遊段被 仰出候哉之趣遙に奉承知誠以恐入
候次第に候右は全予か一身之不束を生候事に 天怒觸候段一言之申上
様無之義に付何様之 御沙汰有之候とも遺憾無奉命いたし候心得に
別番之通奏聞狀差出候依之東叡山の退キ謹慎罷在罪を一身に引受只管
朝廷の御詫申上億萬之生靈塗炭之苦を免れ候様致度至願此事に候就而は
何れも予か意に體認し心得違無之恭順之道取失さる様可致候奏聞之義御
願御書面寫此度御追討使御差向可爲在哉之趣遙に奉承知誠以驚入奉恐入
候次第に御座候右は全臣御諱一身之不束を生候義に 天怒に觸候段一

生替り死替り來て幾度も身を致なむ君の御爲に
 二荒山神もあはれと見そなはせ露の此身もつくす真こゝろ
 平臥病床既四年 七旬衰叟日潜然 君恩山岳毫無報 徒致茲身歸九天
 嗟嘆廟謀無可禁 朝昏泣血七旬翁 兒孫爲國以身殉 不愧汗青盡寸忠
 慶應四年二月川路頑民齋聖謨敬齋を頑民齋と改て
 天つ神に背もよかり蕨摘飢し昔の人をおもへは
 かく日々認候酒を壹合ツ、のみ申候病に酒は不宜と人々いひぬ此節は
 養生の時あらずと申候笑申候

自詠

元是華門圭竇人 錯依君龍列重臣 豈思魯使來庭日 三位服章有接竇
 ○十八日 昨夜雪雨四十三度 窪田へ日記通路絶遣すこと不能され
 共備前守討死之様子等ことに詳に記したれば昨日迄日記五枚遣す○淺
 野知行が通路絶タリ友三郎同家淺野隼人同道に播州へ發足土着之地所

は見つゝろに參候也 上之御沙汰に付太郎江戸に居ならば吉田村へ遣
脱アルカ
 し地所見受土着にてもいたし度けれ共勤候當主遠國に付不能其儀其外い
 ろくの事有て太郎之歸りを日々待あかす也嘆息々々○松野八郎兵衛も
 上方之知行を失ひ武州足立郡二百石之場所へ土着之義願濟近々引移之由
 也

○十九日 晴 世中のことおもひつゝける時小兒等か遊ふをみて
 人も知れ老その森はこと更に小枝にかゝる露を多かる
 世の人の話を聞は涙頻に落又は憤怒も有みな諺に云死したる子のとしを
 數ふるにて益なし決不不言不思と朝はおもひ定むる也追々人來り又は家
 内之もの之話の序等に方寸亂るゝ也梅も咲鶯なきてよき時候とは成たれ
 と世のことは日々に驚ことのみ多かれは只かなしみ歎きて春も中く
 うらみなるこゝちす
 こゝろなく來なく鶯この春の世の有さまをしるやしらすや

○廿日 晴 今五ツ時前新家鏡作病死右は濕瘡之つかれより也其もとを
押は痔疾を入湯に而押候而やり損し也風邪と其外を素人之押性命を失ふ
もの世に多可恐○會津并庄内共に軍勢みな國へ御歸之由御恭順之故にや
○高山へ遣候娘又々短氣に而被歸候度々之事わひも叶ひ申間敷候此女我
存命中に所置せずは必家之難義を残すへし太郎爲には叔母なれ共わか勘
當を受たるものなれば万々一出格之慈悲有ともめしたき女之取扱なるこ
とは兼而當人にも申聞置候され共續くまし滿徳寺へ遣し候歟或は自盡な
るへし婦道を欠たる不愼はなけれ共元來頑愚に而痲積おこれば少も前後
不見なる也よりて身を亡す也○此節いろ／＼の事記すに不暇二十二史に
も日本歴代にも聞かぬさまなる故別而かなし御幼年之節才と藝とに御
名有て志有人々此御人御儲君ならば徳廟に御滅は被成間敷と申せし御方
也御身持可申上事なく御驕なく勿論土木等之事曾而なし奉議は 御祖宗
及び日本之御法之外に西洋を御好ある事のみか夫も聖徳太子吉備大臣其

外唐土之風に御改正有しことも有也勿論將軍職を御辭し并大坂を御開被
遊候始末は凡智に而はわかりかね候殊に可歎は御老中之任當る人なく當
時之御人なきは恐入たる事也

○廿一日 くもり 昨日高山權次郎來る遊撃隊にて大坂に而三日四日之
戰爭に逢し人也直實故其こと徴とするに足る陣刀は貳尺三寸かきり也と
云劍術の世話心得なれと始終馬上砲に而事を弁シたると云楯には疊至而
よしと云少に而もかけ有は敵に向ひ居なから心をちつき候而玉こめ出來
ると云泉太郎討死は募たる兵之内に兼而薩人加り居候而其もの之仕業と
場所に而專いひし由也新に募る兵には間々あること也戰爭之次第ますま
すいふへからす當人頻に落涙せし也遊撃隊百人ツ、水戸殿へ詰又上野に
も參ル由也驚ことのみ也嗟嘆々々我存命を只歎くのみ也兵隊鏡炮ならす
しては不被行然に槍劍方之もの頑乎として不用夫は戰爭不出合面々として
歎きしなり○久留左京亮留守預と成に付爲挨拶玉子遣「ス

○廿二日 晴朝五十五度也 會津酒井左衛門尉共に國へ參候由也○討死
之者之御沙汰はなし逃臆せしは其沙汰も不承候○手負には御見舞として
カナキン壹反蜜柑廿五ツ、被下候由○歩兵頭其外戦争に出候面々之内勤
仕並に多分被仰付たれば討死等之始末申立ル者なしとも云也○上様之被
爲入候は上野御別當之坊に御手狹之由ミフ組警衛いたし候由御譜代之
人々參り候も可然也説には中條金之丞願候も同士之もの共勤番相願候
とも申○遊撃隊之面々罷出候は無相違左も有へし○上野宮御名代として
執當等上京之由なりしか御直參と申候事に相成今日御上京御發與と申こ
と也○新家鏡作今晚六時内葬棺送拜としておさと惣代に參る
○廿三日 晴昨夜雨 當年に至りては諸觸達不來 上之上野へ被爲入又
は鳴物停止等に至迄世の風聞に追而知ルといふ譯也故に世之形勢曾而
不知○昨日土屋大膳來候而御沙汰書様之もの諸觸之寫等みせくれ候而世
之可驚歎こと多を知る中風之衰叟などは却而知らぬもよし太郎同役其外

類役は多く勤仕並となれり○板倉伊賀守は隱居に而慎可能在旨之御達也
難有御仁恕也○昨日人々答鬼神は敬して遠すと有を守へし敬といへは敬
を以可取扱こと嚴君のことくなるへし書説命にも祭祀にけかるゝことを
戒たり世の老婆とか佛いしりするかこときこれけかるゝ也西洋人はい
たし方もなし書物をよむ人の神を捨るかことくするは可歎事也朱子の教
を等閑にするはいかゝ孔子之御病氣を子路之禱り孔子もいのり給へり人
力之不及極鬼神に求ることなるへし其ことなくは易卜筮を古聖人の教給
ひしは何之爲そや人事を不盡鬼神に求るは愚のすること也○蚕之運上之
こときもの三兩之内壹朱はかり欠たり御代官を御渡也泰助受取來ル
○辰二月廿四日 くもり昨夜雨四十七度 岡田安房守四五日巳前に清水
小普請支配に被仰付候由○我外史足利義昭公之譜をよみておもふに亡國
之主中明崇烈は社稷に死し義昭公は豊太閤を養子にせず諸侯之かゝり人
になられ風月をたしめ令終し逝去に而左大臣の御贈位有之候と覺候日本

之よき風俗によるとは乍申第一等の主と云へし夫々おもへは嗟々嘆

○廿五日 晴 高山隼之助來る同人門前其外所々に張札いたし候由に
爲見候其國家之御爲之義相談いたし度候間來ル廿八日櫻馬場の有志之集
候へと之無名之張昏也隼之助已前とは氣分大に出來たり度々舟に命を
危せし故なるへし○稻葉美濃守殿御役御免御老中皆無に成右に付以後は
御老中之御所職若年寄に被成候旨之御書付渡る○木村甲斐守御役御免
之由○町奉行之小出願之上御役御免に上京相願候而土着いたし候積に
而知行所之參候由右之跡石川鎌三郎町奉行被仰付候今は河内守と歎申候
○大目付久須美左衛門はしめ大目付不殘御役御免關役に相成候由○勅使
御下り之由右大弁と歎左少弁と歎被申候位辨臣以上之御人かと存たるに
法親王知恩院宮御下り之由右宮御方は關東御猶子なれば御下り之御方も
以前之方ならば御猶子なるへし同宮は葵御紋をも御用ひ有し也

○廿六日 晴 奈良奉行小俣某京都之御料所に成候而も只今迄之通なら

奉行京都に被仰付候由此人水戸一件之節木村啓藏御咎之節却而御加増
布衣被仰付候人也○天草島を京都之御沙汰と申成候而薩軍を向ケ細川
と戰爭に成候由佛之軍艦見候而横濱へ參話候由○金房之大小脇差兼則也
拵附之まゝ生かたみと号候而昨日高山隼之助遣し候○高山之世話候關
壽命之刀折疵有之候由大竹留七申候由に歸し參る微疵なれ共おもしろ
からぬ疵也此末心附へし一寸にはみへ不申候淺右衛門も宜と申たる刀也
所持之大小類をみるに下ケ緒多く改メ有太郎氣に不入事故わか附置候を
改しとみゆ可嘆

○廿七日 晴 土岐虎之介今朝來る同人咄に而は薩長之兵 勅諭を以
駿府之御城受取候由三千五百人之軍兵也と云其咄中市ケ谷八幡に而相撲
興行之太鼓頻也此節猿樂町至るにきやか也と此躰に而は彼兵江戸に參候
而も此躰なるへし○旦那様は御恭順を御唱被遊候而上野に被爲入大名は
追々國之行御門々は番人も無之由也王師之所向民いちくらを不變と申は

此ことによ

○廿八日 晴 原彌十郎御勘定奉行並に成候由風聞跡部能登守若年寄被仰付候由○書奏誓をけふよむに吉人之爲善凶人之爲不善みな日も不足とすと云意を記せり紂かなすことなと亡ることを日も不足としてなせしことと也紂に億万之人有て離れく成億万之心武士之三千人は一心成と申ことをみてなせ如斯とおもふに何万人有ても私欲のため一自己之利之爲にす是億万之心と成わけ也三千人有て素心之不同如面なれとも目さす道は忠也故に一ツに成也小人の國を賣自己之利之ためにして國亡ひ身も亡るをしらす紂之如きに至りては唯佞諛之臣のみを用る故に亡る日まては自分之惡事をしらぬ也○上野 上之住居遊はす寺をは竹矢來之御圍ひ出來候由御べり之爲にや然ルに大手は御番所障子を歩兵壹人銃炮を持出居候而已と申こと也

○辰二月晦日 くもり風過に長局へ部やかたもの附火いたし顯而人被捕

町奉行へ引渡に成候由也○上野宮御方藤澤迄御出御所勞に而同所に御逗留之由也○此節之諸侯御譜代衆之躰をみるに將軍職を御返し被遊候上は大成平大名也 公儀とは不被申左すれば自國之治に而他に可拘にあらす春秋之諸侯は全之臣下也日本之大名とは味ことなり白石か歎きたること讀史余論に詳也今を以思は活眼也太郎歸らはよくよむへし一万里余之いたくことなる風俗の國之法を移さむとして自國之法制を不知とは哀しき事也數年之中に日本橋に田園開くるを太郎などはみるへし太郎はいか様ともいたし存命して今一度御復古も有は其時身を以殉し 御奉公すへしこれわか遺言也

○卅日 雨 昨日井上藤左衛門家督也申渡は淺野伊賀也御老中なき故なるへし此節之躰に而は万石以上之家督は如何申渡有之候哉これも御譜代衆はかりかいか、○西洋法可用は器械等のみか父子君臣等之日々之事には難用歟これは天を以おもへ也髮其外等人種不紛様に成にても知へし君

臣父子と云て父子君臣とは不云夫婦順と云て夫の婦に随ふことなしかく
大事のこと違ふも天爲なるへし日本にても往古は日を以伊勢之御神に比
しソサノオノ尊を以月に比し女男と云夫婦と云何か謂有かことし三離中
女三坎中男とすもいさゝか女男に似たり

○三月朔日 晴 原田市三郎又吉郎を假養子にいたし度旨に付存寄に任
せ候兼而は新吉郎と申居候か追而は兎も角も當時太郎留守中に付新吉郎
は願兼候旨尤也○一昨日御書付出ル其御大意は此節柄心得違之もの有之
候而は御恭順御慎中之御趣意に背候間忠義に似たる様なる事に而も御趣
意に背不宜と之事也右之譯故か大坂に而争戦之強臆も御沙汰更になし尤
勤仕並に大勢被仰付たるは其節之事歟○御城長局に怪火有之候而部や方
女貳人町奉行に而御吟味に成候由之風聞○會津之人之由大久保剛と申候
浪人か御勘定組頭格被仰付候而甲州御委任被成候而彼地へ出立之由也甲

府之町奉行等いまた御廢しの事は不承候甲州は強國也御委任被成候上は
不世出之人なるへし

向山はホン
コンにて日
本之亂を初
る聞たるよ
し也

○二日 晴 昨日向山隼人正殿を英國を届物土圭并小兒玩器鳥二ツ書本
一冊車并發聲玩器書狀來る向山は四五日前に歸府せしよし也小兒玩器ま
ても工夫を盡したること、大に驚き申候太郎手つから詰物等いたし候方
と相察夫婦落涙せり深切届たる故か一品も不損候太郎之寫眞をみるに大
に肉附きたるよし一同申之其健なるを知てみな悦び申候胸中蘊蓄少々は
出來しか人物重くみえ申候

○三日 雨 上様上野に被爲在候間上巳之御祝義無之候寂寞たる事也此
節 御城も寂々たる事は風邪流行故もあるへし勤仕並も多き故もある
へし御老中はなく御上りは刻限定りなく八ツ前後に御出之由也○小笠原
壹岐守脱走之沙汰有しか僞に而風過日登 城有し由閣老退休後容易に
登 城のことなれば坊主共驚候由也稻葉も脱走之説有しか是も登 城

有し由を申候○札差共に脱走のもの多し

○辰三月四日 雨 昨日貴志大隅守の同人病氣御役御免願之義申立候積之由内談として妻來り且大隅守存寄等申聞夫々宜存寄無之旨申遣ス○一昨日三奉行の出候御書付之趣には御恭順御謹慎に付心得違之舉動有之候は予に及向候も同様と之御文言有之同紀州の御讓之義は京都へ被仰上候處奏聞難相成旨御達有之候由也○今般官軍先陣井伊家之由同人は寺小姓いたし居候を一代に御取立御家第一之老とは被成代々之溜詰也全之御家來に無紛主の向候義 王法とみえたり

○五日 雨 兩三日以前は旦那様上野のいつ方の歟被爲入候由にいろいろ之説有驚おもひしか全偽也上野に御機嫌克御消暇之御爲に圍碁を被遊日々御佛事而已に御念珠を御持被爲入候事之由○官軍之御先手薩土長等にや横濱邊迄參候由之注進有之候由也○御旗本之内に湯屋豆腐屋等之商ひ表向有之町人等は下直之由大名には借長屋いたし候由也○薩

州之者共大勢入込候由みな紫之色を元結にいたし候由○會津には火藥夥下屋敷の引込候由

○六日 曇 敷山徳次郎來る此節致身御奉公之意によく心を用るけしき也貧人故金十兩遣ス何ぞ之入用にせよとて也前に記す大久保剛一昨日甲州の出立之けしきを健藏見受候由に咄に眞先に銃炮六挺長棒かこ脇侍八人はかり葵 御紋附之きぬかけたる馬五疋牽馬壹疋當人かしらす御紋附之羽織に騎馬士壹人銃炮長持并歩兵躰之もの多人數濟々たる勢之由兼而申立に御入用は不受取候由御勘定組頭並にはめつらしき事也○昨日英之太郎宅狀來る日記并年賀之書也封印以前とはこと也字不詳外に變たる事なし英に役人等をも不厭其不束は哥につくり哥ふ由これ強國に壅蔽なき之證とも可申か鄭子産か學校を不毀し論ともし土岐丹波話に寄合衆に主人之不束を大晦日に哥ひて屋敷内を歩行を以嘉例とする家有と其名は紳縉一話に記せしか今忘れたり○太郎出精可悦この江戸之大變

事万里外一向不知躰也いたし方なし○今日しるしたるは死士之定分とか
文天祥も申たるかと覺候其内國の爲に死するも有へし君の爲に諫死等す
るも有へしいつれも義に處してすることにて時によるへしこれ變に逢た
る時のこと也平日の修行は心を敬に置いて事に應し身を節儉にしてよく人
のことに實意をつくすことなるへし○市三郎來る小普譜之巡邏也いつく
へ行たると聞は幼なるは十五六老人は六十位の人よりて寺の集夫々凡人
數に而時弁當故夥余りて積累有巡邏^てをいたし方を問は此寺に居て外を廻
ルには不及と之事也

○七日 晴 大越貞五郎來る生キ形見として島田助宗二尺六寸之拵附之
刀遣ス下吉田村の必要之物并川路家へ可遣刀劍等遣す人足廿人銘々脇差
をさし來り貳人は銃炮を持來るよりて名主曾平新八郎は雇侍にいたし
刀爲指手鍵壹本ツ、爲持遣スいつれも健なるもの之由也○お花兩親へ暇
乞心に而淺野へ日歸に參る○薩州之仕かたをみるにみなこちらに手出し

を爲せ朝敵之名を爲負也無策人々夫に乗り太平をも亂し百世之 徳川御
家をして破滅させり可惡之至り也われ太郎に申包胥等之事を申候而出立
之節遺言とせし也幸に太郎西洋に在英佛之内頼み如何様とも力をつく
し士之致身は常分也致身にもいろく有へければ年若之ものいか様にも
生長らへる日本 徳川之御爲に力をつくすへし太郎歸り迄無覺東申包胥
等之事を申せしか豈はからむ今日其事をみむとはわか此程書うたに
生替り死替り來て幾度も身を致なむ君の御爲に
号を頑民齋と改て

天つ神に背も宜かり厥摘飢し昔の人をおもへは
平臥病床既四年 中風衰叟日潜然 君恩山岳毫難報 徒致茲身歸九天
嗟嘆廟謀無可禁 朝昏泣血七旬翁 兒孫爲國以身殉 不愧汗青盡寸忠
わかこゝろ此詩哥之内にこめ置申候御察可被成候○徳川家 神祖の法徳
民にあること深し薩之詐謀天下憎み 當君の御こと人々被申候瑕疵は多

く候へ共實に如斯國を滅し給ふへき程之御失徳なし京都をはしめ段々と御家之事を思ふへし般ノ天下全ク紂之一事によりて周に歸すといへ共遺徳深ければ周公之軍を以頑民を治られたり追而諸侯力争に至るとも一度は徳川の御家再興へし此節いろく黨を立頑民と可被申者多し可惜名を專にし且所謂易に師與尸を伊川かモロくツカサトル凶と云ものにも會津家之藩男子之分死ぬ覺悟女子迄も銃炮を持江戸迄來る程之只一忠に心を定るものなし當君之御書付に心得違いたせは我身に及を以向に同しと有之も御尤也名聞多キ輩少之間之堪忍をせず朝敵之名の上ぬりをせぬ様にいたし度候此節京都之軍勢大風之殘孽を卷くかことし是順を以逆を御討被成故也薩は詐を以京都をかりて天下を亂すもの也西洋の國を撃はしめ名とすることをよく講究する尤なること也二千年之末御幼主に而被爲在なから此威力を御持被遊候とは五世界廿二史中絶テなき事也日本之難有御國なることをしるへしこゝに心なき輩も有か也百歎すれ共

いたし方なし○今朝向山隼人正殿の謹吾を遣し過日届物之挨拶且此次書狀届方問合也隼人正殿一昨日若年寄被仰付御用多之由を以逢はなし書狀届方之義は川勝近江守田邊多一郎の申置たれば同人方は可差出既近く書狀來候間今日歟明朝迄に可差越此後は狀之否可申越其節に否可申越と之事也隼人正殿答之趣よく心を被盡たりと聞ゆ○石川獻藏參る懷中か松平陸奥守其領内の觸候書面差出候を爲見候其大意徳川家之御徳及萬民依而は一領内盡力候を御加精之人數可差出と之意也凡三枚はかり之書也不覺涙數行東照宮之御仁徳人心に溢候事と存候○同人咄に松平加賀守京都守護職此節被仰付屋敷をも禁裏之御うしろ薩州之屋敷と並居候と之事也加州か徳川家天下之御政事を不被成候は諸侯居合申間敷と品々被申立候由加賀中納言御上京と之事也○右之話中謹吾來候之話に京都に何事歟候ひしか風聞には元來細川藤堂先手之積風聞候に又風聞には俄に替り候る右之兩家は後陣に成候由是は江戸へ參候は細川藤堂會津一手に

可相成と之雜説も有之候よりて之由とも浮説有之候由

本文之譯に於此日記差出候外相替候事無之候老拙夫婦於花小兒一同相替候事無之候小兒は追々可愛相成伶俐成躰に候寫真近く申度と存候處日記之躰に於中々難及候一同相替候事無之候書余後鴻可申進候早々頓首

日本

三月七日夕八ツ時過

川路聖謨

川路太郎殿

川路聖謨遺書

壹御旗本心得 七同上 十二御番衆心得 六十六兩御番を難有心得大切
に可勤

二藝術 三學問 四ノ上軍學 四ノ下皇朝學 西虜蟹行書四ノ上ノ内 六

十小學を不怠よむへし 五十兒の諸藝教方 十三談話もの

五武器 卅八在來武器 三十九養子に遣し候者の遣し候刀劍 四十武器

製作 四十一陣羽織 四十二銃炮 四十三馬具 四十四槍 四十五刀劍

四十六常に出し置刀 五十六甲冑下着之字 六十二幼年者之刀脇差

十四武を專にする 十五富國強兵 十七武士之風俗 六十九養子に遣し

候もの遣候武器 七十九武事漢土とことなること

六十御奉公之心得 九精勤之心得 十御政事取扱候心得 二十下役取扱方

廿二ノ下御役勤候節心之もち方 三十御軍役之わけ 五十二御奉公出之心得 五十七年若にて御役之事 五十八御役に付躁心のいましめ 六十七御奉公に付しくしりたる時之心得 六十八御政事之本より穿鑿して知へし 七十七御政事に預候節之心得 七十三右同斷 七十四御役勤方之心得 七十七經濟のこといふへからす 七十八漢語を遣ふへからす 此内に公方御号之事も記

八米を搗畑をする 十六家來取扱方之心得 十九儉約にすへしと云戒 廿一知行所年貢取立方 廿二ノ上平日身の修方 廿九 七十六追加 廿三屋敷居宅のこと 廿四常に儉約にせよと云譯 廿五心之扱方 廿六才の可恐こと 廿七妻之扱方 廿八婦婦再縁 卅一墓所 卅二葬式 卅三 七十七追加 卅三加持祈禱の事 卅四菩提所并佛法之事 卅五屋敷の鎮守 卅六醫者之心得 卅七薬用并養生 四十七新吉郎取扱 四十八金錢遣拂 四十九世間並 五十佛壇 五十一佛前之器 五十三川路家血筋 五十四盆正月の事 五十五新吉郎

への教 六十一抱屋敷町屋敷 七十六 六十三小遣ひ帳日々可記 六十四手もと金 六十五廉立候遣拂 七十生涯の守り 七十一妻の事に付品々之話 七十五又吉郎取扱 七十六屋敷替 七十七葬式

此書は日々はなしたるまゝを段々と書加ゆる故に清書に不及内に死かもしれす我に元來遺言なし遺言と申せは忠の一字なり太郎等われ死すとも忌日に僧をよひ經を讀すること堅く斷也其かはりに太郎等此書をよみてわれに逢たりとおもふへしと未十二月廿九日太郎へ咄置候
あまりかけ構なく記し置候故門外不出たるへし扱棚のすみに仕舞置候のすみかとなすへからす

我家の事は彰常 俗稱彌吉即太郎 世を早くせすは 二十五歳 我らか事其外をも語り傳へて太郎敬次郎の心得になることも多且かれは槍免許に而弓は九

分のあら木をひきたり我御勘定吟味役のころ佐藤捨藏か塾生をもしたれは學問もなしたり文はおりく捨藏の教故に専明儒を尊ひし不作しかれは必太郎敬次郎にもよく教へけれと早世故に我かはりてころ得にもなるへきことはなしきかすれと其時限のことになり行によりてかき記さむと此稿を起しぬ

安政五年九月

左衛門尉聖謨

御旗本
心得

一、御旗本と云ものは御馬廻りの役にてまさかの時第一に働き候事故手短に云ときは人殺奉公死役をよく君の御爲にすると云かもと也仍亦は朝夕に武事の心懸つゆの間も不怠 國初三河士御譜代衆の事業をよく撰ひて手本といたし其人の行跡を習ふころにて習といふことはしめはまね計をして實るときは自然とおのれか物になる也諸一事を申せは身命を不惜御ためをするを藝みなしかり體驗すればはしるゝこと也 みては孟子の志士の溝壑勇士の首を失ふを不忘と申教に引合てけにもとおもひ事ことに躰験すへし申サははつかのうちに死する一番槍一番乗の

追考の結ひ申か
たは解か成
ゆよるや人の
かを抜かけ
刀を抜かけ
なから居た人
被殺居た人
雨の中病入
等殊に可憐
附差に肌心
一帯の外刀は
重之所刀陰
目貫を附へ
御殿の罷出
候節壹尺五
寸以下之脇
差帯八寸頃
の壹文の脇
後多脇をみ
へし多脇を
二、藝術
三、學問

困苦をこまかに碎てことなれば末なかくする也怒の氣起れば剛烈の士と小牧の花上方大行をいれ秀次へ殺したる人にて松平金心出れば三河士の戦の間に田の中へふみ込めて田の草をとりたる貧しさをおもひ出でて狼なして勅敵と戦ふかことくになしてうちかつかつへし其時はわか怒わか欲を忠義の爲を主とてまことと辛抱すればはしはしにされは三河士の忠義剛烈のいと微々たること品によらは何ことに有へき也御番に心附て少しつゝ早く出遅く歸すべからずと刀臨差の目釘を登城前に一見し帶袴のひも不慮の時にとけぬ様にすへからず如斯なして万々一不慮のことに逢は久保忠隣か冤罪を洗ひなさむと云し時斷たるを以手本とすへしあらす云て不平を唱ふるかこと少も出来ぬ也この意味は鑑ひたれ彼のうらへも委細に記し置たり合みるへし又以前の詩に 漫道任天命過平難奉違近思執彼贊全在致其身爲繪還爲多用種也用甄淡心甘使令清恪盡忠純纘毫無憂苦僅是可言人これわか平日を以見るへし一、武士藝の内にも可勤は槍劍馬銃炮水練也此内人にもよるへければ悉に熟練す手前は日々たるへし水は花法と實用大なる相違有花法決して無用也八夕ケへル不意且年ら及むか候とも常に試置度こと也わかれ既に六十歳に及ひなから朝夕身を運動之ためい

くのことなす
るをみるへし

一、忠義もよく知ことを致さねはよしとおもふに悪敷ことあるかしれぬ也
 其を防くには致知格物を心かけ晝夜不息書物をみるへし學問は大造の事
 にて中々以我輩のかくせよとは申かたけれと孫共故に試に記す也第一に
 朱子の注されたる書其外都而朱子文集之類みつから記されたる書をよみ
 てのち語類語録等に及ひ身に行ふを主として學ふへし文義章句の論而已を
 學問と存し決而談話に陥るへからす究理學はひろきことよし已發未發
 性と天道の如き六ヶ敷ことも修行すへきは勿論なるへけれと朱子の申さ
 れたるに格物莫先于五品と有その外大抵爲學問不厭卑近愈卑愈近則工夫
 愈實所得愈高遠と有は決而等をこえたる學問をすへからす詩文に流れ眞
 字にてから風なることはいへとも實は誹諧師と云者に似よりたる行跡に
 陥る事あらは以之外に付子々孫々迄堅可被相守候誹諧など云遊ひ藝もいにし
 への芭蕉等が輩は中々氣分
 高きよしはさて又日本の風俗慶長已來の御政務の様子漢土歴代の事をも打
 なしに承候

夫子之言
性與天道
不可得而
聞也
在如
此實一
子實一
此況不
聖人言性
與
言益極
言之耳
曰與門人
者極少
言平

齊魯九聖人教
人只是文
行忠信未
遠極論高

合考候而家をも身をも修候而御忠節を可盡ためなればよくそれに眼をつ
 けていたすへきことなり先ッ日本は天つかみの仰のことく日繼の御子万
 世しろしめす御國故に堯舜生れ玉ふとも他人は天下を讓ることならず君
 を諫て其國を去ことはいたしかたく世錄な也其上父子よりも君臣の義重し
 斯大造なることに行ひ難き事あれば漢土のことを一概によしとして專に
 手本とはなしかたき也日本二百年來の御政務のことを詳にせずして漢土經濟の書を
 御先祖様以來の御法をわらく崩す類書生風の人にあるましきにもあらずそれは王安石か
 類に近しゆめ決而有へからす可恐極也國に入ては禁を問ひ家に入ては諱を問とも承
 り孟子も國境迄參て先大禁を問はれたれは二百年來まして西洋の如き利を主とす
 の憲法等をよく讀それれに心をつくること忘へからすして西洋の如き利を主とす
 るのみならず御代々様御法有て上もなき御國禁の切支丹を奉して道とす
 る國の風など殊更に心すへし學問のみちは廣大なれば宋明の學其外に趣
 を異にすることもあるよし也依而は其宗とすることに疑あるへけれとも
 朱子學と申は 公儀にてかしこくも
 東照宮已來御用ひの事なれば尊奉して決而間違なしされと固牢なるへか

らすさていかに學問するとも約まる所を謂ときは御代替之節々 御前にて御直に御沙汰有武家諸法度の注脚とおもひて其御文言を出ることのなき様にすへし右之御文言中に文武忠孝其外儉約等之事迄詳に被爲載候間これをよく精密に心得候而活用するときは一生涯の學文とも身の守とも成敬も誠心誠意もみなこもるなるへし朱子學と陸象山王陽明か學のよしあしを研究するなど大儒とならば格別決あなす間敷事也それは量をしらするのかきりなれば也これは耐煩といふことは象山も人に教へ朱文公も教られ王陽明朱子學と定規固牢ならぬ様とは申也弟子取をする學文と武士道をみかく爲の致知格物の學文とは見ン當差別あるかもしれす依る行跡正敷實用ある儒者をよく選て深切に學はるへしわれ三十歳のとき刑名のこと問はるゝに付林大内記方被招一夕對話候もさてもよく活用するもの哉と驚てそれ方は屢行たり其内大久保加賀守殿之御内談の事に大内記と親敷成たりしに塾頭の佐藤捨藏と云もの逢候へとの事に多知る人になり此人に大に問ひ復にて一冊の書となりたるも有捨藏は通鑑綱目なよみ候へといひきある時捨藏話におし出て申にはあられと論語書經易の三經近思錄讀書錄傳習錄の三録を不意よむへしと申たりそれ日々肩輿之内にては通鑑朝又夜は右の三録并論語をよみたり近思錄は道中いか様急劇なる御用中の寸暇にては通鑑朝又夜は右の三録并論語小屋懸之場所にも持行たり太郎等右を以勤弁有へし

四ノ上 軍學

追多五雜俎
校於倭に莫
有全暗記の
間共日本さ
武れ恐はれ
る書に多し
暗記の分追

一、武士と申せば其學ふうちに軍學といふもの有われは少はかり清水俊藏と云人に隨ひて兵要録の講釋を聞たる計故詳なることもとよりしらすされとこれも心得たき事也兵要録に筆授等其外注したるもの有困而よむ程とも不存候しかし日本軍學に於てはよろしき物之由長沼澹齋と云人よほとの人とみえたり此流義を殊に尊信して會津家にて專用ふる也先年御老若駒場に御覽之時海防懸の隙に参りたり練兵御用に立可申もの也馬を乗はなち走参り直にの一人に少少も差支なき體芝つなきとて傳授するよりは至簡舟のけしき也御好みにて備を立直し候時中軍の旗をふり候と少も差支なく出來たるさまなと常に心を用ふるのみえし也○兵要録筆授わが書され共日本にて農兵の制度練兵の法廢れ保元以前より武士と云もの出來て全一國限の戰爭に於段々覺たる法もなきもの應仁以來日本の士氣彼是に於盛に相成明朝にても日本よりたけきはなしと五雜俎にも記したれとそれは名もなき溢者共之義取に不足朝鮮攻の躰を以も士の勇烈實に別段なること外國の可及にあらずされ共軍法と云物なく鳶の者の火事場にて立働か如く自得に步戰の妙を得たるまでにて太平に成段々と物師といふ者病死したる跡に於軍學はしまりたる故用立ぬかた多かるへし流をわろく申たれと斯すへきと軍法を立たることにはなし依るは日本

流にては長沼流によるへき外はなき也大坂御陣の頃は熟練を極たる事なれと夜討に松火を用ひ詩經にも有城攻道具文祿頃に至り出来たると申に亦も軍法のなき損多きことをみしへ漢土にはよき書も多かるへけれと武備志は戰略其外はつかはかり可用立こと有て外は取にたらず武經開宗の末に戚繼光か兵を論したるところよきかことし紀効新書兵録の類よかるへしこれも兵録善本なし紅葉山に活殿御拜借有之候を一部寫しらひよみたれと紀しかし練兵之外はむたなること多効新書のかた實事のことしよみてしるへし練兵の外はむたなること多し心得に可成は孫子なるへしこれは十家注孫子徠翁か集注本と申たるこれか脱簡一枚有これ板に成候節御穿鑿よきか如しされ共徂徠國字解に過るものあ有之しか類本なくて其儘板に成し也孫子の本文を十篇國字解を一篇つよむと十三日にて一周する也かくするへしと一年はかり粗大意に通すへし其譯は國字解にわか記し置たるを合みるへしかるに近來銃炮盛に成昔は夢にもしらぬ火器日々に新工夫之物數しらす出来たれば以前の軍法用ひ兼可申か既武家諸法度之内御代々御制禁を無御余儀改られて大船製造之御沙汰に被及其旨御書載になり御軍制御改之被仰出も有たるなり依るは彼を知の術を以西洋書の事を知て其長所を用たき事か也我蟹行の西虜書は曾あしらねとも箕作玩甫森山多吉郎原田

西虜蟹行書

敬策を招き常に講を開段々承みるに不容易候武士たるもの少も油断すへからぬは此一事也乍去元來上もなき御國禁の宗門を尊み候國風なれば害必多く身を亡し刑人となるも亦こゝにありそれ故に我常に西洋書を見るときはヤソを以前之御法の踏繪のこゝろにて足にて蹴候積に一度おもひ候上にてみる事也此いましめは太郎等に耳にたこのあたる程いひ聞置事に候西洋究理等強不用なしされ共軍學に至ていかにせむ信長豊臣殿下東照宮御集り甲斐の武田を御討被成候に西洋火器を專に御用ひありしをもおもふへき事也

四下
皇朝學

一、日本の古書類必讀候を尊捧すへしわれ前田夏蔭に隨ひ以前は月々職原抄其外之會讀をなしたり伊勢源氏は不及申それに類し候物語と申書決多みるへか今のこと諸書にみゆ其御説なるへし旁以みるへからざる書也兼倉右大臣家大内義隆等詩歌にふけりて身を家をも亡し武田家の士其後は遠國等にて會讀は止たれと太信支の詩をこのみしを諫たるをもみるへし其後は遠國等にて會讀は止たれと太郎等みらるゝ通日本書記古事記傳等日本のこと記したる書をよむをみて

も爲ねはならぬといふことを知らるへし併古學といふことを唱るものか
らふみを嫌ふより偏頗なる事有て頼山陽か

禁庭にて御取用著して令典となり居をも非議する故に幸にして誅をまぬ
かるゝ者也といひしか如し孔夫子は上野

東照宮御宮の御格にて既に

慎徳院様御長袴に御拜も被爲在候程々尊き聖人の道なるを悪様に云は
朝廷にも關東にも奉對候而恐入たることならずやよりて伊勢人宣長輩か

ひかこと云には決而欺かれましく候昔古事記傳をよみ

神武帝陵のこと宣長か誤を正して大和の諸陵別而

後醍醐帝陵へ守戸を置れたき旨をならん歸候而御老中方に申上既に御調
にも成たれと

後醍醐帝陵へ守戸を置くゝことは行きりしか今一度太郎等時を得ること

あらは申上度こと也こは古學のことといふ序ながら申置たり太平記叢山にて
後醍醐帝の新田

五 武器

義貞の之 叡慮之旨并義貞か山王へ太刀を納むる時申たること、當時之御
様子な合考候得者 後醍醐帝陵へは必守戸等可差置譯也故にかく申置事也

一、武器の事は偽書とは云ながら甲州の士の論を記せし書世に被行板にも
成居れりそれをもてみるへし刀は長く重きを軽く短くおもふかことく常に心かく
れを鉢の大小と力量とは不論長きと重きとに理運あるかことく心得候は以の外のひか
こと也東鑑にみえたる佐々木氏が歎き明の衆大敵か説等なみてしるへし其人の力量等よ
りはよほと輕き短き刀を用へき勿論なから身と力に應したらは長重の方なるへし右に心
有故に太郎らか朝夕みらるゝ通われ及老年候も三尺貳寸一貫五百目大刀に居合素振
等いたし鏡の筋かれ打たる棒を輕く取廻し度おもふ故也○因に云鏡炮專に成ては一番槍
ひ試歩するなとみな重きものを輕く取廻し度おもふ故也○因に云鏡炮專に成ては一番槍
をいされてたとき崩と云様なことを持外に出するに尺五寸短き刀無用也平日若槍を爲持こ
へしと傳はとて平日槍をも不爲持外に出するに尺五寸短き刀無用也平日若槍を爲持こ
とあらは貳間柄又は九尺の鎌槍のうちなるへし都而武器は場所の脇差を遺ひたる皆相手
へしと傳はとて平日槍をも不爲持外に出するに尺五寸短き刀無用也平日若槍を爲持こ
と場所によりしを
思ふへきこと也

六 御奉公之心得

一、諸葛孔明か出師表に此臣所以報先帝而忠陛下之職分也と有此職分の
字尤以服膺すへき事也われ常に云ことなるに職分なれば猫か鼠をとり鶉か
朱文公古く被申置たり魚をとると同じことには武士か武士道を立るは當り前のことなり其當り
前の事を當り前とおもへは驕滿にして人に誇りかに云ことは絶而あらね

と職分と不思故に微々たる小忠をも人にほこる様になる也可恥の極と云へし

七 御旗本心得

一、武家諸法度并 御代々様被 仰出之趣を合考候時は御旗本は美食を不致美服を不着武具を整武事をつとめ候而文をも心得可申こと也其御手當として知行をも御預置る譯故少も驕はならず朝夕聊も閑暇はなき譯之處泰平うちつくうちいつか職分を忘れ早く警候と町人か店の物をおのれくか慰に遣ふと同じ様なることをする也町人ならば直に身上潰れ候而乞食非人と可成は必としたる事なるへく且正敷墨かねを當たらは御令條に背く御咎にもなるへきを寛大になし置る其難有ことはしらすいたつらに酒食遊興いたし武器をも賣又は先祖血戰の賞に被下たる知行所をせめはたり其極り知行と地頭警敵のおもひをなし申候元來知行所は御軍役に遣ふ故常に憐みを加へて置を右之次第に付警敵の地頭へ異變之節何を勤可申哉此ところ常に考可被申候され共小高之地頭にては知行之名主

と直對話もいたし候義に付其禮は急度いたし候而恐れ恭ふ様になし扱年貢之引方は容易にせず道を以正敷取立可申候柔弱に流れ候は暴苛より宜と申迄にあいさゝかの仁惠にも決而不相成候此味よく可被心得候扱又前文之如く成行候大弊之根元はみな奢と武士之職分を等閑にいたし候より出申候

八 米を搗畑にする

一、當時かなり之御旗本は米をみつからつきはたけなといたし候義は外聞悪敷被思候も可有之歟なれと右之二ヶ條は少も可耻事には無之候信長之麥を被春候ことを道春は其譜へ被載候と覺申候さて炎暑之時作なといたし候は、身を鍛鍊いたし候にも宜敷可相成はかな具足等を着し候而暑を試姉川御合戦の御辛苦をも躰験いたし度事歟と存候木村敬藏は御勘定組頭之頃之用人田村與助と拙老米なつき申候事太郎被見候通に候

一、毎度申候事ながら以前小普請に而所々之 登城前を勤其間に藝術をいたし候時夏は車力冬は水行いたし候願人坊主を手本といたし候かれらは如

九 精勤之心得

此辛苦をいたし候にいかにも昇平の武士なればとて暑寒を恐れ候事は有ま
しき事と車力願人坊主は勵み候心得にて相勤申候畢竟武士は其事に死
すると申大役有之候故人の上に立大事かられ候を右一大事は忘れ何もい
たし不申候故未熟情弱なる武士祿に離れ候は、橋の上に居候も袖乞いた
し候外は出来申間敷候万一御譜代に被召遣決る御馬廻をもいたし候者車
力願人之辛抱をもいたし不申候は、天道決る御ゆるし有之間敷候實家は
御徒方にて井上信濃守は與方に付御抱者之様子をも存居候處御抱者は申
サは一本證文をわたり者にも其姿似たるものに候得共乍去割にいたし候
得は御譜代者之小普請は身上向取崩候ものは無之候されは平日之心懸
次第のものと存候畢竟御恩にあまえ候も放埒に成行候に付折々は刀をも
指のらくら者出来候義と存候當時を以武士の勤方を考候に御番衆は御旗
本の歴々也御取立の家にては既に五百石被下候上は相並に歴々の突合の
なる家とは成被下たる也三河已來戰國血戰討死之家と同じ格に被成下と

十 御政事取扱候心得

は難有のかきり也かく認かりておもへは左衛門尉之動向に五百石被下よりて
其御報恩爲にこゝろをつくして御奉公はせねはならぬと云事を露忘れ申
され間敷候露忘れす御奉公をなして大切之御政務に預り御爲をするとい
ふことを心かくへき也御爲をするには慶長以來御政務のかく成行わけを
よく味ひてせねは間違起る也誰もしりたる尾張殿被爲在候に付東海道中山道等い
はり出したる類京へ七里之場所彦根有郡山其外是又同じこれを以御譜代衆遠國奉行被爲
御領分ある類京へ七里之場所に彦根有郡山其外是又同じこれを以御譜代衆遠國奉行被爲
置候場所御代官所之所に在みな御深意あるよくわかる也古事紀傳によれば會津など殊
に要地也故に親藩をさし置るゝとみへたりこれは目にみえたること也諸役所々其向に參
候考候と悉味有御役も三奉行に大名有御作事に小普請方よりて慶長以來のこと
町奉行に加役方といふ類都奉行わたりて微妙を究たる事也
書を以校正しつゝ相考からふみにおもしろきことみえ候とも猥に用ふへ
からす元來郡縣と封縣と一代限と世祿に大相違有は也かく申譯は一躰い
つ方にあも祖宗の法をよく守り遂るときは亂の起ると云ことは決あなし
然るに知らすゝ流行て混雜甚敷たとへは上もなき大なる器に種々限り

書經周官
學古入官
議事以制
其政乃不
利口無以
之師亂厥
官。蓄疑敗
謀。不學。惟
政。不學。惟
煩。

なき物をいれたるを上下へこね返したるかことくなる時亂世也其時大に力有て理に明なる人出て其形勢といにしへのさまとを深勘て大器之内へ又よく納め前之弊を改て釣合を直し一代の制度を被定候それは人間の筋骨五臟六腑のことし故に損せざる様に跡の御役人は身を忘れて守りとくも也しかるを思附こと有て漫に改るはよく病人の脉をも腹をもしらす容躰生れ附をも不弁能書を目當にて賣藥を以痼疾を治せむとするか如し効なき而已ならず害多くして人を殺すに至るへしよりて二百年來のことをよくしり且

御祖宗の御制度を大切に心得候義厚可被心懸候此こと大切なること故にいにしへの明君のことを以左に其證をあげ申候

東照宮曰。特才能者。必以旧法爲迂拙。動欲更改之。凡政在因其旧。我嘗赴陸奥。見源頼朝榜牌。國事皆固泰衡之旧。我家法度。皆與祖考者旧議。深謀遠慮。期其無弊。勿有變更。譬之刀。鍛鍊一成。傳之子孫。子孫各異好尙。數附冶工。則刀終不可用矣。

これは日本外史中廿七板を節書したる也何より山陽かく認候哉 御遺訓なとかもするへからす其元書をよく見て 神君之 神慮に不背様こゝろかくへし

唐太宗曰。治天下如建此屋。營構既成。勿數改移。苟易一攘。正一瓦。踐履動搖。必有

通鑑百九十
六板

所損。若慕奇功。變法度。不恒其德。勞擾實多。明世祖曰。凡開創之主。其經歷多謀慮深。每作一事。必籌度數日乃行。亦子孫世守之。故詩書所載。後王之言。必曰。不愆不忘。率由旧章。于戒警後王。必曰。率乃祖攸行。曰。於先王成憲。此皆老成之言。後世輕佻諂諛之徒。以其私智小見。導嗣君改易祖法。嗣君不明。以爲能而寵任之。狗小人智謀。至于國弊民叛。而喪其社稷者有之矣。豈可以不爲戒。記事本末十六

唐太宗明世祖のこと 東照宮と暗合旁以 神慮の難有ことを知へし

公義の御法をしらねはならぬと申譯は

胡文定公與子書曰。謹三尺考求立法之意。而操縱之小學外篇

十四 武を專にす

十五 富國強兵
司馬光曰黃帝堯舜禹湯文武伊尹周文之有功不伐之試猶能人曰我戰則克豈孔子專文而太公專紀通鑑玄宗

一、前にいろ／＼と記したること若や武にかたより候哉と被思候哉も難計候に付大意詳に申述候元來武士之學文武の用をなさ、れはむたにて災其大に至り候亦は富國強兵に心を用ひ候義に有之候孟子の梁惠王に仁義あるの注は仁義の事は不申候亦只利而已を申たる故に富國強兵ことを論せられたるに其字の出所司馬温公が商鞅を論せられたるに富國強兵と有之候によられたる歟よく儒者に尋可被申論語にも教さる民を用候亦戰候は捨ると申もの也と有これ調練等専ら無槍等單騎の用は又孔夫子の慎深きにも殊更なるは齊戰疾と相見候間戰の事は明にあらせられ候と被存候帝堯の徳を稱して則武則文と武を第一にあけ聰明叡智神武とも有之候周公の國を亡す五十の類中々以後世の戰爭上手の及へきにはあらざるへし此類儒者に可被尋候いくらもあるへし師の卦のこれて人を救候と同じ心にて名人業なるへきをしるへしわれ不學故これ強兵ならてはなおもひ出候まゝをこゝに記す問誤あるへしよく學者に可被尋候

今云一子相傳と申かごとく大切になされたり困窮の字のうらは富といふ字に當り可申歟されは富國強兵に専ら心を用ひ可申事と存候此二條義理よ

はの道なり利より出れ常にかくおもふ故にわれは武を主といたし候身は武士は賊の類とも可申候此類儒者に可被尋候いくらもあるへし師の卦のこれ

公方様は武將にてわれらか所奉の大切なる御憲法は武家諸法度なれば也扱其國を富すには儉約にして年貢を非道に取らざるは不及申民を子の如くにして子のことくにするとは不參候扱教導の事も子の如くにと申字にこもり候よく

養育し不義理ならぬ様にするこれ富國強兵の根本也甲斐の武田或は織田豊臣の盛衰と御當家の御様

子を以誠實の強兵のしされは其事に預る御役人も儉約の上にも儉約し世上奢侈難有ことなしるへし

は寛政風御世話あれともとかくに流る、故に其流れたる所を以儉約のものとたてとするとき晝夜身をくるしめ武事を勤め且御用立へき富國強兵を主として致知格物の學問をすることなるへし一身の上にとりたらは富國強兵日ことにあるへし夫は前に記したる三河士のことを平日の御奉公に用ひ可申と申たるに同し

十六 家來取扱得方ニ付心

一、家事取締家來の扱方の第一は主人たるもの其身を手本に差出候亦わか身ならはいかにとおもひて先ツわか身を以曲尺とするかた近みちなるへ

十七
俗武士の風

しよくこゝろをつくしおもひやりをせれば其内にさむさあつさ其外都而家來或は知行所をものを大切に遣ふもこもるなるへし此條前の富國強兵中におのつからこもり候
一、武士たるもの質朴にして田舎士と笑るゝことを厭ふへからす小利口にて世に申如才なき男とて利にのみさとき風は尤以禁忌とおもふへし柔弱にて書生めきたるこれ亦同じ共に捨物也家來を撰む是亦同じ用立差働有ものよりも質朴實直なる者を撰へし

十八
十九
誠へしと云

一此頃通鑑をよみて唐憲宗の初政儉素にしてよく諫をいれられたる躰太宗といへ共此上はあるましと感服しつゝよみ居たり然るに元和十二年十一月に吳元濟を誅し玉ひて十三年の春に殿をつくり池を穿ちて土木のこゝと漸に起ると云所をよみ大に驚てはつかに二ヶ月三ヶ月の内にはや奢侈は氣さしけるよとこゝろの可恐ことをおもひ知たり多少はあれと漢高以下此意味有 東照宮には御他
界迄露不被爲在候武徳編年集成 それを天子の御こと也我らか微々如塵埃輩も
亦しかりわれ元來質素を好みて今老年に相成候も夜具迄も木綿にてい

たし奢侈を憎みみつからいましむるも其事而已の如くなれとも此ことわ
か文稿井
覺書にも多く記したれとつら／＼おもふに人に奢侈也と評せられたることは夫に反すること多し可歎つら／＼おもふに人に奢侈也と評せられたることはなけれとわか素思よりは余ほど度を跨たり刀劍のこと好によりて殊に度を越た
重役に相見候様と之御沙汰に而裕かり衣をも着用被仰付たれは其時つくりたる刀劍よほ
と花やかに出来たりしかるを長崎より歸に大坂御城代土屋采女正殿家來上田角右衛門み
役中御氣分を以おもへは存外也と申され大に耻入たり
子路か富て驕ることなきはいかむと申たるにても其かたきを知へし畢竟着實に書をよまぬ故子路のとき人にても富て驕らさることを余ほど六ヶ敷思はれたるにて我輩は至極の大敵也とおもひて克事の工夫片時も不可忘ことなるに不心附前に記することくには成たり奢侈と身上わろくなる身上わろくなると人より六ヶ敷金をも無余義かりそれを役人は存外に上へ對して内實恐入たることもいつしかと出来る也われ御役中人にはなされぬ物をもらひたることゝ金をかりたることなき位迄にはなしたれと調役中と引競おもへは前の如し太郎等よく此ことを思ひて御役勤むること有とも兩御番の時の如

くなるへしわれ既に如右其覆轍に遠さかりて近所にもよるへからすわか
 尤うらむる所は太郎等か困窮のことを知らぬこと也よりて云幼年之節大
 學の素讀本なし 行道院様みつから寫して給はりし也其こと奥書し留役に
 て今なほあり
 て相應に勤めし頃祐定の脇差を河内忠右衛門これは玄雅と云て書を
 書きうたなよみし也方にも
 見て渴望せしに金なし數年之内に少々宛なりと御拂被下たらは十兩にて
 可差上と申せし故大悦にて買取夫より毎日五十文ツ、錢を溜候る夫へい
 ろくいたし足し數年にて濟したること有或は 行道院様の御法事に
これも留金なくてこまりしに妻か差當り不用之衣類をうりて間に合せた
 役之時也
 ること有井上信濃守はわれよりも留役の頃は今一段貧也され共兩人とも
 いかくなるもの一錢ももらひしことはなかりし也のち三奉行之列に兄弟
 共進めるも 君之御優恩勿論のことなから少しは貧窮の辛苦たねとなり
 しことも有へきか孟子天大任を其人に下さむとするといふ章或は孤臣藥
 子のことなどおもひても孫らか貧窮をしらす成長し錢の難有ことをよく

二十
方下役取扱

しらす殊に太郎は容易に御番入等いたし候はさてく不幸の事かなとく
 れくおもふ也
 一、我評定所留役たりし時寛政の頃の書留に松平越中守殿三奉行の御尋有
 て其まゝに事不被行事ありし其御政事は不被行しては御仁恵に拘候事な
 れは父の科のこと也石川左近將監御勘定奉行公事方懸に付申たるにそれはわか意
 也それを被用たり忝し右之留帳寫持來れとの事に付爲見しに數日を経て
 左近將監申たるは某其事を越中守殿へ申たるときよくこそ被心附と之事
 にも賞せられければいさゝか氣のよく附たりとうれしくおもひ居たるに
 今調みるに某か申たるよりは遙に以前はやく迄に心を被盡三奉行にも
 御尋ありし也さてもノ御別段なる事氣の附たるよとおもひしに引競お
 もへは遠く難及候いさやこれを三奉行へ有のまゝにかたりて再興すへし
 と申候而則我をして其懸たらしめて閣老へ再び三奉行を申けれと先追而
 と申ことにて其ことやみき脇坂中書公寺社奉行再動のときわれまた其事つらつ
 な申候而再應申上にもなりたれと不被行き

らおもふに越中守殿の己をむなくして人材を御引立有しこと漢文帝か
 輦をとめて人のことを聞いづもよしと稱せられたると一轍也御役
 人となりて下役を遣ふこと有は孫共越中守殿の御心を以心とすへし奉職と
 ならはみつから罪をとらす先其下役へ申付候て存寄を承り下書を爲書候上にも勤弁すへ
 し出精して晝夜御奉公に骨を折は申までもなし併下役の爲組かた益多しわれ奉行も下勤
 役も勤て其味をしれり奉行を出たる方下役之方は樂なれと共効却少
 少し其上に品々損有也出來る人ほと其疾多し常に心すへきこと也

廿一
知行所年
貢取立方

一、當年諸國不作にて御米相場上米は七十五兩余也よりて野州古橋村箱森
 村之もの共年貢米九拾石之内半分は米半分は御張昏相場を以相納度旨申
 出候に付元來知行所兼別段之手當をもいたし置且當年は御足高も悉
 上りたるに無心相給同前に引方申立候は不埒也され共御藏相場を以おも
 へは不作には無相違引方は少々はいたし可遣なれ共ねたり事云は百姓の
 常なりちと見込よりはかまをかけて嚴敷可申遣旨家來用人富塚順作へ申
 聞たるに同人甚なま返事也しかやかて申けるは彼村は廻村して覺の候に
 土藏一ツもなく極の貧村にて百姓の衣類あらめの如くになりたるを着

し居候もの多く候それを存居候は余り嚴敷は不被申と申たる故にそれ
 も不弁にはあらねとも彼村人わろくしてともすれは事を偽故也と申たる
 に順作の受到元來百姓共偽を申候とて地頭所にてもかけねをして責はた
 り候と上も下もうそのつきくらと申に相成候よりては末には喧嘩いたし
 候外はなくなり候さても歎敷事に御座候可相成は下はいかにと御地頭
 所は實意に御沙汰有之度百姓のあはれなるけしきを見候と疊の上の論と
 は大に違ひたるものにて當年などのけしきを其村に御住居にて御覽有は
 いかにも思召と申たるに大に心附て其事いつれとも順作之見込の通たる
 へきよしを太郎を沙汰したり其時順作の申たるに當時乍恐御旗本之御方
 々御貧乏御尤と奉存候百姓は朝夕に辛苦いたし居候を御自身は遊ひくら
 し候而武士の武士たるわけをたしかに被成候御方は少候故に公儀と百
 姓の罰か御當被成候かと存候旨を申たり尤至極之事也よりておもふ五百
 石の祿にては目前の事に二朱一朱或は壹歩位の事はさしてとも不思議れ

共其貳朱有は右之鶉衣鶴目の百姓共は三日も四日もくらす也こゝの論に至り候とわか子同前之百姓に三日四日食せずして一時の奢に錢を費すこと也以後この心を以知行所を可取扱われは民の疾苦をしらぬにはあらずしかるに太郎が相談の時右之答甚以いかゞ也今日の事は太郎自ら扱はれて至極によく承知せられたれとこの心大切のこと故に詳に記し候民のあはれを知らぬ人に知行所をむこくさせて其身の樂をすること有へからず末永く今日の始末をおもふへき事也用金取立などに容易に家來を知行所口遣すへからすわれ從來吟味物にて味ひを弁居候間乍序此事も記し候未十一月

一、近思錄存養篇に程子の説をあげて古之人左右起居盤盂几杖有銘有戒動息皆有所養これは大戴禮にあけたる武王が席外都あいるのといふ事に感して放心を求るの一ツなるへしと考附て書物をよみかゝり候時に几上を筆墨等其所を得る様にならへさて厠へ行にも必脇差を忘れずこれはわか劍術の師酒井良佑先

廿二ノ上
平日身の
修方

日本の書に可
讀しなれと
はしめられ
も日本の書
はつかれ候
多しむる義
跡に無余也

生脇差を平日一寸の間も離さるゝことなし實に猛獸のといふかことくすこれ一事爪牙の如くなりしを深く感してそれよりおもひ附たり此ことは我も常になす也それにて刻限のこと凡御承知有へしなからもよほと放心を求ることの助となる也しかるに脇差をいくたひも忘れて二足三足立おもひ附たらは直に可立戻を其まゝ小用に行の類みつから欺こと多しつらくとおもふに程子説近思錄爲學篇勿使有俄頃閑度と有これ放心を求る之妙術なるへし一日のうち起るより寐候までに武事第一次に文事と刻限制に割附此ことは我も常になす也それにて刻限のこと凡御承知有へし凡朝居合棒槍のすき馬鎧炮のすため或は試歩散にかはりはる十五に至へし其後書見第一小學四書第二第三近思錄之類第四兵書第五通鑑第六西洋のこと記したる書第七日本の書古事記之類かくするには冬は曉七ツよほと前にかゝり夕は日くは日課通には出來不申候稽古事をいたして机に向ときは机とおもひ飯に向ふときは飯とおもひ一ツ宛其品によりて心をつくればおのつから銘に類すること心より生すへしそれは寒氣にふところ手をせず暑氣に足をじたらくにせず急度袴は着用するなと微々なる所より心をつくること手はしめなるへし俊成卿は和歌よくされたる迄にて格別の事業は不及承候それにてても歌をよめなるへしまるゝに深夜くらき燈のもとに烏帽子直衣にて獨居られしこと歌書にみゆ一藝に長する人は必難及こと有

二ノ下
御役動候
節心の
ちかたし

一、前に慶長已來の御法をしるへし

御祖宗の御法を守へきことを屢申たるによりてわか兼而重き御役は不及申遠國奉行といへ共心を附て服膺したる一事をこゝに記す 明道爲邑及民之事多衆人所謂法所拘者然爲之未嘗大戾於法衆亦不甚駭謂之得伸其志則不可求小補則過今之爲政者遠矣人雖異之不至指爲狂也至謂之狂則大駭矣盡誠爲之不容而後去又何嫌哉 明道といふ人は聖人はしらす其後之賢人といふ人々の中にて殊にすぐれたる大儒にても如斯ましてわか輩をや夫を知らずしていろくとおもひ附并めつらしき事をせむとおもふは實に其量をしらするものといふへき也こゝに平日心なきときは王安石か祖宗の法のつとるにたらずと申に陥り天下の罪人と可申候 孔子惡利口之覆邦家者と仰られしも 祖宗の法に不拘おもひ附にて面白ことを云人なるへし聖人又は顔回かとき人にて恐れ遠さくるといふ倭人と申は聖賢中々世に云利口ものに欺るゝわけなし王安石か類なるへ右之内其基本と云は末の盡誠爲之なりれさて不容而後去 この心なき時は志を恐るゝに至る也 又何嫌乎 此一句にて其從容別段なるを知へし 不及なからも御爲第一に奉存候と申誓

詞をもする故に忠義の心ある者は誠心なきにはあらず其心有といか様ともして無理にも見込通になしたくなる也 この位の人不容而後去此心を常に存 又何嫌乎 これは人しらすして不慍といふ位 此末句の四字を實にすらくといへ成得こと難か上のかたき也常に感服する故にかくは申候され共われ文盲なれば謬解有へしよくよみて謬なき様に可被致候さて又右之多衆人所謂法所拘者と云字にこゝろをつくへし衆人の見んとは味別段なる也われは先規仕來に拘り御奉公をいたすへからさる旨之誓詞を御役に付二度迄なしたり重き事也拘るとは泥む也 此内因循苟且彼拘泥するといふものにてよ からぬ也これは決而あるまじき事也衆人には拘るかことくに實はさにあらず仕來の御法を守りながら活てはたらかせてよく物に應すいかなる器量にや其妙中々われらか云へきことはならぬ也御政事變なきにあらずされ共其内寒暑冷暖に動かすへからさる常あるかことく徹底不動の理有譬は時々衣類は更ふれとも夏冷冬夫を自由に取廻して實は

御祖宗の 思召に背かぬ様にする我輩の出来可申ことにあらずわか輩は御後闇事なく御老中に咄されぬことなくよく

御家の御法を知てたしかに心に存し衆人の目して法に拘ると云所を守り得てさて夫々妙所にいたる事かとはおもひしかわれらは法に拘泥して上へ偽を不申上位のところにて勤たれば夫より上へ實地は了解せぬ也

廿三
屋敷居宅
のこと

一、漢蕭何置田宅必居窮僻處爲家不治垣屋。曰。後世賢師吾儉不賢母爲勢家所奪と申たりこのこと屋敷并居宅のこの手本と爲へし蕭何漢第一の功臣にて如此まして其以下常人をや これに付實踐の物語有我屋敷は四ツ谷新屋敷六軒町と云所にてさら地同前四百坪也門は竹之かたわれば井上家にひらきなりき同居せりはしめて家を持に評定所留小石川船河原橋角に百六十坪の地を相對替をして引越たり其敗れ家のまゝ五ヶ年居て寺社奉行調役の時大破之半分分造り替たり表坐敷の床之間に藪かうし生雪ふりに戸たなより吟味役になりて長屋を改少々表へ建たしをして七ヶ年居たりしかるに佐渡奉行被

仰付候而宅に厩難出来近邊へ馬を預置供揃之節は牽馬沓かこの類は門前に置家來は多分外宅也在勤留守中に飯田町もちの木坂へ相對替をなして七百坪之屋敷へ引移たりわれ已前之例を追ひてなら奉行被 仰付候まで土藏計つるも手をつく大坂町奉行まで右之屋敷にて勤御勘定奉行被 仰付公事方懸故ることなし御役宅へ虎之御引移御勝手方御勘定奉行被仰付候而御役宅上りもちの木坂の屋敷は長崎留守中上り小石川市兵衛河岸千二百坪の屋敷を被下たり御勘定奉行は御役に付白洲は不及申内坐其外なくてはならぬ坐席有之候に付井上信濃守存寄に而並の御勘定奉行より手狭にわか留守中に普請に取懸候而出来したるに京都留守中大地震にて其家は潰所々立替と成たりしかるに西丸御留守居被 仰付又隠居差扣被 仰付候而この二年來居屋敷をも三ヶ所屋敷也しかお玉か池四百坪の屋敷は去年差上たりいか様なるこ今日はと子々孫々にありても決して三ヶ所屋敷持へからす我を以戒とすへし差上候事か明日は差上候事歟と旅中同前の心なるは太郎たしかに見らるゝ通也いつれにも不日に屋敷替は不及申こと也此節に至りむかしの日こ

とに狭くてこまる／＼と云くらしたる心やすかりしを染々とおもひ出せりよりては此上屋敷替をなしたらは蕭何を以手本として且わかいにしへ百六十坪にてやふれ家に居たる例にならひ候而其もち高きは遙におとりたる普請をして凡大手迄三十町内外之所に住居すへしとおもふ也此節のこまるけしきをよく心にとめて決而末々に至るとも高を遙におとりたる屋敷に居へし十一月廿八日記之

廿四
別多太郎
に常に儉
約にせよ
といふ譯

一、太郎に常に儉約にせよと云は前にも記すことく武士は御軍役と申こと有は也五百石の知行に而寛永の御軍役通勤むることは其頃々は世上の並は奢十倍し諸色の高直たとふるに物なし故に今高丈の御軍役を勤るといふ計に而も希なる立派なる士也われを刀劍甲冑銃炮馬具の類は高をも多く譲たりされは朝夕の暮しをよくつむれは先ツは御軍役のなるわけ也我平日見らるゝ通食物其外共に一己は深く慎む也今より世に在多くとも十年に過へからすされは疏廣か黄金を賣て樂しみ子孫にいさゝかにても餘

廿五
心の扱ひ
かた

金を不遺例によりても可ならむかなれ共前にも云通り士の士たる御軍役の事をおもへは太郎等かいましめとおもひて帛を着年を経肉を食するの春をもはつかにして迎れと夫等の事はいさゝかもせぬ也しかるに太郎にいさゝかも奢の心生せむには家の祖とも可申且は祖父たる人の教を背き公儀より御預の百姓の膏血を絞りておのれか欲を恣にする也このこと夢々有へからす候太郎事井上信濃守寺社奉行調役にてよきくらしの節わか遠國奉行留守中かのかたにそたち夫より後はわか御勘定奉行の時のみをみて其余をしらすいかにおもひても極貧の人々は氣ゆるみ有故にかく迄に記し置也このはなし朝夕にてやかましきほとなればよもや忘れはあるましけれと家の盛衰に拘はり武士道の嗜に響こと故にこゝに記す同日

一、心に躰なし物に應して躰と成譬之に火に躰なし物によりて躰と成か如しよりておもへは心は火に似しはしもなくてならぬ物ながら用かたによりて大火と成身を亡す類甚多し大造に申せは孫子の火攻西洋の火器みな

三十二 葬式
 三十三 加持祈禱
 三十四 菩提所并
 新地五百石
 被下候あり
 奉行たれは
 奉りたれは
 加不爲り
 官なりとせ
 少老の壽
 は保ちたれ
 天にもあら
 五十七に
 御告居六
 十より被召
 居より勤定
 奉御格三
 石兩被下百
 日御奉不足
 御斯は奉不
 千上候三石
 石三得百三

書をとり縮て漢文にて認へし決り溢美の葬式に經かたひらの類都而身に
 屬するものに佛經など少も記すへからす衣服は大紋白衣なるへし初七日
 の佛事に酒を出すへからす棺中へ武器を入へからす錢其外卑俗の物勿論
 無用也凡そ事世間並にいたし異風
 一、平日子々孫々に至る迄加持祈禱は不及申不思義或は利益など云こと
 を唱ふる僧山伏神主之類たとへ俗たり共都而右等之輩決而近つくへから
 すわれ從來それに困り果て實踐し
 其弊をよよく知故にかく記す也
 一、菩提所を龜末にし墓參等等閑にすへからす菩提所より參候僧を輕侮し
 及ひ御制度之一つに成居る佛法を誹謗等決而あるへからす
 一、屋敷の鎮守に不敬あるへからす鬼神は敬してこれを遠くといふこと堅
 く守へし敬と云を以うやまふをみるへし貴人に事まつるかことくにして
 なれて不敬をせぬこと、おもふへし我日々銃炮素ため決而屋敷鎮守の祠
 の方は筒先をむけぬをみるへし

の處を辭候
 願旨に居相
 圖三に御居
 料三御居
 下候御用
 之節登御
 城御老中御
 宅候事可有
 談候事可有
 三十五 屋敷の鎮
 守
 三十六 醫者の心
 得
 三十七 藝用并養
 生
 之旨御書付
 候上は右之
 墓誌銘位に
 はかかれ何
 可至む如心
 迄に記し置
 候

一、醫者といふものは病人のなきときによく上手を穿鑿し容躰をも見もら
 ひ置大病の時其人にまかせ切なるへし迷ふへからす其人の手際不深切等
 無事之時ためし置へし命とりの 侵來るとき 軍謀祭主 又 大病に成漫に醫を取
 替ること有へからす 病人見舞に參候 醫者にては 御取替候は、わか醫の穿鑿至
 る 嚴にして病氣はまかせ切にいたし置をみるへし 醫術の修行せよとはは
 ならず 醫者をよくみるへし 刀劍の利鈍を論すると 附子大黃等をよく遣こな
 し 傷寒この陰症陽症の疑似なるものに二三ふく薬を問違らるゝと 脚氣痢病等急症
 命を失ふ也 死すへきか治し可活か死したるを屢見聞せり 脚氣痢病等急症
 の療治上手の聞へ有て日々多人數扱ふ醫者先ツ目當に而學問等に強而拘
 へからす外療醫目醫者無事之時穿鑿いたし知ル人になり置へし
 一、身に疾有をは心附て漫に薬を吞へからす病有を知らずして大病に成病な別
 補薬を常に吞こと決而無用也 漢土の天子其外石薬をのみて多く壽をそ
 こなふをみるへしわれ廿四五才の時方脚氣にて、今に脚の腫る 大黃劑を日々
 用ひそれら老人の今に至る迄不怠用れ共害なし補劑を常に用ひてそれか

爲に死たるもの多きよしは功者の醫を度々承り候平日之食物又同じ病に補劑又は薬くひの類は別段わかこいにいたく誠るは地黄のみうなきを食して淫欲の助けとせむとする類を專に云也

三十八
在來武器
心得

三十九
養子に遣
し候者ハ
可遣刀劍

四十
武器製作

一、甲冑馬具其外武器は御軍役を多く有之候間此上製作に不及候其内水戸中納言齊昭卿の御差料は御自作御老中方の御覽候御用部屋にも差出たれば定入 御聽たること、恐察すれば川路の家へ永く傳へ候御寶とすへし 齊昭卿御自作之御茶碗御茶入有御書も添居候これ又同じ其外梅に日の出のかけ物ありこれは子細有て不敬のならぬかけ物也 其余實用專之新古の刀劍大切に取扱へし其内養子に遣すものに譲へからざる大小は兼元祐定の大小并直次の銘有刀 守家の大小也甲冑は明珍宗保父子三領之内いづれも宜し鞍は居木迄練革之鞍用立可申候 工共と相談し居木迄惣れり革製の物も前後はかり也 笠共選候太刀の氣に應し候品可被用候其内齊昭卿被下候象眼鏡はあまり花美に御實用如何歟は不存候得共彼卿御思召之品故庵末にすへからす武器製作之事今左に記す

一、甲冑は臙當迄合候三貫五六百目より重きは無用也 戰場に用たる品のか

胄は六拾貳間を宜と申候 天正十三年十一月胄は六十二間の筋或は星三州矢作され共桃なり等之玉かゝり少胄可宜候 吹返し今は家地麻がらすね篠小手持可成

丈輕きを用へしされ共革具足のおまり輕きは用立不申候 腹革其外よからぬいか様にも輕く出來申候大つ、みにいたし候精革なり邊を以仕立候と重く相成候 糞革は不

宜候厚候多もわたと唱候もの多く候銀かはと申候は革の皮の如くなるものにもスキ通り候多至多宜候これを合候多薄く制し候は、可宜候周禮考工記にも革を合 鏡炮ためしに

は不及候流矢を防候ため位の物と御心得候専ら自由に働出來候義を目標と可被成候所持はいたし居候得共鏡直衣等古製之物決る無用に候關ヶ

原已來之品の製を吟味して輕弁第一と存候陣羽織目印等に出來候は別段強而いらぬ物に候 木綿にて至厚き羽織などは可宜候太閤之陣羽織等を以相考候

一、鏡炮は西洋炮なるへし馬上炮短筒ストン之類必用之品也 小道具之内損し

四十二
鏡炮

一、馬具はねりくら象眼なき鏡笠たるへし 壹ヶ所紋たつな 貳筋敷いつれにしも

四十四
槍

力革銀革を入馬鎧所持いたし不申候元和之頃に泥障これは袋になる
 一、槍十文字にても素槍にても好みに應ず目釘よく心附候柄は石つき塩
 くひの邊太サ同しこと、申位なるへし短かたよろし柄はいつ方之檜にて
 も目きれなく曲たるを火にてため直し不申わり木宜候石つき鍔にて雲の
 形より先こけとかりたるに穴を明ケたるよろし

四十五
刀劍

一、刀脇差は不折つり合宜候切れ候は、害なき疵はいとふへからす
脇
に双切有之候得共物切レ候に付被目釘は中心の目釘穴一はいの太サなるへ
下候旨武徳編年集成に相見申候
 一、草柄糸巻片手まきの類也よろし菱をとらす巻ときは物に當り切る、時
 惣解になる憂ひ有故にかたて巻は漆之上へ巻也これはうるしにて上ワ塗を
 革柄は巻候以前に革をたせ候力一盃に度々引はり候不切不延革
 にて卷へし江戸の職人革の卷かた甚不實多しよく吟味すへし惣江江戶
 職人手際は宜候得共實用を失ふこと多し角頭巻かけは頭之方ぬ足を附柄へさし
いたし横よりさしこみ夫を爲念漆にて附るといふ様なること申附候不致候に付よく
注文いたし候多仕上ケ前に屢改可申候甲冑別々甚し冑の緒を折こみにする積に申へふ

四十六
常に出し
置候刀

一、刀劍之内別々秘藏にて實用之品一通に限平日手許に出し置可被申候
双物を多く出し置候は甚不用心に候
るき木綿きれを入られ候事一度鏡と革と二枚にいたし其間へ眞綿を入候冑をつくらせ候
處下地を爲見不申候間切候改候處綿は入無之候に付爲仕替候こと一度有之候以前は職人
方に参り都々直談いたし候處追々身分宜相成候に隨ひ人任
せに成行候間後に拵候品は別々相改候被用候様にと存候

四十七
新吉郎取
扱

一、申正月十六日に川路新吉郎出生せり妾服殊に六十の老翁いらぬもの故
 に御届等はせぬ也されと實父母の血のあまり龜末にすへきにあらす此兒
 の行末をおもふに差當候は敬次郎を養子に遣し候上は當分太郎妾服の
 兒のつもりたるへし若太郎に男子出生あらは新吉郎は養子に遣すこと勿
 論也凡五百石前後を見ン當にて遣すへし其生立にもよるへければ太郎目
 かねにて敬次郎と申談取計へし刀脇差はわか差料之内に一通は受合候
 實用之物遣すへし凡都合にて三これらのこと其人にもよるへければと大綱右
 にてよろしこれを元立にて取捨すへし申四月廿一日記之おさとも同意
 一、武士は平日至る儉約にいたし候而金錢の切はなれ殊更に奇麗にすへき

四十八
金錢遣ひ
拂

四十九
世間並

こと也世中に平日奢侈の人は可遣理に當りたる金を遣ふことは却あならぬもの也世人の笑ふ程に儉約にして少も貧はいとふへからすよく常に云世間なみと云こと有武家諸法度并兼々被 仰出之趣を守らすしてもものしらぬ人か世の流弊を世間並とおもふこと有こゝに心得有へしそれは流弊を以

御主人様并御代々之被 仰出之令條く背輩也かくなければ世の突合出來す申こと間々あり併其類多くは

御主人様之被 仰付よりも世の悪弊をよしとおもふ輩故道理に當候而世の突合の出來ぬを厭ふへからす今早く云ときは伯夷叔齊は道理に當て突合の出來ぬ世間並しらすのかきり也それを論語孟子に稱したるにて思ふへし唯至大と至小なるのみ世中に日々の伯夷叔齊はあるへき事也

一、朱文公祠堂の事を申されたるうちに 主人晨謁於大門之内、出入必告、至正朔望則參、俗節則獻以時食、有事則告、と有之候今も行へきことなればこれ

五十
佛壇

五十一
佛前の器

を以日本の流俗によりて持佛堂を拜すへし

一、朱文公祭器を論せられたるうちに 令則燕器代祭器、常饌代俎肉、楮錢代幣帛、是亦以平生所用、是謂從宜、とありかゝれば流俗に背きから文又は日本の古法等を用ふへからす

一、朱文公答吳尉曰、聞以職事見知、憲臺甚慰、然聲聞過情、君子耻之、初官僻縣、遽爲上官、獎拔如此、可以懼、而未可遽以爲喜、且當痛自檢飭、黽勉王事、謹終如始、不可便爲恣肆、乃萌躁之心也 と有太郎など引立くるゝ人有は必此ことを守るへし懼而不喜と之意慎深きを思ふへし自檢飭と有は朝夕に其行ひより家事の末々いたるまで改て不束のなき様にする事なるへし 公邊の事別而其勤向にかゝはる事なり黽勉王事の四字少も忘るへからす謹終始と有は御役被 仰付候其當日のことく終り迄することなるへしさて得意の時恣肆になりやすし可恐恣肆を躁心を氣さして早く官に進みたくなり身にあたはぬ要職を希ふ也以上之ヶ條を始終一のことくに慎しみたらは

五十二
御奉公出
之心得

孫輩もし用らるゝこと有とも間違はなかるへしよりて一ツを説有もし人有孫らに目の附引立むとの機有とき御目付とおもひたらは御徒頭御勘定組頭とおもひたらは御勘定を望へし武士世祿の皇國なれば御奉公をせねはならず御奉公をすれば少も御役に立様にすること勿論にてさすればおのつから權要の職に進む道理なり要路は要路たけの藝と了簡修行とを先ツ朝夕困勉をつくして身に求むる事也譬は坐敷を廣く照さむとするときは燈に油をつくか如し然るを身に求ることはすて置て人に譽られむとし又は要路に進まむとすれば必俗に云抜合のよきことをいひ且は諂諛專となり果くは小人の極に陥る也弁佞に欺れ又はそれを好む位の人ならば上にたちても必小人也小人なれば忠義の人に非すそれに諂て用られ何之御奉公をいたす積に候哉誓詞前文に必載らるゝ御爲第一に奉存候と申一言はいつれの地に置つもりに候哉其こと露忘るへからす扱又賢者有て人材を好み引あけむとして与風目につきたる時其人賢者なれば眼も

明なれば躰裁はかりにて實地のなき人はよしや一度は目につくとも必ずてらるゝ故其事のなき様に君子耻其言過其行と之教を常に守へし且又聖人賢人のことをいふまでもなし上は難有御主人也しかるに役にたぬ刀を研をよくし驚馬を上手に馬くろにのせてよき直段の御買上を願はむとするに類すること可有ことかはかたり又は奸商の街賣にてよき職にすゝめは祿盜人勿論に候御奉公をせむとしてかたり盜人の類にわか子孫ならむとは聊も不存は不及申草葉のかけにて憤りもしかなしみもいたし可申候何卒實地の修行耻敷からぬ様に露怠るへからす實地の修行不足ときは賈物を賣ともしこゝの處着眼第一也御奉公をして御用立要職を勤めむとの心懸はよしそれより間違てかたり盜人の類となるへからす岡本近江守七十余まで小普請にて御用ひあらは御奉公はする積なれと自らは不願とて權門要路の人と不交大久保加賀守殿之御見出にて追々御勘定奉行迄すゝみたりよき手本也我近江守自筆の加賀守殿の墓を祭りたる文を藏せり合みるへし

一行道院様御俗稱内藤吉兵衛と被男子四人有嫡子は早世内藤綱太郎と申其次左